

建設委員会 地方行政委員会 農林水産委員会 商工委員会
通信委員会 土地問題等に関する特別委員会連合審査会議録

第一号

平成四年四月二十日(月曜日)

午前十時開議

出席委員

建設委員会

委員長 古賀 誠君

理事 片岡 武司君

理事 北村 直人君

理事 渡海紀三朗君

理事 山内 弘君

理事 川崎 二郎君

理事 木村 守男君

理事 塩谷 立君

理事 野田 実君

理事 光武 顕君

理事 石井 智君

理事 渋谷 修君

辻 第一君

地方行政委員会

委員長 中島 衛君

理事 岡島 正之君

理事 増田 敏男君

理事 中沢 健次君

理事 井奥 貞雄君

理事 中谷 元君

理事 野中 広務君

理事 小林 守君

理事 吉井 光昭君

農林水産委員会

委員長 高村 正彦君

理事 岩村卯一郎君

理事 杉浦 正健君

理事 築瀬 進君

理事 内海 英男君

理事 三ツ林弥太郎君

辻 一彦君

商工委員会

委員長 武藤 山治君

理事 井出 正一君

理事 和田 貞夫君

理事 甘利 明君

理事 奥田 幹生君

理事 佐藤 守良君

理事 増田 敏男君

理事 鈴木 久君

理事 小沢 和秋君

通信委員会

委員長 谷垣 禎一君

理事 川崎 二郎君

理事 大木 正吾君

理事 鈴木 恒夫君

理事 武部 文君

高木 義明君

土地問題等に関する特別委員会

理事 狩野 勝君

理事 萩山 教蔵君

理事 平田 米男君

理事 井奥 貞雄君

理事 佐藤 守良君

理事 鈴木 恒夫君

理事 東 力君

理事 小川 信君

理事 貴志 八郎君

理事 佐藤 泰介君

理事 松本 龍君

理事 伊藤 英成君

出席國務大臣

農林水産大臣 田名部匡省君

郵政大臣 渡辺 秀央君

建設大臣 山崎 拓君

出席政府委員

自 治 大 臣 塩川正十郎君

國 務 大 臣 東 家 嘉幸君

(國土庁長官)

経済企画庁長官 糠谷 真平君

計画局審議官

国土庁長官官房 藤原 良一君

国土庁計画・調 田中 章介君

整備局長 西谷 剛君

国土庁地方振興 小島 重喜君

局長

農林水産大臣官 馬場久萬男君

房長

農林水産省構造 海野 研一君

改善局長

農林水産省食品 武智 敏夫君

流通局長

通商産業政務次 古賀 正浩君

官

通商産業大臣官 中田 哲雄君

房審議官

郵政政務次官 笹川 堯君

局長

郵政省通信政策 白井 太君

局長

郵政省電気通信 森本 哲夫君

局長

郵政省放送行政 小野沢知之君

局長

建設大臣官房長 望月 薫雄君

建設省都市局長 市川 一朗君

建設省住宅局長 立石 真君

自治大臣官房長 森 繁一君

自治省行政局長 紀内 隆宏君

自治省財政局長 湯浅 利夫君

自治省税務局長 杉原 正純君

委員外の出席者

建設委員会 地方行政委員会 農林水産委員会 商工委員会
通信委員会 土地問題等に関する特別委員会連合審査会議録 第一号

文部大臣官房審 佐藤 禎一君
議官
地方行政委員会 渡辺 功君
調査室長
農林水産委員会 黒木 敏郎君
調査室長
商工委員会調査 山下 弘文君
室長
通信委員会調査 辛島 一治君
室長
建設委員会調査 杉本 康人君
室長
土地問題等に関 する特別委員会 調査室長

本日の会議に付した案件
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再
配置の促進に関する法律案(内閣提出第三四号)

○古賀委員長 これより建設委員会地方行政委員
会農林水産委員会商工委員会通信委員会土地問題
等に関する特別委員会連合審査会を開会いたしま
す。
先例によりまして、私が委員長長の職務を行いま
す。
内閣提出、地方拠点都市地域の整備及び産業業
務施設の再配置の促進に関する法律案を議題とい
たします。
本案の趣旨の説明につきましては、これを省略
し、お手元に配付してあります資料により御了承
願います。
これより質疑を行います。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。三野優美君。

○三野委員 本法案の連合審査に当たりまして、
各党、各委員会の御協力をいただきましたこと

を、まずお礼を申し上げたいと存じます。
また、関係大臣には、大変多忙な中をおそろいで御出席をいただきましたことに感謝を申し上げます、まず私の方から冒頭、きょうは各大臣にお尋ねをいたします。そのことをまず申し上げておきたいと思ひます。

政府は、平成二年度の国勢調査の結果、日本列島の人口動態が、北海道、東北、山陰、四国、九州において大幅な人口減少県が目立ち、首都圏の人口が大きく増加したことを重視して、若者が都市に集中し、これらの地方の県は高齢化が著しくその速度を速めてきたのであります。これは単に人口動態のみにとどまらず、経済、教育、保健医療、交通、文化、そして国土保全の立場からも、日本列島が異常な事態をもたらしていることを示しておると思ひます。この現象は今に始まったものではありませんが、昭和五十五年調査では、全国で東京都のみが人口減をもたらしていましたが、その周辺はこの当時から既に異常な人口膨張が行われているのです。また、昭和六十年調査でも同じ傾向を示しております。続いて、大阪を軸とする関西、名古屋を中心とする中部圏と続いてきたのであります。

この間、政府はさまざまな手法で、産業、経済とあわせて人口の大都市集中を避けて、地方分散の政策を展開してまいりました。例えば、昭和三十六年低開発地域工業開発促進法、昭和三十七年新産業都市建設促進法、昭和三十九年工業整備特別地域整備促進法、昭和五十八年高度技術工業集積地域開発促進法、いわゆるテクノポリス、昭和六十二年は少し性格が違いますが総合保養地域整備法、リゾート法、昭和六十三年は多極分散型国土形成促進法、数多い地域振興策を制定してまいりました。この中には制定後まだ日の浅いものもありますが、既にリゾート法のごく地域の自然破壊が問題となり破産状態となったもの、振興拠点制度のように余り地方に歓迎されていないものも出てきているわけであり、これらの施策の展開にもかかわらず、その効果が見られず、日

本列島は今日の異常事態を生み出したのであります。その間、実はもう政府も御承知のとおり、八七年の建設白書でも、前回建設委員会で指摘されましたが、首都東京のオフィス床需要が増大している状況の中で、民間の活力を活用してまいり、都心部の高度利用のための政策を展開してまいりました。あるいはまた、今日まで幾たびか、都市計画法や建築基準法の規制緩和によって、さらに都市が、東京首都が膨大する政策をとってきたことも否めない事実であります。いわば、先ほど申し上げました幾つかの地方の活性化のための政策と、首都東京に集中するオフィスビルを含めた規制緩和とが、相矛盾するものが同時に行われてきたわけであり、また、今日もなお、東京湾の埋立計画があります。あるいはまた、今国会に政府が提出しております、これはまた審議されますあの都市計画法、あるいは建築基準法の一部にもそういう傾向が見られているわけであり、

いわば、地方の経済の活性化、大都市集中排除のための人口分散を一方で唱えながら、一方においては大都市集中をする政策が次々と行われ、こういう相矛盾した経過があるわけであり、今申しましたように幾つかの地方の経済、文化の活性化のためにとってきた政策がいわば空振り状態であったわけであり、その反省点をどのように受けとめていくのか、まずこの点、地方自治体を預かる自治大臣の見解を尋ねておきたいと思ひます。

これらの反省、総括の上に立って、今回、総合的かつ具体的な施策によってこの日本列島の修復、発展をもたらそうとの意図に基づいて本法案を策定し、その中心的役割を果たそうとする建設省は、どのような展望を持っておられるのか。私たちも、また地方自治体も、過去の政府の地方振興政策が結果として空振りが多く、今日の事態を招いただけに、本法案に期待する一方、また同じ結果をもたらすのではないかと不安もあることとは否めない事実であります。それだけに、政府

も、六省庁が総合的な政策の展開によってその実を上げようと、その意気込みと考えてこの法案を提案したと思ひますが、建設大臣のこれに対する所信を求めておきたいと思ひます。

さらに本法案は、地方拠点都市地域を構成する市町村が共同して基本計画を定め、知事の承認にゆだねるようになっておるのであります。その主体は地方自治体となっております。その中で、六省庁の窓口は、本法案の提案者である六省庁の中で、とりわけ建設大臣がその任に当たるとかどうか。窓口は一体どこなのか、これは六省庁合意されておるのかどうか、これもあわせて建設大臣なり自治大臣から聞いておきたいと思ひます。

○壇川国務大臣 まず、お尋ねの一番最初の案件は、なぜ一極集中が進んできたのか、政府はいろいろな施策をしてきておるのに、それにもかかわらず一極集中は進んでおるじゃないか。そして、やっておること自体に、一極集中排除を唱えながら、片一方では一極集中をより促進するような施策も行われておるのではないかと、こういうお尋ねでございました。

私は、余り詳しいことは知りませんが、戦後の日本の動きをずっと見てまいりますと、やはりイノベーションの進展とともに都市のあり方、地方行政のあり方も変わってきておると思ひまして、この力というものは余りにも大きいものでございますから、なかなか行政の力なりあるいは地方自治団体の努力のみではそれに対応することはできなかつた。例えば、三十九年から前後いたしました新幹線、オリンピック、新幹線、これが日本の都市のあり方を根本的に変えてきたと思ひますし、石油ショック以降におきますところの国際化、情報化、この社会の変化というものは日本の経済なり文化、社会のあり方を全部変えてきたと思ひます。これに対して、地方自治体あるいは政府自体も必死に東京集中を防止すべく努力いたしましたけれども、自然の力といひましようか、時の勢いといひましようものは強過ぎた。しかし一方

において、いろいろと多極分散の努力をしてまいりましたことが、ある程度は現在も成果が出てきておると私は思っております。

そこで問題は、これからただ便利さのみを求めるところではなくして、便利さを求めるということを中心置き、先ほどおっしゃいましたように、一極集中の排除をしようとするか、また集中にふさわしい促進をしようとするかともやっておるのではないかと、このことにも相なるかと思ひます。そこは国土の均衡ある発展を期するために、そういうものを絶えず各省庁間で連絡し合いながら、お互いが一つの行政の単位としての仕事をすただけじゃなくして、お互いに連絡をとり合つてそういうこと弊害を除去する努力をすべきではないか、こう思っております。その意味におきまして、一つの大きい試金石となりましたのが、今回の地方拠点都市づくりのこの構想、やり方であるかと思うておられて、このようなものを一つ一つにこにいたして今後進めていきたい、こういうことを考えておるところであります。

それから、もう一つの問題は、主務大臣が六省であるけれども、一体どこが中心になってやっていくのだ、こういうお尋ねだと思ひますが、私は中心というよりも、要するに基本方針は政府六省庁協議し、あるいは地方の意見等を聞きながら基本方針を決定する、そして知事が地元各市町村と協議をして基本計画を決める、そうしてそれを承認していくという、今までのいわばトップダウンの方式をとっておるものではなくして、そこにボトムアップのシステムを導入しておるものではないかと、あえてどこが中心ということではなく、やはり六省庁が絶えず連絡して、一体となつて地方自治体が努力いたしますスタイルの法に協力をしていく、そういう新しいスタイルの法律であると認識いたしております。

○山崎国務大臣 ただいまの先生が御指摘をされました過去の一連の地方分散政策と申しますか、各種立法のあり方につきましても、ただいま自治大臣がお答えになつたとおりでございますが、そ

それはそれなりに一定の役割を果たしてきたと存じております。

さはさりながら、御指摘のとおり、国勢調査を見ておきますと、十八道県にわたりまして人口の減少が見られ、東京一極集中が現に進行中であるということも事実でございます。それには幾つかの原因があると思っております。東京は人口を吸収する魅力が備えておられることは事実でございます。その魅力があります間はこれを防ぐことはなかなか難しいということでございます。そこで、東京の魅力を増強するというのではなく、むしろ地方に東京が持つておりますような魅力を持つてまいりまして、そのことによって人口の流出を防ぎ、かつ人口の還元を図るという積極的な施策を講じてまいりたいというのが本法案の趣旨でございます。

東京には高次の都市機能がございまして、一口に申しますと職住遊学といった、特に生活空間として若者たちが魅力を感じる機能が集中いたしておるのでございます。そういった魅力を持つ都市が現に地方に存在いたしまして、地方において一極集中が起こっているということも事実でございます。それは政令都市であり、あるいは県庁所在地の都市におきましてそういった現象が見られることは御案内のとおりでございます。高次の都市機能を持ちました新しい拠点都市地域を整備いたすことによりまして、人口の分散あるいは人口の還元を努めていきたいということでございます。

それから、この法案は産業業務施設の再配置を促進するということもねらいとして持つておるのでございますが、これはただいま御指摘がございました一連の過去の立法が行われました当時、新しい法案は別といたしまして、古い法案につきましては、当時の産業構造にミートいたしました法案であったのではないかと思っております。クラス分類によれば第二次産業が中心でありました時代、新産都市法でございますとかそういった新しい、当時の産業、工場を地方に分散せしめたという新しいねらいであったかと思っておりますが、

その後、第三次産業にシフトしてまいりまして、東京は高度な情報機能を持った都市としてさらに発展してまいりたわけでございますけれども、そういった現実に着目いたしまして、産業業務施設が地方に移るといことがなければ、一極集中を排除いたしまして地方分散政策の実を上げることができない。そういうことも含めまして、六省庁が中心となり、他省庁にももちろん御協力賜りまして、一体となって地方拠点都市地域の整備と産業業務施設の再配置を促進してまいりたいということでございます。

なお、一体どこが中心になるかということにつきましては、自治大臣がお答えになったとおりでございますが、六省庁で、あるいは他省庁も含めて協議機関を設けて、その協議機関で今後一体的な運営をやってまいりたいと考えておるつもりでございます。

○三野委員 一つは、先ほど指摘したように、昭和三十年代後半から次々と地方振興政策をとってきた。それはそれなりの役割を果たしたと自治大臣は言うのですが、政治や行政というのは結果に責任を負わなければならぬわけでしょう。それをやったけれども、今日のような異常事態が生まれてきたというこの事実、これは逃げるわけにはいかないわけですから、私はその点を指摘したわけなんです。これを繰り返してはいかぬと、今度また同じことを繰り返してはいかぬということ、過去のこの機能しなかった事実というものについて我々は反省するということを申し上げたわけでありまして。後からまた御意見を聞きませう。

それから、建設大臣は今、六省庁が協議してやっていく。そう書いてある。それは協議が必要でしょう。そのために、これは六省庁が共同でやるということになっていく。ただ、実施する地方自治体は、六省庁の協議のところへそれぞれお願いに行つて、こうしなければならぬのですかなんというのを一々やるわけにはいかないわけですから。したがって、六省庁の窓口は一体どこが責任

を負って内部的に協議するのですか。

この前、建設委員会で議論している過程では、何となく調整機能機関としての国土庁長官みいたいな話で国土庁長官から出る。ところが、この法案を見ると市町村や県が中心なんです。自治体なんです。それを見れば、自治大臣かなという感じもするわけですね。ところが、事業の内容を見てみれば、後からまた議論しますが、どうも建設大臣がその中心的役割を果たす、したがって建設大臣。都市局が軸でまとめたという経過もあるわけなんです。したがってこの際、どこが窓口になるかというところについては親切に地方自治体に示したかどうか。そうでなければ、協議します、協議しますと言つて、来たならば戻らざる回したようになつた。ただ、ちだと言われたのでは、とてもじゃないけれども、まとめた法案として運用はできないのじゃないですか。この点だけはひとつ明確にしてください。

○山崎國務大臣 協議機関を設けるところまでは各省庁で合意を見ておるところでございますが、一体どこを窓口にするかというようなことはまだ議論して詰めていないところでございますが、少なくともこの協議機関の取りまとめ役は国土庁長官にお願いをいたしたいと考えておるところでございます。

○三野委員 建設大臣、あなたの都市局がまとめて我々建設委員会に提示してきた。それを他に転嫁してはいかぬですよ。いわば、いまだにまとまっていないなんという法案を我々に審議させて、自治体はこれからどうするのですか。既に運動の始まったところもある。こういう無責任なことは困るのである。私は直ちに、ここに大臣そろっているのですからまとめて、後で最後のところで回答してください。私にできないればほかの議員にでもしてください。そうでなければこんなものは、どこが窓口かわからぬようなものは審議できるものですか。

点都市地域の指定についてお尋ねします。初年度十カ所程度、将来は一県に二カ所程度、できれば五十カ所から八十カ所と考えているように報道されているわけですね。指定箇所が少なければ県内において一点集中主義となり、多く指定すれば施策が散漫となつてその効果を生まなくなりませう。行政の平準化と本法の効率的な運用と、相矛盾する点をどのように調整するのか、自治大臣及び建設大臣にお尋ねいたします。

指定は原則として県都を除く第二、第三の地方都市及び周辺市町村となつていますが、その人口及び面積等の規模はどの程度のもので適正と考えているのか。今日まで進めてきた広域事務組合の実績などを勘案するつもりがあるかどうか。この場合、中核となるべき都市は、概して交通、文化施設及び財政力等に一定程度恵まれております。国の施策への負担能力、またその施策を支え、かつ有効ならしめるための自治体独自の事業のための財政負担能力等を考える場合に、本法の事業の主要な部分が中核都市に集中し、その吸引力によって周辺市町村との新たな格差を生む危惧はないかどうか。

また、県によっては、県部の都市計画法の市街化区域を除く調整区域の一部と周辺市町村を含む地域指定、この場合は道路、鉄道、空港、港湾等を考慮して特例指定をすることがあるかどうか。また、市制はされていないが新たな交通機関の整備等によって近い将来大きくその地域が変化し、または発展させるための必要ありと知事が認めた場合に、郡の行政区画、いわば市のない郡の行政区画においても指定する等柔軟に対応することがあるかどうか。この点をひとつ自治大臣に聞いておきたいと思つております。

私がこう申し上げますのは、生産緑地法制定後の運用に当たつて、それぞれの地方自治体が独自の計画に基づいて運用しようとした際、建設省及び自治省は、国の方針と異なるという異議を言つたようであります。それぞれの自治体がある町の歴史的経過、また今後の都市づくりについて

独自の計画があることは当然のことであり、また将来宅地化すべき農地にしてみても、一挙に都市計画が実施され宅地化されるわけではないのであって、大阪には大阪らしい、京都は京都らしい、藤沢市は藤沢らしいそれぞれの特色のある都市の自主性を尊重するという柔軟な対応をして、画一的な法の運用はすべきでないと思う。したがって、私はあのときに建設省、自治省が異議を挟むことはどうかと思った。

今度の場合も、先ほど申し述べたようにその地域の実情、その地域の首長の町づくりの構想によって、柔軟に対応するということがあってしかるべきではないかと思うのです。したがって、今のようなことを聞いたわけであり、どうも法が執行されると、後は役人さんが法の活字だけを読んじやって、あれは違法だ、これは適切でないという指摘して住民自治というものを無視する傾向がある。そのことを私は指摘しているわけであり、また、この点はひとつ大臣にお聞きをしておきたいと思つておきます。

この際、ひとつ自治大臣にお尋ねしたいのですが、道路、交通機関の発達、行政の多様化、高度化、広域化した現在、本法を施行するに当たっても幾つかの矛盾点あるいは問題点が考えられますので、この際新たな今の時点における町村合併、これは私の私見であります、新たな町村合併促進法なんというのを考えたことはあるのかないのか、そういう意図はあるのかどうか、この際これもひとつ聞いておきたいと思つておきます。

○塩川国務大臣 機関統のように連続的にばつぽつとお聞きになったので、ちょっと全部は私一人でお答えできないと思つておきます、行政局長があとを補足すると思つておきます、私から三点お答え申し上げたいと思つておきます。

一つは、既存の計画と今度の計画との間にそごを来すようなことはないだろうかという御心配でございます。確かにそういうことは、私たちが冒頭にやはりそういう懸念はしたのでございませう。(二)野委員「いや私は、一極集中と、また二カ

所、三カ所とやれば散漫になる、そのことを言っているわけだ」と呼ぶ)その点について、これは法案は御存じのように、あくまでも主体は知事になるわけですね。基本方針は確かに六省庁で決めますけれども、計画策定して承認というところは知事と関係市町村とが協議をしてやるということになっておられますので、そこが大分今までと違つたということですね。

それで、先ほど一番最初のときに御質問の中にございまして六省庁がどが責任者なんだという問題と、この計画を推進していく、策定していく段階との間に相当の関連性がある。つまり、何のために何を目的にしてどの地域を地方拠点に指定して、そこに一つの中核をつくらうとするのかというところ、この目的と地域の策定というものは、やはり地方自治体を中心に行つていかざるを得ないのではないかと。これを、上からいわば地域指定をしていきましたことが今までうまくいかなかった。多々ございませう、そういう点もあつた。その反省に立つての今度の措置でございませうから、そういうことをやる必要があるのではないかと。そういう意味におきまして、御心配のあるような、要するに主務官庁がはっきりしておらぬからこの法案が宙に浮いてしまつたということはないだらう、私はこう思つておられます。

それから、この機会に財政が中核都市に集中してしまうのではなからうかという御心配でございませう。その周辺地は枯れてしまつたのじゃないか。一将功成り万骨枯れる、そういうことになつてはいかぬ、これはもう当然でございませうので、そういうことにはならぬよう、いわばこの交付税措置を指定するにいたしましても、そういう点は十分に注意をしながらやつてまいらなければならぬ、こう思つておられます。

最後の、私の方からの答弁の最後でございませう、この際、合併促進をある程度考えたらどうだらうかと思つておられます。私はかねてから、現在の三千三百近くの自治体というものはちょっと多いような感じがしておられるわけで、私自身でそうだと

思つておられる。といつて、これはあくまでも自治のことでございませうから、強制権を發動するとかそういうことはできません。自然に社会的、文化的な条件が整つてくれば合併の機運が出てくると思つておられます、そういうものを助けていくというのか、それはやはり絶えず考えていかなければならぬのではないかと思つておられます、そういうようなものの合併の機運が全国的にどういう状況になつておられるかというところは、一度自治省として地方の実情を調査いたしまして、その上で対策を考えていきたいと思つておられます。

○山崎国務大臣 最初に、先ほどの答弁の補足を申し上げますが、地方公共団体の窓口となり申すのは協議会でございます。それで、その協議会の取りまとめを国土庁長官にお願いをいたしたい、そういうふうな申し上げたわけでございます、窓口が決まらなかつたというところではございませう、地方公共団体がどこに行つていいかわからなかつたということではございませう、この協議会と申しますか、各省庁の協議機関で窓口となつて対応いたしたいと考へておられるところではございませう。

それから、地方拠点都市地域は、地方の自立的な成長を牽引し、地方定住の核となるべき地域でございませうから、ここに重点的な投資の配分が行われる、整備が行われるというところは事実でございませう、その数につきましてもは当然絞り込んでいくということに相なるわけでございます。この法案の目的といたしまして、地方分散を図るといふこともございませう、その地域におきまします極集中も是正してまいりたいと思つてもございませう、先生が御指摘をされましたとおあり、従来政令都市、県庁所在都市は原則といたしまして対象にせず、その地域と申しますか、県下に

おきますバランスのとれた均衡のある発展を考慮いたしまして指定に、これは知事さんがなされるわけでございますけれども、当然なるうかと考へておられるところではございませう。そして、自治大臣も申し上げましたとおり、指

定をされました当該市町村地域におきましてみずから計画を立てたことになることとございませうので、その計画を十分検討させていただきますとともに、その地域が拠点都市地域として整備される条件が整つていくところから優先的に指定される、整備されていくところからなるうかと思つておられます。例えば、高速道路網が未整備な地域をいふ指定いたしましたも、建設省の所管いたしました社会資本の整備は仮にやれるといたしましても、一番肝心の社会資本である高速道路網が建設されてないところから果たして産業業務施設再配置ができるかということにも相なりますので、条件整備が行われているところから優先的に指定していくということになるうかと思つておられます。最終的には各県、二カ所という目標を持つておられるところではございませう、それまでの間にはこれをだんだんに行つていくと申しますか、そういうことにならうかと考へておられます。

それから先生御懸念の、県内において新しい格差ができるのではないかと、こういう点は一番私どもも心配いたすところではございませう、従来どおり均衡ある国土の発展を図りますために、例えば建設行政が分担いたしました社会資本の整備等につきましては、これを地域格差が起らないように進めてまいりたいと考へておられるところではございませう、そういう意味におきましては、拠点都市地域整備のためあるいは別途の財政措置が要するといふことにもなるうかと考へておられます。

○三野委員 調整機能は国土庁が持つというのの前々から聞いていますのでございませう、この法案をもともと私ども建設委員会に提案してきておられるは都市局なんです。したがって、そこらのところは責任を持ってちゃんとしないと、提案したところが横のいちゃや、いやよそでやつてもらうなんて、そんなのだからこれは問題にならぬです。ですから、そこらところはもう少し整備しないと、せつかく六省庁が合同してつくつた法案が、地方自治体があります混乱を起すことになつてしまふのですから、これはもつとしっかり

してもらわぬと困りますから、今のままではちょっとまだ納得できません。

時間がないので、次に国土庁長官、通産大臣にお尋ねします。

この法案の指定に当たって、新産都市及びテクノ等の他の地域開発促進法との重複指定は極力避けて、行政の均衡をとるべきと思うのですが、どうだろうか。屋上屋を重ねるようなことをしてしまつてしまふが、新産都市やテクノは、すべてとは言いませんが生産を中心としてきた。今度は業務都市をやると言ってきた。そうすると、都市の性格からして違つてもいいのではないかと思うのですが、重複を避けるのかどうか。指定するところは三つも四つも指定してしまつて、何も指定しないところはほつちかしたかしてしまつておきたい。

それから、産業業務施設の再配置の促進については、東京二十三区から首都圏以外に転出する企業はどの程度想定しているのか、通産大臣に聞いておきます。人口減少地域、北海道、東北、山陰、四国、九州への首都二十三区から転出が想定できるところで、聞いておきます。もしこの人口減少地区に行くとしたら、その条件は何なのか。本法案がその役割を果たし得るのかどうか。また、東京二十三区から転出した後の土地の公共用地への転用の際、東京都及び区などあるいは公社公団への財政的な支援、その用地を公共事業として買取するわけですから、財政支援のための具体策、予算措置を、これは国土庁長官だろつと思つたのですが、ひとつ示してもらいたい。

地方拠点都市の指定によって再び地方での土地価格の高騰が予想され、地域経済への影響及び拠点地域での事業実施が困難となることと予想されます。国土庁は地域指定と同時に、この地域の土地の監視区域の指定を行うのかどうか、聞いておきます。どうぞ要点だけやつて下さい。時間の関係でひとつ簡単に、まだありますので。

○東家國務大臣 今お尋ねの、過去の法案について重複することについてどう対処するかということについては、今度の法案は各六省庁また協力官庁と一体となって取り組むことに意義があるといふふうな考えでおりますし、なおまた、特に住宅等についてより居住性の高いそうした環境整備をしながら、できるだけ東京から移り住んで魅力を感じさせるようなものもあわせて取り組もうといふようなこと等々で、過去の法案とはやはり趣旨が異なるようなこともございますので、特にそうした過去の法案とある一定の重複はありまじうけれども、それは十分私は今度の法案によつてさらに活性化でき得るものと解釈をいたしております。

そういうことで、移転については十分可能な方向で取り進めたいと思つております。

また、土地の価格等についてどうするのか、監視区域を設けるのか等の御質問でございますが、これは今申し上げますように、土地が高騰しないような仕組みをしかるべきことで対処しておきます。魅力ある居住環境を求めておいでになる方等に配慮することもでき得ないということも十分考へていふつもりでございます。

それから、ほかの御質問については大方通産関係のことだと思つたので、そちらの方から御答弁を願いたいと思つたので。

○古賀政府委員 ただいまの御質問のうち、重複指定の問題に関して通産省の関係を申し上げます。

テクノポリス法など通産省がこれまで進めてまいりました地域立法は、先生も御指摘のとおり生産機能の地方分散をねらいとしたものでございまして、したがって、産業業務機能の地方分散をねらいとする今回の法案は、基本的にその目的、性格が異なるかと私は理解しております。また、それぞれの地域は地理的、経済的あるいは社会的な実態がさまざまございまして、その発展のポテンシャルも異なる特色をそれぞれ持つておるといふことがございます。このよ

うなことを考えますと、同一県内におきまして既存立法の対象地域が本法の地域指定を受けるケースもあり得ますけれども、その一方、既存立法の対象地域とは別の地域が指定されるケースもあると考へます。したがって、要すれば、必ずしも既存の地域立法の対象地域との重複を排除することはないと私も考へておるところでございます。

○中田政府委員 ちよつと補足をさせていただきます。

この法律によりましてどの程度の企業の移転が想定されるかという御質問でございますが、今後地域指定がどのようになされ、また市町村がどのような計画をつくるかといったあたりがはっきりしてまいりませんと、なかなか予測が難しいわけでございますが、いずれにいたしましても、東京二十三区におきまして業務機能の過度集中の是正に目に見える効果があらわれるように努めてまいりたいというふうな考へておられます。

また、御指摘の人口減少地域につきましては企業移転でございませぬけれども、私も十分に可能であるし、また移転がなされなければならぬといふふうな考へておるわけでございます。これらの地域での条件整備につきましては、通産省におきまして昨年企業の調査をいたしました。これによりまして、金融、税制などによりまして移転コストの低減を図ることが第一、次に交通、情報通信インフラの整備あるいは従業員住宅確保といったようなことが高い順位で挙げられておるわけでございまして、これらの条件整備に係る総合的な対策が必要であるといふふうな認識しております。

この法律の果たすべき役割でございますけれども、今申し上げましたような認識のもとに、個々の企業ニーズに対応いたしました移転企業対策と魅力ある地方拠点整備のための支援措置とを一体的に講ずるといふことによりまして、東京二十三区から拠点都市地域への円滑な産業業務施設の再配置が図れるものといふふうな考へております。

○三野委員 あなたの話を聞いておると、伊藤忠商事や丸紅が北海道や四国や九州へ来てくれるみたいな話ですから、あなたを人質にとつておかぬとこれは危なくてしようがないですけども、人質の話はまた後からします。

農林水産大臣にお尋ねします。本法による拠点地域の指定によって農地の転用が緩和されるわけですね。リゾート法もこういうものが適用される。これらが悪用されて、農村では環境の破壊及び多目的に利用される等被害が出ていることも事実あるわけでありませぬ。新しい施策が行われる際に、しばしば他産業の犠牲に農地が転用されてきたのは今日までの経過であるし、あるいは農村を今日の窮地に追い込んだこともまた事実だろつと思つた。そのことを避けるためにも、都市周辺に農地が含まれるだけに、本法の指定に当たっては、農地の基盤整備、園場整備を含む基盤整備及び都市型農業の形成のための農村近代化施策の策定を基本計画の中に義務づける必要があると思つたのですが、一体どうですか。

また、そのための予算措置は一体どういふようにしようかと農林水産省は考へているのか。本法による地域指定内での区画整理地区以外の農地は、市街地調整区域または農振地域に指定して農地を保全する、こういう厳しい制度をとるのかどうか。あわせて、指定地に漁業振興策なども考へておるのかどうか、お尋ねをしておきます。

○田名都國務大臣 お答え申し上げますが、先生御案内のように、地方でも農村地帯、漁村地帯、大変な人口が減少いたしております。お世話になるお年寄りの人たちは残つておる。若者は都市に職を求めて、今や大変な人口減少をしておるわけでありませぬ。そういうことを考へますと、この地方拠点都市地域というものは、非常に私たちにとても魅力のあるものであります。一つは、都市に集中したために、予算もそういう意味では投資が都市に集中してきて、地方はそういう意味では、農村、漁村というものは投資が非常に少なくておる。せつかくこのすばらしい地域指定をする

場合に、農村とか漁村の果たす役割というものを私たちが明確にしたい。

で、お話のように農地がどうなるかということであり、今新しい食料・農業・農村ということで省内で検討しておりますけれども、優良な土地はもう未来永劫にきちっと指定して残そうということをやっております。したがって、この問題で農地が荒らされていくとか、そういうことではないように整備をきちっとしたい。しかし、宅地でありますとかいろいろのことの相違が出てまいりますと、その時点で、残すべきものとあてはめてまいりたい。あるいは整備の仕方であり、進められたい。あるいは、環境を今重視して、村に多いと思うのです。ですから、道路の整備をしていただく。あるいは、環境が整備されることによって、そこに都会から行った方々が住みたいという場合もあるいは出てきようかと思っております。そういうことを含めまして、全体的に私たちは農村の整備と農業振興というものを図っていききたい、こう考えております。

予算の方は、既に一兆一千億の農業、農村整備事業費として持っておりますけれども、これがどこにどう決定になるかわかりませんが、なった時点でさらに重点的に予算の増額を図って整備を行っていききたい、そういうふうな考えております。

○三野委員 郵政大臣にお尋ねします。本法案に当たって特に重視されることは、情報通信に負うところが非常に大きいと思っております。電気通信の利便性を効果的に高めるその機能を持つ共同利用施設の整備及び管理に対し、郵政省は応分の出資をするということになっていくわけであり、聞くとところによると、一カ所に約二億円、二カ所程度で四億円を計上していると聞いています。政府は本法案の施行に当たって、初年度十カ所、五年間に八十地域の指定が想定されているわけ

あります。郵政省は電気通信の共同利用施設に年二カ所、四億円とすれば、四十年要するわけであり、これは、実はこの法律の中には郵政省は積極的にやるという書いているけれども、できないんじゃないですか。いわば、都市機能というの情報は通信機関の整備が最も重視されなければならぬにもかかわらず、これでは既にできないことになっていくのでありますが、一体これはどうされますか。

○笹川政府委員 三野先生にお答えいたします。御質問の二でございますが、郵政省としては、地方拠点都市地域の整備のための情報通信の役割にかんがみまして、業務施設等の集積を誘導する拠点地域の核としての施設として、高度利用の利便性の高い電気通信サービスが共同でできる中核施設の整備について、通信・放送機構からの出資等の支援を行うこととしております。それから、このための予算といたしまして、今先生の指摘されたとおり平成四年度におきましては一カ所約二億円、二カ所四億円が産業投資特別会計から通信・放送機構への出資をされることになっております。なお、中核施設を整備するための支援措置といたしまして、通信・放送機構からの出資のほか、NITのCタイプが無利子融資がございまして、このような措置を講ずることによりまして中核施設の円滑な整備がなされるものと考えております。

次に、今先生が御指摘いただきました間、二問でございますが、毎年二カ所ずつやっても四十年かかるんじゃないか、大変長いという御指摘がございましたが、御案内のように地方拠点都市地域の指定は都道府県知事が行うものでございまして、その数につきましては、法律に基づいて定められる性格のものでございませぬが、一つの目安として申し上げるならば、県内で一、二カ所程度が当初は適当であると考えております。なお、郵政省が通信・放送機構からの出資等により整備をしようとしている中核施設につきましては、平成四年度においては二カ所でございますが、来年度

以降につきましては地方のニーズを見きわめまして、それにこたえるために、必要であれば予算の獲得を改めてさせていただきたい、こう考えておりますので、今先生が四十年という話がございましたが、でき得ればもっと短い期間にこれが達成できるように努力をしなければならぬと考えております。

一方、中核施設が整備されない拠点地域にあって、一極集中は正に資する電気通信施設の整備に対しましては開銀等からの低利の融資もございまして、これらも活用してまいりたいと思っております。なお、先生の先ほどのいろいろの御質問の中にもよく郵政省としてもわきまをましまして、できる範囲の前の努力をしてみたい、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○三野委員 建設大臣にも聞きますが、今聞いていたように四億、二カ所なんだ。あなたのところはどこを指定するか知らぬけれども、十カ所やったら来年は何十億にしなればならぬ。それほど郵政省は維持しているかどうか知らぬけれども、これは後から聞きます。

まずこれは、自治大臣にお聞きしてもいいし建設大臣の方でもいいのですが、窓口はよくわかりませぬけれども、指定された一つの拠点都市が基本計画に示された、諸事業が整備される、そのために必要な年月、指定したけれども遅々として進まない、それじゃ困るのであって、大体指定して事業が始まったら、五年で整備するの十年で済むのか、あるいは五十年かかってしまうのか、これはやはりひとつ明らかにしてもらいたい。私は、五十年では大臣もいなくなつて私もいなくなつて、それは困るのですが、せめて十年が目途だと思ふが、その必要な年月は一体どのくらいかかるのだろうか。

二つ目には、基本計画の策定に当たって地域住民の意見をどのような組織形態でくみ上げていくのか。また、これらの基本計画は地方自治体の議会の承認を得ることは当然だと思う。従来のよう

の内容に応じて異なり得ると思えますけれども、総体としてみれば、一定の期間内に成果を上げるべきものとして五年から十年の範囲かな、このように考えております。

それから次に、基本計画につきまして住民の意向の反映についてお尋ねでございましたけれども、本法案の六条におきまして、この基本計画をつくるに当たっては地方自治法の二条五項に規定しております市町村の基本構想、これは議会の議決を経て定まるわけでございますけれども、これに即することとされておりました、住民の意向、議会の意向はこれに反映されるものと考えております。なお、具体的に基本計画の策定に当たりまして、種々住民の意向といえますか、多方面の意向を反映させるための仕組みというのはそれぞれ工夫があつてしかるべきもの、このように考えております。

また、一体遊とは何であるかというお話がございましたけれども、遊というのは、やはり拠点地域におきまして各人がいわば自己実現の機会を持つということであるかと思つております。それは、一つには商業、文化機能等が集積されていく、それによって町にぎわいが出てくるということもそうでございますし、また、自由時間を使ってこれをいかに充実させていくための諸施設等に力を入れていくこともその一つであらうかと思つております。この法案では、教養文化施設やスポーツ、レクリエーション施設、そのようなものをつくる場合の財政面で支援措置について盛り込んでおりますし、また、この法案そのものではないけれども、別途私ども自治省といたしましては、地方団体の財政面についての支援を図つてまいりたいと思つております。

また、文部大臣、運輸大臣について御言及がございました。今回の法案の考え方といたしましては、この法律の中に、法律事項である新規施策を用意した六省庁が主務省庁となつておられるべきでございます。おっしゃる通りに、学とかあるのは交通、運輸の条件というものは重要な問題でございます。

ますので、文部省及び運輸省につきましては、基本方針を定める際に主務省庁が必ず協議をするという位置づけになっておりますし、また、知事が基本計画を承認した際には関係省庁には直ちに通知をするということになっておりました、文部省、運輸省におかれましては、地域の振興整備に於いて所要の所管面からの支援を行つていただけておるものと期待しております。

○山崎国務大臣 先生の御指示にもかかわらず政府委員がおおむね答えてしまつたのでございますが、重複する部分がございますけれども改めて申し上げます、総事業費にしましては、これは基本計画のいかんによりましてその事業規模も変わつてまいりますので、一概に申せないのでもございます。ただ、これは事業の期間、今五年から十年というお話もございましたが、一九九〇年代の目玉となるべき施策でございますから、公共投資基本計画の枠内ということが当然でございます、そのことを一つのよすがといたしまして、期間あるいは事業費につきまして、私ども鋭意これは計画に従ひまして検討してまいりたいと思つておるところでございます。

遊につきましては、ただいま、これは抽象的な概念でございますが、若者たちが好みます施設、文化教養、レクリエーション、あるいはショッピング機能もそうなりますが、そういうものを総称して申し上げておるところでございます。

先ほど来いろいろ御質問があつておりました。例えば果たして丸紅やどこかが行くのかというような先生のお話もあつたところでございまして、その点が非常に心配しておるところでございます。全国にいきなりばらまいて拠点都市をつくりまして、産業業務施設が移転しなければ職住遊学の職が確保されない。これが一番ポイントでございますので、まさに産業業務施設が進んでいきますような拠点都市地域がまず条件を持つていくということでございますので、そういう条件を持つたところを優先的に整備していくということにならうかと思つて、また、郵政省所管の

情報機能につきましては、これは東京の持つておる魅力の中に、先ほど来、先生の党の中でそういう御質問もあつたのでございますが、何と申しましかフェース、ツー・フェース・コンタクトでございますか、そういうものが東京にある、その機能が魅力であるというお話もあつたところでございまして、これは情報機能が整備されまふと、地方に先生が御指摘のような他の企業がなかなか行つてくれないということもございまして、郵政省の予算も、笹川政務次官はこれから先うんと充実させるんだという抱負をお述べになつたところでございまして、ぜひ御援助願ひたいと思つておるところでございます。

○三野委員 ありがとうございます。

○古賀委員長 小川信君。

○小川信君 私は、地方行政委員会に所属しております。その立場から幾つか御質問申し上げたいと思つております。

このたびのこの法律案は、長年課題となつておりました日本の国土政策の基本である一極集中を是正して多極分散型の国土形成を図つていくという対応、取り組みがなかなか遅々として進まなかつたという現実を踏まえての提案ではなからうかと思つて、政府機関の地方への移転の問題もありません。そのほかいろいろ国土政策をとつてこられたけれども、現実国勢調査等を見ると人口は首都圏等々へ集中をしていく、地方への分散というものがなかなか図れない、そういうような中から出てきたもので、私はこのように思つております。そういうようなことで昨年来、各関係省庁は地方の活性化を図つていく、国土の均衡ある発展を図つていくために、いろいろと御検討

されております。これは国勢調査の結果等を踏まえてのものだろうと思つております。

先般も地方行政委員会での御質問の中でも申し上げたわけですが、例えば国土庁は、地方都市圏整備法という法律案の検討をされた。通産省は、産業業務機能再配置促進法という法律の原案を検討されてこられました。建設省は、地方拠点都市の開発整備の促進に関する法律を考へてはどうかといつて検討を進めてこられた。郵政省は、情報拠点都市圏整備法という法律案を御検討をされてこられた。農水省は、農業支援機能集積促進法という法律の原案を検討されてこられた。これは皆、昨年でございます。そして平成四年度予算の中で、それぞれ縦割りに、これらの法律をどうかといふふうな検討をされたといふふうには承知しております。これに対して今進められております第三次行革審が、これらの問題について、自主的・自立的な地域の産業振興、活性化を図つていく中で、それぞれの省庁が縦割りでそれぞれがやつていくというのには余りにも問題があるのではないかと思つて、これは、十二月十二日に臨時行革審が出された答申の中に、これら具体的なものとして挙げられております。

答申の中で「自主的・総合的な地域開発政策の推進」という項目の中で「多極分散型国土形成のため、地方圏の整備を推進する新たな振興法制を制定する。」ことが必要だと言つております。そして「この新たな振興法制は、できる限り地方の自主性を重視したものとするとともに、拠点都市及び周辺町村を含めた制度とする。」というふうになつております。「また、各地方の実情等を踏まえて社会生活インフラ、産業立地環境、情報・通信・交通基盤等の整備を行う。」そして、その詰めとして「新振興法制に基づく自治体の計画策定に当たつて、住民の意見を十分反映させる。」といふふうな答申はされております。

私は、このたび出されてきたこの法律の基本的な考え方は、国土の均衡ある発展というのがな

なから思ふようにいかな、国勢調査の結果を見て
も一極集中がさらに加速されるということ、そ
れぞれ省庁が縦割りに考へておられた地域振興法
制、法律を改革の厳しい指摘によって一本化さ
れたものだ、こういうふうな理解しておりますけ
れども、それぞれ担当大臣として、私の理解が違
うんだ、またはそのとおりか、どちらかだろうと
思いますが、それについて一言ずつお答えをいた
だきたいと思ひます。

○塩川国務大臣 小川さんのおっしゃるとおり、
まさに間違ひございません。

確かにこの法案は、先ほど御説明ございました
ように、第三次行革審の答申に基づきまして地方
の自主性を生かした開発を進めるといふ趣旨でこ
ざいまして、先刻三野先生にも私はお答えしまし
たように、これはトップダウン方式じゃない、ボ
トムアップの方式を採用した今までのスタイルと
は違ふ法案であると申しました一つの趣旨は、行
革審の答申に大きく原因しておるといふことを御
認識いただきたいと思ひます。

そして、地方の自主性を生かすという意味から
いたしまして、計画の策定それから地域の指定、
こういうものにつきましては知事を中心によつて
いくというところがこれの一つの特徴でございます
して、六省庁は要するに基本方針を詰めるといふ
ことが任務でございます、それは何かといいま
したら、おっしゃる通りに、今までの縦割り行政
を是正してみんなが協力してこれを推進していこ
うというその趣旨に基づくものであるということ
でございますので、この考え方は、先ほど御質問
がございましたおっしゃるとおりの趣旨で生かさ
れてきておるものと認識していただいて結構だと
思っております。

○東家国務大臣 趣旨については、今自治大臣お
答えなされたもので、そのとおりだと私は解釈
をいたしております。

国際化そして日本経済の今日の発展、そこに大
変な一極集中が、こうした是正の方向での新しい
地方分権とあわせ、地方の活性化ということが行

革審等においても非常に唱えられておる今日でこ
ざいます。そういうことで、今回の法律は、そう
いふ趣旨にのっとって地方に自主的にそうした作
業を進めていただき、そして知事が承認をする。
それには、各省庁が協力し合うというふうなこと
でのこれから作業が、実務的なことにもこれから
まだまだ取り組んでいかねばならない問題もある
うかと思ひますが、その趣旨にのっとって今後作
業をしていただけるものと思っております。

なおまた、先ほど自治大臣が町村合併等の問題
もお話しになりましたが、地方の皆さん方が今回
のこの法律案に基づく勉強を始めたということよ
つて、各町村がこういう勉強を重ねることによつ
て、この際じゃあ合併した方がいいのじゃないか
という機運さえも出てきているようなことを聞いて
おりますから、やはり地方にもまたそれだけの
自主性を持った力をつけていただく機会でもあら
うかと私は思っております。

○山崎国務大臣 行革審の答申の中には、先生が
御指摘をされましたような記述がございます。

「産業などの地方分散、地域の特性を生かした振
興を図る必要がある、地域開発政策の立案・実施
を思い切つて地方に移管して、地方が自主的・自
立的な発展をとげられる機能集積を促進すべきで
ある。」とされているところでございまして、本
法案はこの趣旨にのっとりまして、地方の創意工
夫と自主性を最大限尊重するという基本的な考え
方に立ちまして、地方拠点都市地域の整備と産業
業務施設の再配置を促進するために必要な措置を
定めたものでございます。

先ほど来たびたび申し上げておりますとおり、
国は基本方針を定めますが、地域指定は県知事が
行い、そして基本計画は当該地方拠点都市整備内
にありまして地方自治体が行うという仕組
みになっておりますので、行革審の答申にのつと
る法案であると考へております。

○田名部国務大臣 それぞれお答えがあったとお
りでありまして、私は、何よりもそれぞれ特殊事
情というものがある。あるいは北海道は北海道、

九州は九州というように環境も違ふ、気候も違
う、いつもそう思つておつたことであります。そ
う、地方で自分たちが最も適した、これ農業でも何で
もそうだと思うのですが、そういうものはやはり
支援をするというのがこれからのやり方じゃない
だろうかということ、そういう意味では、この
法案は地方の自主性というものを本当に尊重す
る。

ただ、残念ながらいろいろなこと、情報不足
とかいろいろなことがあつてはいかぬので、そ
ういふところはやはり国の方で、もっとこうした方
がすばらしいことになるといふようなアドバイス
とでは、第三次行革審の答申に沿つたもの
であると思つております、アグロポリス関係の
農業支援のこと、これは専ら農業振興のための
方策でありましたので、これとはまたちよつと異
質なものだといふふうには私どもは思つておるま
すから、その点にのつとって今度は支援をいたして
まいりたい、そう思ひます。

○古賀政府委員 この種の地域法制というのは、
御指摘のように縦割り、ばらばらであつては実効
が上らないのは当然でございます、通産省
は、本法案に結実する以前に産業業務機能再配置
構想というのを持つておりましたが、その段階か
ら通産省としては、関係省庁との連携の重要性と
いうことを強調しておつたところでございまし
た。

また、先生御指摘のように、地方の自主性を重
視するという点につきましては、本法案はその
第一条の「目的」自体に、地域における創意工夫
を生かすとして規定しておりますように、地方公共団
体の自主性、創意工夫をできる限り尊重するとい
う立場を明らかにしておるところでございます
し、手続の面におきまして、この地方拠点都市
地域の指定は都道府県知事が行う、そしてまた、
計画策定は市町村が共同して行うというふうな仕
組みにされておるところでございます、行革審
の趣旨を十分踏まえたものとなつておると考へて

おります。当省といたしましては、今般の運用に
当たつても、地域の自主性の尊重が十分図られる
ように対処してまいりたいと思ひます。

○笹川政府委員 小川先生にお答えいたします。
先生の質問のとおりでございます、第三次の
行革審にのつとりましてこのような法案の作成と
いうことに相なつたわけでございます、特に郵
政省といたしましては、これから一極集中を排除
いたしました地方分散型ということになります
と、情報の提供、同時に、東京には情報のいいの
があるということがまず主であります。また、官
庁の認可権あるいはその他もろもろのものがござ
いますので、できる限りそういうものが地方に速
やかに伝達できる、そういう施策をこれから進
めてまいりたいと思つております、この法案の
趣旨に基づきまして、知事が主体性を持って地方
の市町村長とよく相談をして上げてくる、こうい
うことでございますので、地方分権にも役立つの
ではないか、こう思つております。

○小川(補)委員 それぞれからお話しいただきま
したが、要は、この答申の趣旨を非常に重視した
形でこの法律案がつくられたということございま
す、またこの答申の中には、従来よりあるい
ろいろな法律をもう一遍見直して、もう必要のな
いものは統合したり廃止したりしたらどうかとい
うようなものもあわせて出ておりますけれども、
これは統合、廃止しながら、このたび検討されて
おるこの新しい法案の中を補強、強化していくと
いうことになつてくるのではなからうかと思ひま
す。

どのくらい法律が今あるのかと思つて私も調べ
てみましたけれども、このほかにも制度として、
法律だけではなくて行政施策としてやっておられ
るものもたくさんあるでしょうが、法律で見ます
と、新しいところから古いところまでありますけ
れども、多極分散型国土形成促進法、新産業都市
建設促進法、工業整備特別地域整備促進法、低開
発地域工業開発促進法、農村地域工業等導入促進

にやりやすいけれども、そういうふうな知事さんの役割は大きいのですが、片一方で地方の自主性、主体性を重視し尊重するというのが基本方針になっておりますが、端的に言って、主務大臣との協議と関係市町村長との協議、両方とも協議と書いてありますけれども、協議ということについてはどのように認識すれば、協議というのは話をかけたからそれでいいのかわ、協議とはどうかという、その協議の定義をちょっとお聞かせいただきたいと思つてます。

○山崎国務大臣 先生が先ほど来、地方の自主性を生かした整備ということを強調されているところでございます。それはそのとおりでございます。ただいまお話がございました協議という言葉でございますが、県知事が地域指定をいたす前に、国といたしまして関係省庁で主務大臣で基本方針を定めるのでございます。この協議は、県知事が指定しようとしている当該拠点都市地域が基本方針に沿うものであるかどうか、基本方針にのっとって整備が取り進められていくものであるかどうかということが極めて重要でございます。地方の自主性を尊重するということは当然のことでございますが、それは目的ではございませんで手段でございます。目的は産業の地方分散をして地域の振興、これが目的でございます。その目的をいかに遂げるかという観点から基本方針を定めてまいりますのでございます。その基本方針と合致する計画がつくれるような地域であるかどうかということについて、国との間で十分協議をさせていただきますということを申し上げておるのでございます。

(古賀委員長退席、中島委員長着席)
○小川(信)委員 そこで、非常に大事になってくるのが基本方針だと思つてます。

基本方針を、言うなればきめ細かく、例えば「地方拠点都市地域の指定に関する事項」と書いてありますけれども、この「地方拠点都市地域の指定に関する事項」というのをきめ細かく基本方針の中で書くのか、もともと抽象的に包括的な表現でこを定めるのか、この辺が基本方針の中身として市町村なり関係のところの人たちは非常に気にしておるところではなからうか。この書き方いかんによっては、中央官庁主導ということに結果的にはなってしまう。書き方いかんによっては、地方自治体の自由裁量の範囲が非常に拡大できる。こういうものにもなりかねないのですけれども、この基本方針の書き方、私は地域指定の問題にしても、やはり地方を一番熟知しているのは知事ですから、これの判断を最大限に尊重するということが一番大事だろうと思つてます。そうすると、基本方針はできるだけ包括的、基本的な考え方を記載するのであって、具体的な項目的なものは記載しないということではいいのではないかと思つてますが、この辺については、これはどうですか建設大臣、自治大臣ですか、関係の大臣の方から御答弁いただきたいと思つてます。

○市川政府委員 基本方針につきましては、地方拠点都市地域の指定協議、それからそのほかに基本計画の作成、承認、産業業務施設の移転計画の作成、認定といったことが本法案の目的に合致して適切に行われるように、必要な事項を国があらかじめ明らかにするということでございます。ただいま小川先生から御指摘ございましたように、この定め方につきましても関係省庁間におきましても、本法案の一つの基本的テーマでございます。地方の自主性の尊重、創意工夫を生かした地方拠点都市地域の整備の促進につながるよう、できるだけ必要最小限のものについて定めたいと思つておる次第でございますが、地方拠点都市地域にしましては、先ほど来の御答弁にもございますように、やはり今後十年間ぐらいかけまして地方公共団体に国が支援するという形で、実効性のある、成果を上げるという意味ではある程度の潜在力が有される地域であることが求められると思つてます。また、県内一極集中という問題が改めて生ずることのないような、真の意味での多極分散型国土形成に資するようなものではないかな

らなないといったようなことも考える必要があると思つてますので、指定する地域については一定の効果が上がるようなところで、かつ数を絞るといふこと、あるいは県内において一極集中が生じないように配慮すること、そういったようなことが定められるものと私も考えておるところでございます。

○小川(信)委員 今の御説明ということになりますと、例えば今度は一般的な言葉で言えば、基本方針の中に、再びその県内での一極集中が起こらないように配慮することが必要だとか、それから数は常識的な範囲の数にしないよというように表現で終わるといふことですね、基本方針の中には、一般的な言葉で言えば、

○市川政府委員 基本的な考え方はそうでございますが、数につきましてはもう少し明確に、一ないし二というように示す方が、これから仕事を進めていく上において必要なのではないかという議論もしてございます。

○小川(信)委員 数の問題で言えば、はっきり基本方針の中に挙げるということになりますと、一ないし二ということになりますと、例えば北海道とか都道府県レベルでいくわけですが、そういうものを数で規定をするというところは、これは強行規定になるわけですね、その数を越えることはできないということになりますから、そういうふうなのが基本方針としての考え方となじまないのではないかと思つてますが、その辺はいかがでございますでしょうか。

○市川政府委員 大変不十分な答弁で申しわけございませんでした。

数を書く場合でも、原則としてということでは基本的な考え方を示すということになります。ただいま御指摘ございましたような具体的な地域等による違いとか、そういったものにつきましても十分議論の余地ができるような基本方針というところを考へておるところでございます。

○小川(信)委員 今それぞれの地域の具体的な例を挙げてというわけにはなかなかないと思つて

ますけれども、私自身の自分のおるところ、それから私たちがおる地域、こういったことを考えてみましてもなかなか、原則として一、二カ所とおおむね一、二カ所とか、よくお使いになる言葉ですね。そういうふうなことが、受け取られる方で原則的であるから例外があつていいんだ、それからおおむねだからその枠、範囲を超えてもいい、この判断は知事がするわけなんです。国がするわけじゃないでしょう。六省庁がされるわけじゃない。知事さんがされるわけですよ。そのときに、知事さんのその判断を国は、六省庁主務大臣はそれでいいということになるようになる。そうすると、知事の役割というのは非常に大きいわけなんです。ですから、そういうふうな数字的なものを入れるというのは、地域の実情を考えたときに私は極めて難しい面があるんじゃないかと思つてます。

ですから、基本方針はやはり基本的な物の考え方を、この法律の物の考え方を具体的に実行していく上で求めているものを基本方針の中に記載することによって地方自治体、指定をする知事、計画を立てる市町村が拘束されるようなことのできるだけないような内容にすべきである、私はこういうふうにおつておりますが、そのようなことをお考えをいただきたいと思つてます。

そういうふうな中で、一つの課題が出てくるのが地方拠点都市の範囲なんです。地域社会の中心となる地方都市とその周辺地域の市町村ということでしょうけれども、この範囲を決める際に、基本方針の中でどのような決め方がされるのか。今までいろいろあるわけですね。例えば広域都市圏の問題もありますし、それからいろいろな仕組みで地域の集まり、まとまりがあるわけですが、これは完全に知事、関係市町村の自由裁量でいいのかわ、その辺をもうちょっとお尋ねしたいと思つてます。

○紀内政府委員 法律の上では、地方拠点都市地域は地域社会の中心となる地方都市とその周辺の

ますけれども、私自身の自分のおるところ、それから私たちがおる地域、こういったことを考えてみましてもなかなか、原則として一、二カ所とおおむね一、二カ所とか、よくお使いになる言葉ですね。そういうふうなことが、受け取られる方で原則的であるから例外があつていいんだ、それからおおむねだからその枠、範囲を超えてもいい、この判断は知事がするわけなんです。国がするわけじゃないでしょう。六省庁がされるわけじゃない。知事さんがされるわけですよ。そのときに、知事さんのその判断を国は、六省庁主務大臣はそれでいいということになるようになる。そうすると、知事の役割というのは非常に大きいわけなんです。ですから、そういうふうな数字的なものを入れるというのは、地域の実情を考えたときに私は極めて難しい面があるんじゃないかと思つてます。

ですから、基本方針はやはり基本的な物の考え方を、この法律の物の考え方を具体的に実行していく上で求めているものを基本方針の中に記載することによって地方自治体、指定をする知事、計画を立てる市町村が拘束されるようなことのできるだけないような内容にすべきである、私はこういうふうにおつておりますが、そのようなことをお考えをいただきたいと思つてます。

そういうふうな中で、一つの課題が出てくるのが地方拠点都市の範囲なんです。地域社会の中心となる地方都市とその周辺地域の市町村ということでしょうけれども、この範囲を決める際に、基本方針の中でどのような決め方がされるのか。今までいろいろあるわけですね。例えば広域都市圏の問題もありますし、それからいろいろな仕組みで地域の集まり、まとまりがあるわけですが、これは完全に知事、関係市町村の自由裁量でいいのかわ、その辺をもうちょっとお尋ねしたいと思つてます。

○紀内政府委員 法律の上では、地方拠点都市地域は地域社会の中心となる地方都市とその周辺の

地域の市町村から成る地域、こうなっております。それは、自然的、経済的、社会的条件から見て一体として整備を図ることが相当である、そういう地域とされておりました、実際には複数の市町村から構成される、こうなるわけでございます。その場合の具体的な広がりについて、先ほど来御主張でございますように、知事が関係市町村長と連絡をしながら判断するわけではございませんけれども、それにはやはり客観的な要因というのをカウントする必要があるということでございます。その中心となる都市とその周辺の市町村との具体的な関係がどうであるか。手がかりとしては、通勤圏であるとか商圏であるとか、日常の生活圏であるとか文化圏であるとか、そういう各地域の実情を踏まえて一体として整備することが相当と認められる地域、恐らく基本方針においてもそういう手がかりを記述することになるかと思っております。

なお、広域圏との関係について御言及がございましたけれども、自治省といたしましては、従来から進めてきました広域行政圏のまとまりなり、そこにおける施策の実績というものも、当然考慮されるものというふうに考えております。○小川(信)委員 それで、実はこれから非常に難しくなってくるのが、例えば二つの県をまたがった地域で一つの地方拠点都市を形成することが必要だということも出てくるかも知れません。それから、拠点都市というのはいくつかの拠点都市と周辺の市町村ということになるけれども、拠点となる都市が同じぐらいの力がある、そして周辺の町村というふうなところも出てくる。そういうふうなことで、いろいろと地域によって違ってくるのだと思います。それから、いわゆる昔からの歴史的な地域エリアもありましょうし、最近起こった新しい経済の変化の中で結びついたところがある。昔の都でいえばよその都であるけれども、今の時代は一つの地域エリアになったというふうなものもある。それから例えば、皆様方御関心が高いでしょうが、選挙区の線はその間で違ってくるというふうなものもあるわけですね。そういうふうないろいろな多岐にわたる組み合わせというものが出てくるでしょうから、このあたりも基本方針の中では緩やかな方針を表示することによって、地方自治体任せという姿勢をとっていただくことが必要ではなからうか、私はこのように主張するところであります。

それから次の課題ですけれども、このたびのこの法律というのが、多極分散型の国土形成というのを非常に重視してある。しかし、日本は大きく言って三極、首都圏、近畿圏、中部圏に集中している。そしてさらには、地方の特定の都市に地方で一つの極集中というものが行われておるといのが、我々が一般的に理解しておるところです。その中でも特に大きいのが三大都市圏への人口集積だということですが、この場合、この計画、この法律による拠点都市地域というものの対象になる地域から、三大都市圏の特定市とか政令指定都市、人口五十万以上で既に地方拠点都市としての性格を有しておる都市とその周辺地域は、対象から外すべきではなからうか。思い切った地方分散をしていくというためならそういうふうな考えをうかと思っております、考え方を開かしていただきたいと思っております。

○小島政府委員 お答え申し上げます。

今先生から御指摘ございましたように、この法律の趣旨はまさにおっしゃるとおりだと思っております。そういう意味で、まず言われます三大都市圏の特定地域、非常に過密が生じているような地域でございます。そういう地域については当然外すということでございます。それ以外のいわゆる地方の都市につきましても、政令指定都市あるいは人口五十万以上の都市でも法律上はそういう仕掛けにはなっておりませんが、しかしこの法律の趣旨等にかんがみますと、まさに先生がおっしゃるようなことに結果としてはなるのではないかと、特に、先ほどからお話でございますように、県内の一極集中という問題が生じないということも、

現実の都市を見てまいりますと、五十万以上の都市はほとんどこの県内一極集中をかなり増加しているといえますか、そういう地域でありますので、そういうことにならうかと思っております。いずれにいたしましても、これは最終的には知事が御判断になることではございますが、こういう点につきましては基本方針等についても明らかにされていく、かように考えております。

(中島委員長退席、古賀委員長着席)

○小川(信)委員 特に私たちが思いますのは、多極分散型の国土形成をしていく上には、過度に三大都市圏に集中した人間を、そして業務施設を地方に分散するというのなら、相当思い切ったことをやらなければならぬのです。しかし現実には、この三大都市圏で快適に暮らせるような施策を片一方でやりながら、分散せよといったって無理なんです。例えば生産緑地法の問題などでも、三大都市圏で暮らすというふうなところに農地を吐き出す、そういうための施策をおやりになるのなら、三大都市圏の中で、特に二三区の中で産業業務がやりにくいような追い出し税をかけるとかいうようなぐらいいいことを思い切ったやらなければ、実際地方には産業業務の移転はないと思っております。

私自身の県にも、ある大手工場企業が昔からあります。登記上の本社は我が山口県、会社発祥の地にありますけれども、実質的な本社機能は全部東京です。登記上の本社に本社機能を返すということができるたら、私たちの地方ですばらしい活力が出てくるだろうと思っております。実際は東京へお帰りなさい。地方に帰ってこない。そうすると、東京におったのは大変だ、地方に行っただけだよという思い切ったことをやらなければだめだろうと思っております。そういうような意味から、地域の指定というものは、思い切った地方分散が図れるような拠点都市地域というものをきちんと基本方針の中で示されることが必要だろ。そして、それには数とかなんとかいうよう

うなこととかは特定する必要はないというふうな思っておりますし、御提案をしたいと思っております。それから、先ほどから言っておられるのですけれども、各都道府県一、二カ所、こういうふうなことを言われます。一、二カ所というのがどうも私はひっかかると同時に、この法律ができて、各県知事さんが、それでは来年からやりますようにと行ってワン、ツー、スリーで出されたら、三十幾つか四十か出てくるわけですね。そのときにどうされるのか。それは地域の市町村と協議し、知事の判断で、これを地方拠点都市地域として指定しようという決められる。国とも協議される。国は、五つか六つか十か知りませんけれども、何ぼかということになったときに、ワン、ツー、スリーで出てきた知事からの指定をどのように交通整理されるのか。そのあたりを聞かせていただきたいと思っております。

○塩川国務大臣 そこが一番大事なことです。したがって、この法案が提出されたときの本会議の質疑等もそこに集中しておったように私は記憶しております。

そこで、これをどうして調整するかということでは中央の役所間ではなかなかできぬことではありますので、これも法案の実施と関連いたしまして知事さん自身がこの法案の趣旨をきちっと生かし、そして自分の県の実情を見て、業務施設の移転が可能かどうかをやはり優先的に考えてもらわなければいかぬと思うのです。ただ、これを地域におきますところの政治勢力のあり方だけをもって判断をし、そのことから知事さんが判断されるなというふうなことは、私は大きいそこを来すと思っております。したがって、十分な研究をしていただくための資料の提出なり、あるいはこのことこそ自治体はもう六省庁と緊密な連絡をひとつとっていただきたい、こう思うて、それを要望いたしたいと思っております。

○山崎国務大臣 ただいま自治大臣から申されたとおりでございますが、若干補足をいたしますと、この法案のねらいはただいま小川委員が

御指摘をされましたところでございます。

つまり、単純な地域振興立法ではございませんで、三極に人口が集中している、なかんずく一極に人口が集中したしております、これを分散せしめる方向を持っております。これを分散せしめる方向に五〇％の人口が集中しているというところのために、幾多の弊害が生じておるのでございます。でございますから、産業業務施設等の、あるいは人口の地方分散を誘導せしめることが重要な点でございますので、単に全国一斉に申請が出てきた——申請は国にするわけではございませんが、そういう希望が出てきたということが行われましたときに、果たしてこの法案の目的に沿ってどの拠点都市地域を選ぶかということが肝心な点になってくると思っております。各県に均等にとり考え方は持っておりません。そういう条件が整ったところから優先的に指定していくべきではないか。知事さんとの協議に私も必ずしも、そのような観点を重視したいと考えているところでございます。

○小川(信)委員 今、ちょっと私としても一遍確認しておきたいのですけれども、自治大臣がおっしゃった産業業務の再配置がやれるところを優先をするということになりますと、先ほど三野委員から質問があったように、九州とか中国とか北海道とかいうところに産業業務が東京から移るといふようなことはまず難しい。まず山陰なんかでは考えられない。そうすると、移る可能性があるというのとは東京圏の周辺の地域、いわゆる関東から、北は東北の仙台あたりの辺からずと東海区域に至る、そのようなあたりにしか移動はしないということが私は現実だろうと思っております。そうすると、そういうところを先に優先をしていく。それでなくても、人口が減少しているところを考えてみますと、全部本州、九州、四国の端々です。青森、高知、鹿児島、長崎、山口です。そこが人口減少の一番激しいところだと思います。そこは東京から業務施設が移らぬから後回しだ、それでは地方拠点都市づくりの魂が入ってこ

めのであろうと思っておりますが、その辺を私は指摘をしておきたいと思っております。

それから、主務大臣に知事が協議したら、特別の事由がない限りにおいてその協議を拒否することはできないと私は思うのです。六省庁というけれども、実際は郵政省を除きますから五つになります。拒否権がないはずですからね。協議されれば、協議があったということを実事としてそれでいいはずなんですけれども、そのあたりいかがでございますか。

○東家國務大臣 私に参議院の本会議の方に参りますので、その前に国土庁としての、また協力し合う六省庁の考え方についてさらにまた申し上げておきますことは、まず魅力ある職場、魅力ある住環境ということを先ほどから申し上げておられるとおりでございますが、特に今まで各地方等においても各省庁が公共事業に取り組んできておりますから、そのことについて、重点的に指定地域に活性化のために今後どうさらに六省庁が協力し合って通していくかということに活性化が出てくるわけですから、それは市町村ごととそれぞれの案がありましようけれども、やはりこれは本庁の協力していくそれぞれの協議機関と協議していきまさんとその効率が生まれてこないということをお前提に考える。だから、協議をして決めましようということに相なっていると私は思っております。知事さんが決めることはやぶさかではございませんけれども、十分協議しながら、知事さんもお互いに理解し合いながら決定することが肝要だと私は思っております。

○紀内政府委員 大臣にお尋ねございました点につきまして、大臣が中座いたしましたので、私がお答え申し上げます。

産業業務施設の再配置によって、地方の拠点都市とタイアップしていくことが一番好ましいことには違いないと思っております。両々相まって効果を上げるのが一番好ましいわけでございますけれども、産業業務施設の移転を伴わない場合におきまして

も、地域の産業自体の新增設等も対象として物をお考えしておりますし、またそのような税制措置の対象ともしておりますので、そのようなことは御心配にならなくても結構ではないかというふうに思っております。

○小川(信)委員 御心配なくと言われましても、地方自治体の市町村長さんなり知事さんなりという人は、ここが一番心配だろうと私は思っています。協議が調わなければ指定がだめなんだ、協議でも形式的に協議をしてもしやたらとしたら国の補助事業は一切アウトだ、こういうことになりかねないのです。ですからその辺はきちんと歯どめをかけて、この法の趣旨である地方の自主性、自治を最大限に尊重するんだ、そして国土の均衡ある発展を図っていくんだという法律の趣旨は、きちんと守ることが必要だろうと思っております。この法が守られなければ、またこの法律ができたら、今でもやっておられるかわかりませんが、市町村長さん方が東京へ陳情に来る、建設省や自治省に。なぜ東京に陳情に来なければならぬか。国会議員のところにも行く必要はないわけなんです、知事が場所を決めるのですから。計画も知事が承認するならば、市町村長が知事のところや県会議員のところへ行くならわかるけれども、なぜ国土庁や通産省や建設省に陳情に行かなければならぬかという、その理由は一つもないはずでございます。現実に行っておられるというふうな新聞には出ておられる。そんなことがないようにしていくのが画期的なこの法律だろうと思っております。そのあたりは十分考えていただき、協議というものについても、そういうふうな趣旨を踏まえた協議であるというふうな理解をさせてもらいたいと思っておりますが、もう時間もないのでその辺を再度確認させていただきます。

○山崎國務大臣 その協議が関係市町村長との協議と同質であるかということでございますが、国

といたしましては、国が定めました基本方針にのっとった、この法案の趣旨に合致した地域指定になるかどうかという点が協議に必ず主眼となるのでございまして、その点はおのずから地方自治体が計画を策定してまいる、その観点からの協議とあるいは違った点があるかと考えております。

○小川(信)委員 今のお話ですけれども、国と協議するのは計画の中身の協議じゃないのです。地域の指定の協議であって、計画は知事がこれはいいか悪いかを認めるのですから、その辺は私はずうと思っております。

それからもう一つは、五人の大臣の一つが反対したら、先ほどの話じゃないですが全部パアなのか、その辺の問題を私は確認をさせていただきたいと思っております。計画づくりじゃなくて指定の段階での協議であって、計画の中身の協議は法律の中には書いてないはずですので、その辺はいかがでございますか。

○市川政府委員 関係省庁が集まりましてこの法案を作成いたしました場合にも、それぞれの省庁のいろいろな考え方がございまして、それを調整して法案にまとめたわけでございます。ただいまの先生の御懸念の点につきましては、現実には一県一県単位で絶対ないと言いつつ、現実にはいわけでございますけれども、しかしこの制度といたしましては、法案の運用に当たりましては、既に立案段階から協力を講じております主務大臣レベルにおきまして各省庁間が十分意見の調整を行いつつ、一つの省が拒否権を行使するということが生じないように、円滑な運用はやっていくものと思っております。

○小川(信)委員 現実そういうことではないだろうとは思いますが、先ほどからの協議というものの位置づけを聞いてみますと、一つの主務大臣が拒否権を行使すれば現実パアになるという危険性があるという事実はあると思っております。ですから、この辺はきちんとした歯どめが私は欲しいというところ。

それから、計画の中身については関係市町村と知事がやるのであって、国は意見を求められたときにアドバイスをするのはあるけれども、計画の中身がいいか悪いかはまた別の問題です。悪い計画、気に入らない計画があれば補助事業がつかぬということになってしまふだけのことだろうと思ひますけれども、計画の中身に口を出すことはまづないと思ひます。要は、この法律というのは地方の自主性をあくまで尊重するんだ、国は金を出さずけれども口は出さない、私はこれがこの法律の特徴であり、一番大事なところだろうと思ひます。が、ここを、金は出すが口は出さない、自主性を尊重する、これを約束してほしいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○山崎国務大臣 この法案は、地方の自主性を最大限尊重するということが申し上げてまいりましたとおりでございませぬ。一人の主務大臣が反対すればうまいかかないのじゃないかという御指摘もございませぬが、これは先ほど来申し上げておりますとおり、協議会を設けてその協議会が地方公共団体の窓口になるわけにございませぬから、その協議会で十分各省庁間の意見調整をいたしまして、当該県知事には協議の上で意見を申し上げます、当該県知事には協議の上で意見を申し上げます、たいと考へておるところでございませぬ。

ただ、やみくもに地域指定が行われまして効果を発揮しなかつたということになりますと、先生方が御心配なさつておるとおり、過去の立法例のわだちを踏むことにもなりかねませんから、今回こそは成功裏に、そして効果が上がる実施を行いたいと念願しているところでございませぬ。

○小川(信)委員 農林大臣それから郵政大臣にも御質問の予定がございましたけれども、ほかの同僚議員がきつとするだろうと思ひますので、これで質問を終わります。

○古賀委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時開議

○古賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○鈴木(久)委員 私は、法案の具体的な質問に入る前に、一極集中と国土開発全般について伺いたいと思ひます。

その理由は、この法案提出の背景には、地方の人口の減少、首都圏への集中という流れがとまらず、極めて深刻な一極集中があり、これを是正して地方の振興を図らうという、そういう差し迫つた状況になっているからだ。私自身も、実は東京から二百キロ圏内に選挙区がございませぬ。福島でございませぬけれども、これまでは、私は地方議員として地方から中央をずっと十数年見てまいりました。今度は、国会へ来ましてから二年ちよつとでございませぬけれども、この論議を通じて中央から地方のことを考へる、こういう双方の立場に立つておるわけにございませぬけれども、わずか二年ちよつとの間東京へ来てみて改めて感じたことは、率直に申し上げまして、一極集中の矛盾と弊害というのが極めて深刻であるということに痛感を感じておるにございませぬ。

人間がつくつた都市文化、これが大きくなって膨れ上がつて超都市文化になる。同時に、大都市は大きくなればなるほど、そこに住む人間を排除して表へ出す。そして、人間疎外のような状況がどんどん進んでおる。都市の中心はまさに巨大なオフィス街になって、土地は高騰する、人は住めなくなる。長距離通勤通学、これは大変厳しい状態になっておるにございませぬ。交通渋滞も慢性的である。もう一つ、都市問題ではごみ処理を含めて極めて重大な危機になっている。電気も水もこれまた、電気などはピーク時はどうなるか知らぬといふくらい厳しい状況だろうと思ふのです。もう一つは、東京周辺はいつ大地震が来るかわからないといふ、災害を含めた不安な状況がある、こういうふうには私は認識をいたしておるにございませぬ。一方、この中央の繁栄をいたしておるか集中を裏で

支えてきたような格好になったのが地方であると思ふのです。人をどんどん送りました。食糧も送りました。電気もそういう意味では送つたと言つていいでしょう。そして、その結果が過疎を生んで集落が崩壊をする、高齢化も人一倍速く進行する、こういう状況であると思ふのです。

現在は、私どものような二百キロ圏内にあつても、今度はこの一極集中のもう一つのツケ回しが起つておる。それはどういふことかと申すと、一つはごみですね。ごみの不法投棄がどんどんあつておる。首都圏のごみがどんどん北上する。ごみ捨て場になりそうだと申す、地方から中央を見ておる人々は、そういう中央に対する怒りみたいなものさえ持つておる。

それだけではないのです。この間のダブル経済の象徴と言われたいわゆるリゾート、ゴルフ場の開発というのが我々の周辺で特に起つておる。私の住んでおるいわき市というのは、ちよつと香川県ぐらいの面積があるのですけれども、ゴルフ場だけで約三十ぐらいの計画がここに殺到した。開発可能な土地はほとんどゴルフ場になりかねなかつたといふのが正直言つて状況でございませぬ。どうして東京の遊び場を提供しなければならぬんだらうかみたく、そういう現実があるわけにございませぬ。その意味では地方は中央に対するそういう物の見方、怒りみたいなものさえ一部で感じておる。ですから、地方の振興に対する期待というものは物すごく大きいのです。私はその双方の立場を現実に見てまいりましたので、ここで一極集中を是正して地方の振興を図るといふ意味では、今極めて重大な時期に差しかかつておる、こういう認識をいたしておるにございませぬ。

国土庁長官にまずお伺いをしますけれども、このように極めて中央と地方、一極集中と地方の状況というのが厳しくなつてしまつた、この一極集中をもたらし原因といふのは一体何だつたんですか、こういうことを改めて今は伺ひ返したいと思ひます。ぜひ明確な御答弁をいただきたいと思います。

○東家国務大臣 今東京に一極集中したといふことは、もうお尋ねのとおりでございませぬ。改めてその原因は私が答弁するまでのこともございませぬけれども、御質問でございませぬので、簡単に申し上げさせていただきます。

大きな国際化社会、そしてまた急速に進展したこの産業、経済の機能そのもの、機構そのものにもそのまま依存してしまつたということによる諸機能があると思ひます。反面、また文化等についても非常に恵まれておるというふうなことで、若い者が魅力を感じたといふことにもあつたと思ひます。そのことが今国土審議会等においても、やはり多極分散型といふようなことで地方振興策といふものをもつと進めなさいといふことの御提言をいただいております。ことと申します、なおまた、首都移転等の問題等についても今日審議いただいております。そしてまた、先般中間答申もいただいたわけにございませぬ。それから、そうした集中のもたらした弊害を、今後どのようにこれから多極分散型によつて国土の均衡ある発展を期するかといふことの重要な課題が今日でございます。

そうしたことの観点から今回の法案にも相なつたわけにございませぬが、このことについては後ほどまた御質問があるかと思ひますので申し上げます。これは、いづれにいたしましても、この是正はやはり国民的課題でございませぬから、なおまた我々政治家としても、また行政の面からも、私は重大な責任を持つべきことであらうといふふうに思つておるにございませぬ。

○鈴木(久)委員 そこで、再度国土庁長官にお尋ねをいたしますけれども、昭和二十五年に国土総合開発法が制定をされて以来、いわゆる四全総までの間ずっとそれぞれの時代に依つて国土開発の計画を進められてきました。所得倍増計画があつたり、その過程ではいろいろありますけれども、昭和三十年代、この段階はいわゆる拠点開発方式といひますか、太平洋ベルト地帯を中心にと

んどん拠点を開発をして、当然首都もどんどんそこに寄せる、こういうことになったと思えますね。そういう三全総、四全総までの過程をずっと見てまいりますと、国土開発計画そのものが、どうも一極集中を促進する大きな基盤をつくつたり、役割をしたんじゃないだろうかという感じがしてならないのです。

それで、事ここに来て、四全総の段階でこの一極集中、極めて弊害が多い。そこで、多極分散型国土形成を図ろう、地方分散だ、こういうふうな結果になってこざるを得なかった。むしろ、これまでの国土開発計画というのは、そういう意味じゃこの一極集中を促進するために結果としてなってしまったんじゃないだろうか、こんな気がしてならないのですけれども、この点は国土庁長官、どんなふうにご御認識をいたしておりますか。

○東家國務大臣 今日までいろんな法律、施策が講じられてまいりました。私は、一定の成果は上がっていると思っております。この施策を講じたばかりじゃなく、私は集中しておつたろうというところを、いろんな角度から勉強させていただいてるわけでございますが、だがしかし、なおかつ集中している今日の状況をさらにどう是正するかというところは重要な問題だと思っております。

先ほどゴルフ場の問題ございました。これは、私どもの地方振興局の方でリゾート法を設けました。ある一定の成果を今上げつつございます。一定の効果はもちろん上げております。がしかし、その弊害というものが今起こりつつあることだから、これはやはり再検討、見直すべきは見直すべきだということが今論議の中にあるわけですから、やはり全く成果がなかったと言つことはいかなものだろうかと思っております。

なおまた、いろんなそういうようなことの国土の均衡ある発展のために、例えば一つのゴルフ場にしましても、やはり各地方地方でそれぞれの計画をお立てになり、そして振興策をおとりになっておりますが、この一件取り上げてみましても、

しかし国として、国土の均衡ある発展、そしてこの環境整備問題等の非常に論議されているときに、その歯どめはどうするのかという問題も、各地方地方にそれぞれお任せしていいのかどうかというところも私たちは考えねばならないし、そういう意見が最近非常に多くなっているということも考えていかねばならないというところで、その弊害は弊害として正し、そしてまた地方振興策は振興策としてとり得るものは今後さらに取り組み、そして地方の活性化を図っていくべきだと思っております。

○鈴木(久)委員 議論は後にいたします。自治大臣にお伺いをいたしますけれども、今と同じ基本的な考え方の問題なのです。いわゆる国土開発計画がずつと、先ほど言いましたようにやられてまいりました。私はどうも、それが一極集中の大きな逆に役割をしてしまった、そして地方が厳しい状態に立っている、今日に至ってその矛盾が拡大してやつと地方分散という問題に手をつけよう、こういうことなのだろうと思っておりますけれども、地方の時代と言われて随分時を過ぎました。その過程でもずつと地方は、私は疲弊をしいたかというふうな思っております。

自治大臣は、そういうこれまでの国土開発計画の推移状況、現状、そしてこの計画が逆に一極集中をもたらししてしまったんじゃないかというふうな私には指摘をしますので、どんなふうにお考えですか。

○塩川國務大臣 仰せのとおり、確かに私、一極集中は異常なスピードで進んだと思っております。これは、ただ単に政策がよかつた悪かつたか、政治の問題とか、そういうのは飛び越えまして、やはりイノベーションがもたらしてきたものが大きいと思っております。その一つは新幹線であり、そして空港であります。毎日毎日羽田の空港に十五万人の人間が地方から上がってくるのでございますから、これは大変な数でございます。もう一つはやはり情報化、経済社会が情報化し、国際化してまいりましたこ

とに伴いまして、首都の持つ役割というものはおのずから変わってきたということでございます。ところがこれが、もう今日の段階になりますと、いわば行き詰まってきたような状態にもなってきたと思っております。

でございますから、今までに政府はいろいろな措置を講じました。先ほど国土庁長官がおっしゃっていますように、それなりの効果はございましたけれども、それよりも社会的、経済的、そういう勢いの方が強過ぎて、やはり一極集中は加速化されてきたことは、これは否めない事実だと思っております。ここに来て行き詰まってまいりましたこと

から、これからいけば地方をどう活用するかというよりも、やはり地方に戻ろうという運動が私に起こってくると思っております。むしろその運動をより活発に起こさしめていくことが我々行政の務めであろう。そして同時に、その運動という動きが出てまいりましたときに、受け入れのための準備をやはりしておかなければならぬ。これも行政の責任ではないかと思っております。

その受け入れの一つとして、きょうこうしてお願いいたしております地方拠点づくりの法案等も役立っていくのではないかと。そういう観点から、私たちは今後の問題としてこれに期待をかけておるといふ次第であります。

○鈴木(久)委員 国土庁長官にお伺いいたしますけれども、文字どおり一極集中を是正するためには必要に迫られている。国会の移転の話も国会で決議になってきている、あるいは先般は多極分散型国土形成法というのをつくられてきている、こういうことですが、今般はこの法案を出してさらにそれを促進しよう、こういうことになっていきますね。後から議論をいたしますけれども、私は今度の法案が決める手になるとは思っていないのです。これで具体的に地方が、これによって一極集中が是正されて振興するとう、いわゆるこの法案だけでそういうふうになり得るとは到底考えません。

改めて、四全総の基本的な方針がありますけれども、この法案以外に、もつと一極集中を是正するための首都機能の移転その他いろいろなことについて、基本的な考え方といましようか、それはどんなふうにお持ちですか。

○東家國務大臣 もう御案内のとおり、十八県の人口が減少しているわけです。いろんな法律で今日まで取り組んできました、どうにもならない状況にあるわけですから、じゃどこに不足の点があるのかという点についても、随分いろんな角度から検討もさせていたいただきました。

今回の画期的なことは、六省庁が一体となつてやろう、官庁にも大いに協力していただくというふうな点が、まず私はこれからの将来にわたる、さらにこのことが、発展的に今後の地方の活性化につながるような法律の第一歩であつてほしいと私は思っております。

なおまた、もう一点は、やはり居住環境、生活環境というもの、今まで文化も含めて非常に立ちおくれおつた点が、今度はそうしたやはり求めやすい、住環境のすばらしい、そのようなことも施策の中の一つに入っております。いまだかつてないことでございます。そういうことによつてやはり皆さん方が求める、よりいい職場、いい環境、そして特に住となつております業務都市のそういう誘致をすることによつて、またその地域の新たな活性化のきっかけをつくと私は考えております。頭腦的な、業務的なそういう皆さん方が来ることによつて、やはり新たな地域の発想というものが生まれてくるであろうということでございます。ですから、今回のこの法律案はあくまでも将来に向けての第一歩、そしてそれが大きく、またさらに関係各省庁による地方の一体的な開発を図る前進の法律であつてほしいと私は願っております。

○鈴木(久)委員 議論は後でいたしますけれども、先ほど議論がありましたけれども、この法案は六省庁がまとまって一つの法案をつくつた。その陰には、それぞれの省庁が一極集中に対して

て、終戦後になりまして、確かに欧米流に言いますところの自治の尊厳、それは憲法にも自治の本旨に基づきまして、ところまで書き込んで自治を育てようとしたのでございませうけれども、やはり依然として百数十年間にわたります明治以来の自治意識というものは消え去っておりません。

現に、最近になりまして地方の時代と言われる反面、確かにそういう面は私は顕著に出てきておると思ひます。一つといたしまして、地方自治体の持ちますところの固有の事務というものは相当な広がりもいたしまして、また団体委任事務はもう完全に地方の固有事務としてそまて育つてまいりましたし、権限も移されてまいりました。しかし一方から見ますと、国の機関委任事務というものはここ十数年の間に倍以上にふえておるのであります。

そういう実態を見ました場合に、地方自治というものは一体何なのかということ、自治意識というものをしっかり持たなければならぬ。でございませうから、地方自治体の責任者が自治省とかあるいは各省庁と異なるような交渉を持っておりませうけれども、自分らがやはり自治体は出先であるということをおもって、何はともあれもらうことばかりに努力しておる。この意識を持っておつて、それで自治の尊厳をあるいは本旨を貫けと言つても、そこに大きく意識上の無理がございませうのでなかなかにさうはいかない。そこを、我々は根気強く自治の意識の涵養に努め、そして自分らでやっていく方式を立てたい。

たまたまちょうどそれに時期を合わせて、竹下登先生が主張されたふるさと創生事業というものがある。この自治の意識に芽生えをばんと与えた、いわば点火した非常にいきつけになったのでございませう。みずから考え、みずから行うというこの習慣、これが自治なんだということがやると芽生えてまいりまして、それをさらに助長するために、我々といましては地域づくり推進事業というもので育て上げていった。この傾向をますます強くすることによって、地方の工夫した独自

性をつくっていくこと、そしてその独自性をつくること、それが自治意識を涵養し、そしていわば分権への基礎を固めていくと思ふのであります。現在のままの状態では地方分権を、地方に権限をと言ひましても、それはそれなりに我々も一生懸命努力しておりますけれども、肝心の受け皿の意識がそこに変わつてないということになつてまいりました場合に、私はなかなか遅々として進まないのではないかと。でございませうから、国民全体が、地方の自治というものは何なのかということをしつかりと意識して、それが大事だろ

うと思つております。
○鈴木(久)委員 それは、今までそうしたのは、結局国に権限を集中して国の下請機関みたいにしてしまつたのは、実は私は国の責任が大きいと思ふのです。

この議論をやつたら切りも限りもありませんからやめませうけれども、ただどうですか。今行革審で議論になつていてパイロット自治体、極めて大胆に地方に権利権限を与えて自力でそういう自治をもつととつと拡大をしていこう、こういうお話も進められていようございませうけれども、こういう問題に対する大臣の考え方はどうですか。
○堀川国務大臣 私たちは、それはパイロット制度というものを何とか実現したいと思つて一生懸命努力しております。

そこで、鈴木さんも一緒に考えていただきたいと思ひますのは、これは政府がしたとかいうのはなくして、やはりその基本となりますのは国会でございませうから、法律上どうなつてきておるのではありませんか。そこを国会議員の皆さん方もよく認識していただかないと、これは口で幾ら地方分権とおっしゃつても進んでまいりませう。現に、先ほど言ひましたように、国の機関委任事務がこの十年で倍からなつておるといふのは、全部法律でございませうから、この法律はだれがつくつたんだという事になりませう。でございませうから、それを抜きにして地方の自治を言つておるといふことは、いわば地方自治を言ひながら片一方でやつて

おることはそれと反することが並行して行かれておる、こういうことではございませう。先ほどおつたように、一極集中を排除しなければいけません。おつたように、一極集中のようなことをやつておるじゃないか、このお互いに相矛盾したようなことをやつておる、それを賛成した国会は何だといふことになつてくるのです。こういうことになつてきますから、その点はよく意識も考へてやつていただきたい。

○鈴木(久)委員 それはちょっと聞き直りのところがあると思ふ。この議論をやつたつて、ずっとそういう制度をつくつて、確かにそれは国会も関係したかもしれないけれども、政府にそういう基本的なやはり権力の集中という方針があつたからです、それは、この議論はこれ以上やめませうけれども。

それで、地方拠点都市の法案の問題に入りたいと思ふのですけれども、建設大臣、それではこの法案の位置というのは、先ほどから六省庁集まつて、今までの法律で、知事に指定権を与えて地方に自立した計画をつくらせてやる、画期的だ、こういうお話をすつとしておられます。まず、この法案の地方分散あるいは一極集中を排除する、そういう大きなテーマの中でどのくらいの位置を占めるのか、これで本当にどんなふうな一極集中が是正されていくというふうな考へていらつたやうな考へますか。私は、ほんのごく一部の、ちよつと進むのかなという程度なんだろうと思ふのですけれども、この法案の位置とどのくらいのくらゐに考へていらつたやうな考へをまずおただしをしたいと思います。

○山崎国務大臣 多極分散型国土の形成を四全総はうたいまして、一方におきまして、一極集中がなお加速的に進行しておるといふ状況にございませう。そこで、この法案が六省庁主務大臣となりまして、その他の省庁の御協力もいただきまして、共管でこの国会に提出された、こういうことではございませう。当然のことながら、一極集中是正、多極

分散型国土の形成の切り札となるべき法案であると位置づけしております。

○鈴木(久)委員 そういう認識であればなおお尋ねをいたしますけれども、これは国土庁長官にまづお尋ねをいたします。

私は、今までの地方振興策というのが、そういうミニ東京みたいなものをつくることだといふような格好でのやり方が多かつたと思ふのです。ずっとお答えになつていられるように、これまで集中してきた原因というのは、情報の問題あり、あるいは産業活動の問題あり、あるいはまた大学なんかの集中の問題もあつたでしよう。当然、国家機能の権限、そういうものが集中しておつた。こういうもの全体に手当てをしなければ、私は地方分散はならないだろうと思ふのです。

これからの地方開発の視点について、これは長官にお尋ねをいたしますけれども、そういうことを考へますと、拠点でどこかにこういう事業を推進するといふだけじゃなくて、今日国際化が進んでいる、情報化も進んでいる。そして、地域の開発についてもかなり新しい視点がそれぞれの地域で芽生えてきていられる。国際的なレベルでいつたら、今までは太平洋側が輸出や何かの窓口になつておりました。これからアジアを中心に、中国や朝鮮やロシアの方にどんな開発の視点を向けなければならぬ。そうしたら、環日本海という言葉が今ありますけれども、そういうレベルの開発あるいは発展の方向というものを考へる時期なんじゃないかと思ふのです。地方の計画というのは、そういう切り口に今まで全然なつておりませう。東北の開発も九州の開発も、そんな切り口はありませう。全部東京の受け皿ですよ。私は、そういう意味で、第二国土と言われたい視野で、今例えば仙台を中心としたコスモス構想があつたりFIT構想があつたり、独自にもそういう計画がございませう。こういうところをもっと推進をする。国際的なレベルでいふと、日本海レベルをどういふふうな強化をしていくかといふこ

とで、地域の活性化を図ることが私は大事なんじゃないかと思うのですよ。この法案が何か地方振興の切り札だ、私はそうじゃなくて、むしろもっと大きなレベルから地方振興の問題を考える時期なんじゃないか、こんなふうに思えてならないのですけれども、長官いかがですか。

○東家国務大臣 その前に、私は国全体の一体的な開発という、その役割分担というものがそれぞれあると思うのです。北海道は北海道として農業基地、酪農基地、そして加工用牛乳を生産する基地として重点的に国はその施策を講じてきています。また、私九州でございませうけれども、特に施設園芸とか、そういうようなことについては食糧供給地域として重点的にやっていると、いろいろな問題等々がありますから、一概に地域地域ですべて考え、すべて振興するということは、私は国土の全体的な統括的な観点からいかなものかというところを疑問を持ちながらも、しかし、このそれぞれの拠点地域の開発をしていかなければならぬ。

先生のお尋ねの、日本海側に対する今後の開発構想というものは担当の方からまたお答えさせますが、私も九州は九州に、そういう新たな拠点地域をつくるのには、ある大臣等は、それはもう一カ所に、県に幾つもつくるんじゃないかと、九州なら九州、北陸、日本海側は一つということ、まずそういうことで取り組んでみたらどうかというふうな等々の意見もございました。

そういうことで、今日は一県一、二というふうなことで今進めておられますが、いろいろな角度から、まだまだ私は、実務的な問題等に入る前にはもっとも検討する問題が残されているという見解に立っておりますから、どうかひとつ、協議会の皆さん方がどういふ観点からそうした地域の開発をとり行うかということについては、さらに検討させていただきたいというふうに思っております。

(杉山委員長代理退席、古賀委員長着席)

○鈴木(久)委員 今の地方自治の問題で、大臣の答弁は極めて重大で、特に、現実こうなっているのは国会の責任だみたいな、みずからの責任を放棄したみたいな発言があって、私はそれは極めて問題だと思っております。政府の責任は極めて重い、こゝまでこうなつた理由は、ですから、そのことをもう一度明確にさせていただきたい。

(速記中止)

○古賀委員長 ちよつと速記をとめて。

○古賀委員長 速記を起こして。

塩川自治大臣に再答弁を願います。塩川自治大臣。

○塩川国務大臣 先ほど、私の答弁の中で誤解を生むような点があったようでございませうので、私から再答弁させていただきますと存じます。

要するに、先ほど申しました趣旨の中で、一つは、地方自治が片一方において分権を進めようという中であつて、同時にまた、国の機関委任事務も非常にふえてきておるといふ事実を申し上げたわけでありませう。この機関委任事務といふものは法律によって定められたものばかりでございませうので、したがって、私たちの今後におきましますところの地方分権といふものの、地方の権限を押し進めるにつかましましては、その点の権衡をよく考えてこれから進めていきたいと思います、こういうことを申し上げた次第であります。

○鈴木(久)委員 今の中央集権化した責任というのを国会にかぶしたのでは、それは極めて問題だと思ひます。この議論はこれ以上やめませうけれども、やはりこれからパイロット自治体などをやつて、地方にもっとも自立した開発や権限を与えようという時期に、極めて不適当だといふふうに思ひます。

質問を先に進めますが、国土庁長官からいろいろのお話ありましたけれども、地方の開発構想といふものをもつと、先ほど私が申し上げましたような観点で、もう一度東北の開発や北海道の開発、地方には役割分担がありますから、その役割だけしていればいいじゃないか、それだけでは私

建設委員会 地方行政委員会 農林水産委員会 商工委員会 通信委員会 土地問題等に関する特別委員会連合審査会議録 第一号

は足らぬと思う。それじゃ地方分散にならないで時間があるから、具体的に郵政省にお尋ねをいたしますけれども、情報を全国化していくために、NTTがやっているISDNなどをこれからどんどん進めなければ、地方はなかなか、この法律でオフィスを移転しても、行くところがないんじゃないか、こういうふうな思ふのですけれども、それは十分に対応できますか、端的にお答えください。

○森本政府委員 ISDNについてのお尋ねでございますが、これは先生も御指摘のとおり、今後の情報化社会に欠かせないネットワークでございます。既にこのISDNのサービスは昭和六十三年からISDNネット六四、それから元年からはISDNネット一五〇〇というサービスが提供されておりますが、現在その六四の方が八万四千回線、それから一五〇〇の方が千七百回線提供されております。

このエリアでございませうが、現在、精力的にNTTは地域拡大を図つてございませうが、県庁所在地はもろもろのことでございますが、市制施行地のほとんど全体に近い部分、それから一部市町村部というところで、現在電話の加入者数が五千六百万加入ございませうが、ほぼこの九四％のカバーになつております。

来年はさらにこれを九六％にいたそうということ、今後郵政省においても、このISDNのネットにはデジタル化といふのが大問題でございませうので、この普及促進にさらに政府としても力を入れ、税制等での支援をしていきたいと思います。同時に、次の広帯域ISDNが、これからさらに今のISDNサービスのおよそ数倍から千倍の情報量を持つネットワークの整備が必要だということ、これはまた別途法律を昨年制定いただきました。こちらについての支援も進めてまいりたいと考えているところでございませう。

○鈴木(久)委員 では国土庁長官、多極分散型国土形成法の施行とも関連してちよつとお尋ねをし

ますけれども、きょうの新聞にも載つておりますけれども、政府機関の移転の問題というのは極めておくれれている、平成七年度の目標は困難だ、こういう報道がございませう。業務中核都市の振興といひましようか、そういうこの国土形成法の中で行われております施策の中で、そういうものが十分に、これは例えば幕張とか木更津とか大宮とか千葉のこの首都圏周辺にそういう受け皿をつくつて移転をしよう、これは結局進んでいないのでしようか。目標どおりならないという報道になっておられますけれども、今後の具体的振興内容についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○東家国務大臣 その前に、私、中途半端なお答えで誤解を生んだと思ひますが、先ほど、北海道とか九州の農業の分野もあつて、しかし今のこの法律が運用される面において、かなりこの地が必要でありましようから、そういう土地についてはちゃんとしたものをやはり基準を決めて取り組まないと、そういう役割分担といふのが失われるようなことになつておつて、中途半端なお答えを申し上げようと思つて、中途半端なお答えで誤解を生んだと思つておられます。

なおまた、その業務の移転の問題等については、先般も新たに追加認定をいたしたわけでございませう。そういうことで、今段階的にそういう移転の作業は、現在の計画はかなり進んできています。わけでございますから、目標とする移転計画といふものは私は期間内において実施でき得るものと考えておられます。

この点については、なおまた御説明に不足の面がございませうので、担当局長から答弁をさせませう。

○西谷政府委員 業務核都市と行政機関移転のお尋ねでございます。

業務核都市構想と申しますのは、東京都区部に突出し過ぎた集中を周辺の県に秩序ある分散をしていこう。五つ拠点を考えておられますけれども、現在まで二つ承認をいたしました。あと三つ、順次地元自治体の構想が練られているところでござ

いまして、出てまいりました段階で対応したいと思います。それから、行政機関関係でございますが、七十六機関の移転先を決めて鋭意やっております。ざっと申し上げますと半分ほど事業に着手しております。なお残りもございまして、すべてが七年度に終わるということは確約できませんけれども、その方向に向けて鋭意やっております。

○鈴木(久)委員 それでは、先ほどから一番議論になっております指定の問題についておたしをいたします。この法案を見る限り、知事が拠点都市を指定をする、これが一番先ですね。指定の場合に、それぞれ国と協議をするということになっておりますけれども、指定をするのが先なんです。その後、指定された地域から計画を出させる、こういう格好になっております。そうですね。タイム的にいってそういうふうになりませんか、そこるところだけ確認をしておきます。

○山崎國務大臣 一番先に基本方針がございまして、その後知事が指定するのです。そこで、なぜ私がこれを聞くかという、知事が指定する場合に、おれのところの県は指定して大丈夫なんでしょうか、幾つ指定できるのだろうか、こういうことはどこでどういうふうか、これは基本方針にはないでしょう。数の問題はないでしょう。あなたの県はあるなしというのは、あらかじめいくのですか。今ほとんど各県レベルでは上がっていますよ。指定しているのですよ。これはどこで決めるのですか。あなたの県は一つです、いや当然ありません、これは協議の段階でやるということなんでしょうけれども、このところを明確にしてください。

○山崎國務大臣 たいまおっしゃるとおり、まずこの法律が成立をいたしましたら、この法律が基本となります。さらに、この法律に基づきまして基本方針が定められるのでございます。そして、その基本方針を踏まえまして、県知事が地域指定をいたしたいと考えてきた際に、国との協議あるいは当該指定区域都市町村との協議に入っている、こういうことになるわけでございます。

○鈴木(久)委員 そのときの協議なんです。すると、協議の段階までは各都道府県の知事は、自分のところに持ち玉があるかどうかかわからないですね。結局どの県も今、この法案におおのれのところも指定してほしいと、動きが物すごいでしょう。

そうすると、協議が先にあるんですね。ここで、皆さんは、これは知事が今度権限を持って、どの指定してやれるんだと大見えを切ったじゃないですか。ところが、実際は協議して初めて、おまえのところは当分だ、三年先かもしらぬ、そういうふうになるのですか、そこるところを聞きたいのです。

○市川政府委員 基本方針を定めます場合の重要な内容の一つとして、たゞいまお尋ねの地域指定についての内容が定まるわけでございますが、基本的に、抽象的な表現で言いますと、知事が主務大臣と協議するわけでございますので、その主務大臣が協議に当たってどういったところに関心を持つかというふうなことは、大体基本方針の中でそれがあらかじめ書かれる。したがって、知事レベルで地元市町村と協議して案を策定する段階で、どういふ案ならば主務大臣は問題なく通るかどうかというふうなことが大体わかるような基本方針というのを考えておるわけでございます。

や具体的に一、二例を申し上げますと、地方拠点都市地域を指定してそこで実効性が上がるものでなければならぬということでございます。私も関心を持っておりまして、一つは、自立の成長としての核となり得るような潜在能力があるところであり、かつ重点的な投資をしますからある程度数を絞らなければいけない、そういったようなこと、あるいは県内の一極集中が生じない

ように配慮していただきたいとか、そういったようなことを基本方針に書きますので、大体知事さんは、協議に臨む前の段階で主務大臣の考え方がわかるような、そういうことを基本方針では書くということを考えております。

○鈴木(久)委員 いや、そんなことを聞いてるんじゃないですね。皆さんは、この法律のいいところは、知事が権限を持って自分の町づくりをやれますよ、拠点のオフィスの移転をどんどん自由にいろいろ計画してやれますよ、こういうふうにおっしゃっている、そこが今までと全然違う画期的なところだ。ところが、今の話をずっと聞いていきますと、協議が先にあるんじゃないですか、協議が先。ことしならことし指定するの、最初幾つ指定するか、どういふ地域を指定するかというのをおおよそ国で決めるんでしょう。そうじゃないですか。

○塩川國務大臣 その件につきましては、先ほど市川局長が言うておりますように、地方自治体の中である程度自分らの、先行して投資をしていく拠点都市というものにつきましても条件というものを整備していきまして、私たち自治省としては、この際にぜひひとつ知事会を通じて、知事相互の間でその条件の、いわば地域地域によって違いますが、その条件に合わせたもの順位というものを話し合ひを知事会の中で十分なさせていくということが大事でございます。でないと、先ほどおっしゃる通りに、一つの県の中で二つ、三つあるいは持ち込んで、各県が競争でこれを全部認めると言ったら、そういうことはできるものじゃないですね、したがって、知事会を中心とした内協議をさして、それを中央に持ってきて六省庁との協議を進めていく、そういう手法をとらざるを得ない、私はそう思うております。そういうことによって秩序ある協議が進められると思うております。

○鈴木(久)委員 もう時間がなくなりましたから、最後に一つだけ要望しておきます。今回の法律は、そういう意味で、これだけで地方分散が進んだり一極集中が是正できるとは私は思っておりません。したがって、先ほど申し上げましたけれども、国会の移転の問題がある、国際的ないろいろな変化もある、そして地方自治体にもっともっと権限を移譲して、パイロット自治体などもつくったらどうかという意見もある。情報の問題もある。こういうことを考えますと、この法案だけじゃなくて、今後地方振興策のために、もう少し全体的な視野に立った、一極集中の問題になっていくところが解消できるような、そういう方針というのを打ち出したい。特に地域をもっと大きな視点で見た地方振興計画というものを改めて強く求めておきたいと私は思います。そうでないと、何かこの法案が、一極集中を是正して地方の振興がこれで進むんだというふうにも考えていらっしやるとすれば、私は極めて不満を持ちますし、恐らくそういうことは実現不可能であろう、そういうふうにも思っています。強くそのことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思っております。

○古賀委員長 石橋大吉君。

○石橋(大)委員 けさ方からずっと我が党の質問が続いておりました、四番手になりますと葉の出しがらをさらに絞って質問を工夫しなければいけません、大変やりにくいんですが、限られた時間の中で幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

「古賀委員長退席、高村委員長着席」
まず最初に、この法律案が期待をしておる地方拠点都市地域の整備だとか産業業務施設の再配置に関する全体像をもう少しはっきりさせてもらえないか、こういうことであります。

日本経済新聞が出ておるのではないかと思っておりますが、「日経地域情報」の三月二日号の見出しによりますと、本法律は平成版日本列島改造、という非常に前評判があるようでありまして、けさほどの建設大臣の御答弁を聞いておりました、九〇年代の目玉になる施策だ、こういうふうにも言われておるわけでありまして、先ほどは多極分散

方分散が進んだり一極集中が是正できるとは私は思っておりません。したがって、先ほど申し上げましたけれども、国会の移転の問題がある、国際的ないろいろな変化もある、そして地方自治体にもっともっと権限を移譲して、パイロット自治体などもつくったらどうかという意見もある。情報の問題もある。こういうことを考えますと、この法案だけじゃなくて、今後地方振興策のために、もう少し全体的な視野に立った、一極集中の問題になっていくところが解消できるような、そういう方針というのを打ち出したい。特に地域をもっと大きな視点で見た地方振興計画というものを改めて強く求めておきたいと私は思います。そうでないと、何かこの法案が、一極集中を是正して地方の振興がこれで進むんだというふうにも考えていらっしやるとすれば、私は極めて不満を持ちますし、恐らくそういうことは実現不可能であろう、そういうふうにも思っています。強くそのことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思っております。

○石橋(大)委員 けさ方からずっと我が党の質問が続いておりました、四番手になりますと葉の出しがらをさらに絞って質問を工夫しなければいけません、大変やりにくいんですが、限られた時間の中で幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、この法律案が期待をしておる地方拠点都市地域の整備だとか産業業務施設の再配置に関する全体像をもう少しはっきりさせてもらえないか、こういうことであります。

型国土形成の核となる法律案だ、こういうふうにも言われました。

トップの三野閣内である程度具体的な構想は明らかになりましたが、それにしても、どうもまだ全体像が余り明確でないという感じがするわけであり、もちろんこれは国土計画ではなくて法律案である、こういうこともあって、そういうことになっておると思いますが、先ほど引用しましたような建設大臣の答弁などからすれば、これから九〇年代非常に重要な役割を背負った法律でありますので、それだけにいままう少くも全体像を明らかにしてほしい、こういうことを最初に申し上げたいわけではあります。

例えば昭和三十七年に始まる第一次全国総合開発計画では、計画期間十年、開発拠点として、一つ、中核管理機能を中心とする地域開発都市、二つに、工業を中心とする工業開発地区の二種類を設定して、特に後者の工業開発地区を最も重視をする、そういう観点に立って計画が立てられました。手続規定である新産業都市建設促進法と工業整備特別地域整備促進法、この二つによって新産業都市については太平洋ベルト地帯の外にある地域を十五地区、工業開発地区については太平洋ベルト地帯に含まれる六地域、計二十一地域を指定されておるわけであり、

昭和四十四年に始まる新全国総合開発計画では、一つは、情報化、高速化の進展に対応して、南北二千キロメートルにわたる日本列島が一体となって機能するような高速交通体系や情報通信システムを整備する、二つ目に、開発整備の方式としては大規模プロジェクト方式をとり、二十一年間に累積政府資本投資額は約百三十兆円から百七十兆円、昭和四十年価格とする。

それから次の、昭和五十二年に始まります第三次全国総合開発計画では、計画期間十年、昭和四十八年の石油危機を背景にして資源の有限性を意識した国土利用が必要とされ、また資源エネルギーの制約から大都市が特に限界性を指摘されるようになるという時代的背景を踏まえ、

一つには、日本全国をおよそ二百ないし三百の定住圏で構成する、あわせて、今回の法律の目的とも重なってくるわけであり、首都機能移転の問題が重要であること、二つ目に、大都市の過密の弊害を問題とし地方の時代が言われるほど、テクノポリスなど産官学の連携による技術開発主導型産業立地を進める、こういうことが目標にされておられます。

昭和六十二年に始まりまして現在もその計画期間中でもあります第四次全国総合開発計画は、目標年次昭和七十五年、西暦二〇〇〇年、一つは、東京一極集中問題を基本的課題とし、多極分散型国土形成を図る、二つ目に、全国一日交通圏など高速交通網を整備する、三つ目に、計画期間十五年間の累積投資額として、官民合わせた広義の国土整備投資額をおよそ千兆円、昭和五十八年価格、四つ目に、国土整備投資の部門別整備目標として、高速道路、新幹線、ジェット空港化、青函トンネル、本四架橋などの整備とその目標が明らかにされているわけであり、

そういう意味で本法律案は、初めに申し上げたとおり、こういう全国総合開発計画とは違いますが、地方の計画なしに全体像は描けない、恐らくそういう御答弁にならうかと思ったりもしておりますが、しかし、それにしても、こういう法案を提出されるに当たっては、それなりに関係省庁でこの法律によってある程度実現されるべき具体的な構想や全体像みたいなものがあって、こういう法律の提出に至っていると思えますから、そういう観点で国土庁長官なり建設大臣に、今私の質問に明快なお答えを示していただきたい。

以上です。
○山崎国務大臣 ただいま四全総についてお触れになりましたが、四全総では多極分散型国土の形成を、先生が御引用されましたとおり、うたっているところでございます。一方におきまして、建設省の立場でお話し申し上げますと、一九九〇年代は四百三十兆円の公共投資が行われる公共投資基本計画がございまして、もちろん建設省はその

ちの国の公共事業の約七割を分担している立場でございまして、その公共事業を執行するに当たりまして、どういう観点からこれを行っていくかというところが、建設行政を推進する上におきまして大事な点になるわけでございます。

そこで、三点申し上げたいのでございますが、一点は、この四百三十兆円の公共投資基本計画は、日米構造協議の中で生まれてまいりました国際協約的な要素がありますので、その観点からいたしますと、まず第一に内需の振興に資するものであるべきであると考えております。

それから第二点は、まさにこの法案と深く結びついておられますが、国土の均衡ある発展に資するものであるということでございます。

それから第三点といたしましては、宮澤内閣が標榜いたしております生活大國づくりに資するものであるということでございます。生活大國づくりは施政方針演説の中で、総理が六点はどお挙げになったのでございますが、その第一点に住宅、社会資本の充実ということがございまして、また第五点でございましたが、第六点でございましたが、国土の均衡ある発展ということも生活大國づくりの方向の中に入っているわけでございます。そういう次第でございまして、住宅、社会資本の整備をどうやっていくか、それが国土の均衡ある発展と結びついていく形であることが望ましいし、そのことによりてより大きな内需が振興されることが肝心であるということでございます。

そういったものもろもろな観点もございまして、この法案が成立を見ました際には、全国に均衡ある地域の発展が行われるような努力方向がこの法案の中にございまして、建設省が行います公共事業、公共投資におきましてもそのような重点的な配分を行う、こういうことになってまいらうと思っております。

いろいろ申し上げたいことがございまして、建設省としてはどう考えているかということになりますと、一応そういうことを申し上げておきたいと思っております。

○東家国務大臣 総体的な国土の均衡ある発展、そして地方に活力をもたらすということについての各省庁の一体的な推進を図ろうということについては、初めのケースでございます。役人さんから嫌われるかもしれないが、全く入り口から今日に至るまで、夜を徹して、それぞれの立場立場で相当お互いに議論が交わされたことは、私は内容的にも大方のことを承知いたしております。しかし基本的には、再度、私は今まで建設委員会等でも申し上げてきたが、国民のために、地方の活性化の本当の真の法律であることを念じてやまない。これは当然、我々政治家としても、また主務大臣として、国会の先生方の御意見等も、実務的な細かな内容はまだ煮詰まっていなかつたと思っておりますから、皆さん方の意見を聞きながら、そして役人さんの立場、意向を踏まえて取り切っていく。その一体性がなければ、今私どもにはあらゆる角度から将来この法律が本場に実りあるものになるかという御意見等がございまして、私は今後とも役目柄その務めを果たしていきたく、率直に申し上げてそのように考えております。

○石橋(大)委員 一つ一つ突っ込んでいる時間はありませんので、次へ進みます。午前中から言われておりますように、今度の法律案は六省庁の共管ということになっておりますね。口に出して言うと言わないに限らず、みんなが一番心配しておるのは、本場に六省庁の息がしっかり合っとうまくいけば、一つの省庁が単独でやるよりも何倍もの効果が上がる。しかし、一つ間違っただけで呼吸が合わなくなると、お互いに責任転嫁をしたり足の引張り合いをするようなことになると、これはプラスどころかマイナスになってしまふ。そうならないかということも一番心配している。私も心配している。

そこで、念のためここで伺っておきたいと思っておりますが、平成四年予算編成を前にして、国土庁では地方都市圏整備構想、通産省では産業業務機能再配置促進構想、建設省では地方拠点都市構想、

こういうものをそれぞれお持ちになって、恐らくこういうものが背景になって今度の法律の提出になつていふと思ひますが、これは時間がありませんから簡単にお答え願ひたいと思ひますが、各省庁ごとにそれぞれの構想の骨子はいろいろあることを考えておられて、この法律案を提出するに当たつてどれだけの法律によつて生かされることになるのか、一〇〇兆生かされることになつてくるのか、いや、おれのところのものはいせいでいい、三割だということになつてくるのか、その辺、簡単に三省から、三大臣からお答えいただきたい。

○小島政府委員 お答え申し上げます。

国土庁の地方都市圏整備構想、都市圏整備法の問題でございますが、私どもはこれからの地方振興の核といふべきで、それは多極法に言いますところの地方都市の整備、地方都市とその周辺を一体とした整備が大変重要なことだろうということをお急いでございまして、そういう意味で、都市だけじゃなくて、都市と一体をなす地域の総合的な整備を図つていこう。その際には、周辺農山漁村もこれによりましていろいろの意味での波及効果が出てくるだろうということ、これに関連いたしまして、税制要求あるいは金融の要求をいたしました。

ほかの省庁とのすり合わせでございますけれども、私どもだけでやるのではなくて、というよりも、むしろ国土庁の立場といたしましては、関係省庁が一体となって地域の振興という目標に一致していただくためのコーディネーターといふべきか、調整といふべきか、そういうことが大変重要だろうということをお考えまして、関係省庁とも当然一体としてやるということをお初めから考えておつた次第でございます。

○中田政府委員 産業業務機能再配置構想と申しますのは、事務所、研究所などの業務機能の過度の集中が近年の東京の一極集中の要因となつていふという認識のもとに、私ども、業務機能の地方への移転促進、地方における業務拠点の形成など

を通じまして産業業務機能の全国的な再配置を促進しようとする構想でございます。今回の法案の原型の一つとして検討してまいつたものでございます。

幸い関係省庁との連携のもとに、平成四年度の予算におきましてこの構想に関連いたします予算、税、財投あるいは地域公団の業務追加等が実現いたしました。また業務施設の地方立地にとつて極めて重要でございます地方拠点の総合的な整備につきましても、関係省庁の連携が図られることとなりまして、当初の構想が御審議いただいております地方拠点法の柱の一つとして結晶してきていふというふうにご覧いただいております。

○市川政府委員 平成四年の重点施策を建設省で考えておりました際に、御指摘ございましたように、地方拠点都市構想というものを検討しておつたわけでございますが、その基本的考え方は、簡単に申し上げますと、近年地方の人口減少が広がつていく中で、地方中核都市とあるいは県庁所在地等、すべてではございませんが、かなりのところで、これらは商業業務あるいは学術文化、研究開発等、いわゆる私どもの言葉で高次の都市機能を有しておるようなところは結構成長しているといつたようなところに着目いたしまして、今後の地方の発展を牽引するための拠点となる潜在力を有する都市を地方拠点都市として整備育成することをねらつたものでございます。

今回御提案申し上げております本法案は、先ほど来御答弁申し上げておりますように、関係各省庁が協力をいたしまして、それぞれの得意技といふか、所管行政にかかわる施策を出し合つて一つの制度としてまとめたものでございまして、いわば私どもの構想も含めまして八月時点における各省の構想の集大成と言つてもいいものではなかつたかと思つておりますので、少なくとも建設省が当初考えておりました構想との関係で申し上げますと、私ども単独でやる以上にかなり有効に機能するといふふうにご覧いただいております。

○石橋(六)委員 伺ひました限りでは、ほとんど各省庁の構想がこの法律案によつて具体化をされようと思つて、非常に期待をしておる、こういう御答弁でございました。ぜひひとつ責任のなすり合い、足の引っ張り合いにならないように誠に注意をしたいと思います、このことだけは繰り返し念を押しておきたいと思ひます。

次に、国土庁長官に伺ひますが、時間がありませんで、通告をしておりました質問の三と四を一併して質問をします。

第四次全国総合開発計画と本法律案の目的に関する問題でございますが、この法律が目的とする地方拠点地域の整備、そして産業業務施設の再配置、これはもうばらばらのものでなく、あくまでも一体のものである、こういうふうには私は理解しているわけですが、それは地方拠点地域の整備といつても、やはり産業業務施設の再配置なしに雇用の確保もできなければ、人口の集積も、情報、文化の集積も期待できないからであります。これは今まで答弁の中にも再々強調されております。

そこで伺つておきたいのは、東京一極集中の排除、これは第三全総からの大きな課題であります。あるいは定住圏構想や多極分散型国土形成という問題が取り上げられてきましたけれども、残念ながら現状は逆に東京一極集中は進むばかり、こういうことになつていけるわけですね。そういうことで、第三次全国総合開発計画では、これも先ほどから何人かの方から触れられておりますように、首都機能の移転に関する問題などもかなり本格的に目的達成のための課題として議論が行われてまいりました。私は、首都機能移転問題がなぜこの大きな問題になるかといふと、行政機関の一部を地方に分散するといつても、産業業務施設の一部を地方に分散するといつても、言うべくしてなかなか実現できない、この際はやはり十把一からげにしてだつと首都を移転するようないことも考えないと、実はそういう問題が、

さつちもいかにいふところから、まとめて首都機能移転、こういうことが問題になつてきておるのではないかと思つておられます。そういうことを考えますと、行政機関の一部や産業業務施設の一部を地方に配置するといつても非常に大きな問題を持つていける、こういうふうにご覧いただいております。そこで、その点について総合調整的な立場にある国土庁長官のお考えをひとつ承りたいと思ひます。

○東家国務大臣 御質問というより、そのものずばり、こうあるべきだということに私どもの考えを申し上げます。一致した御質問であつたと私は思つておられます。特に、今日の四全総に基づいてその役割が果たし得なかつたことはもう事実なんです。地方活性化のためにどうあるべきかということについては、私はただ、今度の地域の拠点整備のみならず今までの法律というものをもう一遍再検討し、総合的に、一体的にどう地方振興策を講ずるかということについては、先ほど法律論も出しました。この間、率直な話、閣議でも意見として出しました。法律が多過ぎる、少し法律を整備する時期である、少し一体的にまとめる必要がある等々の意見が出ました。それを各省庁がそれぞれ出し合つた、その法律がやはり一定の目的の効果を上げてないといふことではあります。先ほど各局長が御答弁のように、一体的に今後推進していくべきであろうといふふうにご覧いただいております。

なおまた、今首都移転の問題等、中間報告をいただきました。九千ヘクタールの用地、それから約六十万人の移転、それから十四兆円という投資、そうした大事業でございますから、私どもは国民の合意形成なくしてこの進展はなかなか難しいと思つておられますので、それぞれ審議会、有識者会議等、そしてまた首都移転の特別委員会の皆さん方とよく協議しながら、国土庁としての担当の役割を今後とも果たしていくように努めていきたいと思つておられます。

○石橋(大)委員 これは建設大臣や国土庁長官まで含めて本当は聞きたいのですが、時間がありませんで、次にあえて通産省に産業業務施設の再配置の問題についてお尋ねをいたします。

午前中の質疑で、本法案の目的を達成するために地方自治体の自主性をとことん尊重する、こういうことが強調されました。しかし私は、そうかというふうな言い方なかつた場合の責任を全部地方自治体になすりつけておいては困るわけでありませぬ。計画の立案等において地方の自主性を尊重するとしても、法案の提出者である国の責任、六省庁の責任はしっかり自覚して対処してもらわなければならぬと思ひます。そのことを強調しておきたいと思ひます。

なかつた、強力な国の指導その他の措置なしには、自治体の首長だけでは私はどうにもならぬと思ひます。そういう点では国の責任でしつかりやうしてもらわぬと、計画はつくつたが魂入れず、画餅に終わってしまうことになりかねないと思ひます。施設の再配置が実現するかどうかは、本法律案の生死を決するといふほどの重要な意味を持つていると私は考へておられます。

しかし、過去の実績に照らす限り、それは極めて困難であり、容易ならざる問題であることは、けさの質疑を通じてもある程度明らかになつておられます。そういう経過を踏まえたときに、私は従来からとられてきた税財政上の優遇措置ぐらゐでは、そう簡単に事は進まないのではないかと、この心配をしておられます。昭和三十一年、一九六二年に策定された第一次全国総合開発計画から現在の第四次全国総合開発計画に至るまで、戦後の国土利用計画の柱は一貫して魅力ある地方づくりだったと思ひます。しかし、現実には、先ほど来から申し上げましたとおり、東京一極集中の流れは強まるばかり。そして、その原因の一つには、先ほど鈴木質問でもちよつと触れられました、中央集権的な行政システムが最大

の問題点ではないか、こういうふうにかえらるるわけでは、

東京都が九〇年三月にまとめました「業務機能の分散に関する調査」、対象七百八十社によりまず、企業が東京に本社を置く理由として五五％が首都機能の存在を非常に重視しているわけでありませぬ。その数字は資本金五百億円以上の大企業では七九％にはね上がつておられます。一位の情報は優位性にしても、内訳を見ると、六〇％が中央官庁の情報が入りやすい、こういう理由を挙げているのであります。首都機能を重視する具体的な理由としては、七四％が許認可官庁の存在とし、これも資本金五百億円以上では八四％と非常に高いわけでありませぬ。また、全体の一八％、大企業の三五％が政策形成への参加を理由としておられます。したがつて、こういう問題についての適切な手だてを講ずることなしに、従来どおりの税財政上の誘導政策だけということでは、なかなか実効性を確保することはできないのではないかと、こういうふうには心配しているわけでありませぬ。

そういう意味で、通産省としては、従来の経緯や反省を踏まえながら、産業業務施設の再配置について具体的にどういう方法でもつて実効性を確保しようとしておられるのか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○中田政府委員 ただいま御審議いただいておられます法案におきましては、拠点地区に産業業務施設を移転する者に対し、税制、金融上の支援助けを講ずるとともに、地方におきまして業務施設の立地環境を整備するため地域振興整備公団による団地造成等の事業を行うこととしておられるところでございます。これらにつきまして従来の再配置政策との違いを申し上げます。これまでの工業再配置政策あるいはテクノポリス政策等の産業立地政策は、工場などの生産機能を中心としておられます。業務機能の過度集中が東京一極集中を呼んでおられるという認識のもとに、これまで施策の対象として

して落ちておりました事務所、研究所など業務機能全般を新たに地方分散の対象としておられるところでございます。

また、第二に、関係省庁と連携いたしまして、産業業務機能との関連の高い都市機能の増進あるいは居住環境の向上など地域全体の整備をあわせて行うこととしておられるわけでございます。これは、従来の産業立地政策が専ら産業対策として展開されてまいりましたのに対して、新しい時代の流れに沿つた対策ということが言えるのではないかと、このように思つておられます。

また、御指摘のございました各種の行政機関としての情報の提供あるいはさらなる情報通信のインフラの整備、高等教育機関の整備、さらには各種の技術開発プロジェクトの地方分散、こういうことも含めまして、この法律の外でやるべき対策もたくさんあるわけでございますので、私も全力を挙げてこれらの対策についても進めてまいり、計画が円滑に実施されるように努力してまいりたい、かやうに考へておられます。

○石橋(大)委員 従来の実績に照らして本当に実効性のある手段、方法を講じていただきたい、このことを強調しておきたいと思ひます。あと、何年か後に実績を見てまた厳しく物を言わしてもらう、こういうふうには思つておられます。きょうはこれぐらゐにしておきます。

次は、文部省来ておられると思ひますが、大学、研究機関などの地方分散について伺つておきたいと思ひます。

この法律が目的としておられる地方拠点都市地域の整備あるいは産業業務施設の再配置、こういうことと関連いたしまして、大学、研究機関などの地方分散をどう進めるかということがこれまで非常に大きな問題だ、こう思つておられるわけでありませぬ。なぜ重要かといふことは、積極的に念仏かと思ひますが、一つは、若者の地域間の移動原因として進学が非常に重要だからです。そして、それが地域からの若者の流出、ひいては地域の活力の低下につながつておられる、こういう問題もあつておられる。

し、二つ目に、大学などの持つ研究開発機能が知識集約型社会では非常に重要な役割を果たすことが期待されるからであります。また、学術文化の面で拠点都市の中核たるにふさわしい役割を大学や研究機関が持つておられるからであります。

現在の大学、短大の学校数は全国で約千、うち国立が約百。学生の定員数は、二百五十万人のうち五十万人が国立、公立は十万人程度、大部分の百九十万人、八百五十校が私立であります。このように日本の高等教育機関は数の上で私立依存でありませぬ。東京圏だけで見ると、極めてありませぬ。定員は約百万人、うち国立八万、公立一万、私立が九十万強となり、比率では九〇％、こういうことになつておられるわけでありませぬ。いづれにいたしましても東京圏への大学の集中は異常であり、そのことがさらに東京一極集中を促し、過疎過密をもたらす一つの大きな要因になつておられるのであります。

先ほどもちよつと触れましたように、時代の変化とともに都市の魅力も変化いたします。生産活動の場所としての都市だけではなく、文化的あるいは知的な活動機会が不可欠になつておられるわけでありませぬ。そのための都市機能施設として大学など高等教育機関、文化施設などが配置されることが不可欠となつておられるわけでありませぬ。来年、一九九三年以降十八歳人口が大幅に減少してしまつたので、大学、高等教育機関の経営環境はかなり厳しくなつておられる。こういうことが予想されておられますが、バランスのある国土の発展、地域拠点都市の開発を考へるとき、大学、研究機関等の地方分散を図ることが極めて重要であります。

したがつて、この際、長期的な視野に立つて、各県に設置をされておられる国立大学の学部の充実や増設、研究機関の教授陣の充実や施設の整備に努め、大学、研究機関の重点を徐々に東京から地方拠点都市に移すべきである、こういうふうには考へておられるわけでありませぬ。

イギリスのケンブリッジやオックスフォード、アメリカのハーバードやマサチューセッツ工科大

学、世界に冠たる大学はほとんど地方の都市に所在をして、しかも世界に気を吐くような研究業績を上げていく事例もあるわけですから、日本でも何も東京にだけいつまでも大学がおる必要はない、私はこう思っているわけでありませう。

そういう意味で、これはきょうは文部省に伺いますが、それは建設大臣も国土庁長官も力を合わせてそういう方向をぜひ追求していただきたい、こういうことで申し上げているわけですが、ここでは文部省の見解を承っておきたいと思つておられます。

○佐藤説明員 昭和四十年代の初めから第一次のベビーブームというものがございまして、この期間を通じて大都市部に学生が集中をする、こういうことが問題となつたわけでございます。そこで、私もといたしまして、昭和五十年の初めから計画的整備ということを銘打ちまして、従来から大都市における大学等の新増設の抑制という方針をとつてまいりましたわけでございます。この結果、徐々ではございますけれども、首都圏の収容力というものが相対的に少しずつ低下をきてきておりまして、ちなみに、全国の学生数に占めます首都圏の学生数の比率で申しますと、五十一年度の四四・六％から平成三年度の三九・五％へと、五％強低下をするというような状況になつてい

わけでございます。御指摘ございましたように、来年度以降、十八歳人口が急減をしております。そういう状況ではございまして、私も、従来からの主地域間の収容力格差の是正に努める、こういう方針は堅持をしております、こういうふうにご考慮をいただいております。

なお、研究機関の場合には、そういった地域配置という観点もございまして、学術研究上の必要性という観点もございまして、これは学術の動向等を踏まえながら検討させていただきたい、かように考えている次第でございます。

○石橋(入)委員 ぜひひとつ地方分散に努めていただきますようにお願いをしておきます。

次に、これも本日は建設大臣にも各大臣にも同

いたのですが、あえて国土庁長官に伺います。環日本海時代の到来に備えて、日本海国土軸の形成と本法律案の関係について伺いたいわけでありませう。

御承知のとおり、東西冷戦体制の終えんとともに、最近ようやく環日本海時代の到来が大きく脚光を浴びるようになりまして、一九六〇年代以降三十年にわたる我が国の国土計画や重化学工業や先端産業の集積は、主として太平洋沿岸ベルト地帯を中心に進められてまいりました。第二次大戦後四十年間にわたつて続いてきた東西冷戦体制が、我が国の産業の発展や国土開発を大きく規定したからだと私は思っています。その結果、東京一極集中とともに、太平洋沿岸ベルト地帯を縦断する大経済ライン、すなわち第一国土軸の形成が進みましたが、もう一方の日本海側は、一部を除いて重化学工業や先端産業の立地から大きく取り残され、いわば現代の後進地帯として過疎化が進む一方で、衰退の一途をたどつてきたのであります。このままの状況が進みますと、この日本列島は、やがては太平洋側に向かってひっくり返るのじゃないか、こういうふうに行わざるを得ない状況だと私は思っています。

こういう現状のもとで、いよいよ東西冷戦体制が終りまして、環日本海新時代を迎える。大陸諸国との経済、文化交流や資源開発のための技術提供などが大きく叫ばれるようになりまして、いかんせん、長年の太平洋沿岸ベルト地帯中心の経済発展をもたらした結果として、日本海沿岸には悲しいかな、一部を除いて対岸諸国や地域の発展に寄与すべき経済力、学術文化、技術の集積もないのであります。まあ、揚げ足取りをするわけじゃないのですが、午前中の建設大臣の答弁を聞いておきますと、ある程度何かの集積のあるところから先にやる、こういう話も聞くわけですが、私も日本海沿岸出身の者の立場からすると、もう言つたって何もないわけですから、私のところの島根県なんか、掘れば弥生時代か縄文時代の古墳はたくさん出ますが、あと何もないのですよ。

そういうところをどうするかということをやはり考えてもらわなければいかぬ。条件のないところに条件をつくることも考えてもらわなければいかぬ。今まで四十年間太平洋側を中心にしてきたわけだから、そういう意味で、これから四十年間は日本海国土軸の形成に向けて、重点をそこに置いて新しい国土計画も立て、開発もやっていたきたい、私はこういうふうにご考慮をいただいております。

そういう意味で、この地方拠点都市整備、産業再配置整備、最大限にひとつ日本海中心に、各県に二つずつ平等にひとつ話じゃなくて、これから大陸諸国との交流など考えて日本海沿岸を中心に新しい開発をしてほしい、整備をしてほしい。特に、一番残っているのは島根県や鳥取県、山陰地方ですから、あえて私は山陰地方の県民を代表してお願ひしておきますので、これは国土庁長官から答弁をいただきますが、建設大臣も、全部分ひとつ関係大臣が腹に入れてこれから対処をしていただきたい。代表して国土庁長官のお答えをいただきたい。

○東家国務大臣 交通、情報、いろいろな角度から確かにおくれた部分があることは承知いたしております。経済界の中でも、島根県のすぐれた人材が、今日まで私も経済界で籍を置いたときの指導者でございます。いろいろな角度から島根県の開発の余地について私はお聞きし、そして、こうあるべきだという御提言を受けたこともございませう。もちろん国土庁の地方振興局長に、どういった面がこれからの島根県、鳥取県の開発の拠点地域としての、今日のおくれをこの法律によって活力あるものにするかということがございませう。特

に、今後は対岸の近隣諸国との大きな背景というものがございますだけに、国際化の中の進展を図る意味でこのこれからの拠点地域の発想を地元でも持つていただき、そしてまた、先ほどからお尋ねの中に、責任は地方に押しつけるのじゃないぞ、これはまさしく、法律を出した以上は各省庁

が責任を持って、協議機関が責任を持って取り組まなければならぬことですから、どうかひとつ協議だけはよくしながら進めていきたいと思います、地方だけにすべて任せてあげないというわけにはいかないこともつけ加えておきます。

○石橋(入)委員 ぜひひとつそういうことで頑張つていただきたいと思つておられます。

次に、私は農林水産委員会の代表的な立場でここに来ておりますので、農林水産大臣も退屈なようですから、幾つか質問をさせていただきます。

まず一つは、この法律案に対する農林水産省の基本的な考え方を明らかにしていただきたい。

○田名部国務大臣 率直に申し上げて、すばらしい発想で取り組んでいただいた、実はそう思っております。

と申しますのは、今島根県のお話もありませんが、大体大都市から離れるほど非常に過疎の進行というものが著しい。私の青森県もそうでありませうが、先般の国調で四万三千人減少をいたしました。ちょうど三沢市が一つなくなつたわけでありませう。そういうことを考えますと、何と云つても都市に人が集まるものから、そこには公共投資がどんどんなされる、一方、農村、漁村、そうしたところはどうしても、道路にしても下水道にしても全く手つかず、しかも働く場所がない。お年寄りは、世話になる方は残るが、世話をする方がどんどん大都会へ出てくる、これはどこも同じような現象だろうと私は思うのです。私のある村で、子供を五人産んでくれたら村が百万円出ますというアイデアを――アイデアか、これは苦

し紛れだと思つておられますが、そういうことをやつたところもあります。

そういうことかと思つておられます、それはいろいろな案もあるし、御意見も御議論もおありだろうと思つておられますが、まあ議論ばかり尽くしておつても、いろいろ今までもありました中で、何かこう期待が、小さくても確実なものになれそうだ、こういうことから私も、かつてない、これはいける

なという感じを受けたことと、大体地方のこういう拠点都市を整備しようとする、周辺には町、村、農村であります、あるいは漁村もあるでしょう、そういうところの整備をどうやって図っていくか。

いづれ働く場所、雇用の場が創設されるとその周辺からも出てくるであろうし、あるいは都会から行く人々も、今私どもが新しい政策の中で先生とも随分御議論いただきましたが、これからの二十一世紀の農村はどうあるべきかということをやっている中で、都会から来た人々も、こんな環境のいいところなら農村に住んでみたい、そういうのもあるだろうし、具体的にどこがなるかによってはいろいろと考えられるわけでありまして、いづれにいたしましても、この都市機能の増進はもちろんでありますが、そこに居住環境あるいは雇用の創設、こういうものが一体となって農山漁村というものを活性化していきたいということを考えておりました、ぜひこれは成功させていただきたいというふうに考えておりました。

○石橋(大)委員 農林水産大臣には三点の質問を申し上げます。農林水産大臣には、今大体あらからじめ通告しておりましたが、二、三の問題をまとめて答弁があったようですから、三つ目の問題に行きます。これは余り詳しい話はしませんが、私は、今度の法律案に関連して、我が国の農業政策にかかわる者一人として非常に心配していることが一つあるわけでありまして、それは地域開発と農地の保全にかかわることです。

農林水産省、政府は、ガットのウルグアイ・ラウンドの農業交渉で食糧安全保障の見地から、米の輸入自由化は受け入れられない、こういう態度で一貫しております。それはそれで、私も大変結構だと思っております。問題は、この立場が国内政策面でも一貫性を持って断固として買われる、こういう状況になっているかどうかということになります、いささか心もとない感じがして事態を見ていくわけでありまして、それは農業の基本的な資源、農地はそういう意味で非常に重要であります

が、その農地問題の現状を見ると、まことにゆゆしい事態に置かれておるんじゃないか、私はこう思っています。

大臣御承知のとおり、農水省が九〇年一月に発表したしました平成十二年、西暦二〇〇〇年における主要農産物の需給と生産の見通しによりますと、熱帯効率を最大にした場合の国内の食糧供給量は、耕地面積五百万ヘクタールで、国民一人当たり二千キロカロリーの栄養供給が可能、これは男子四十歳の軽労働に必要なカロリーというふうな言い方になっておりますが、そういうことになっていきます。その十年前の農政審議会の試算では、食糧輸入が長期にわたってゼロになった場合を想定しての試算として、耕地面積五百五十万ヘクタール、国民一人当たり千九百九十四キロカロリーの供給可能、こういう数字が出されたこともありまして。

いづれにいたしましても、二十一世紀に向けて急速な世界人口の増加、逆に森林の消滅などに伴う農耕地の減少という世界的な趨勢を踏まえまして、国内農業の維持、農地の保全が極めて重要になってきています、こういうふうには私に考えるわけでありまして。

しかるに、九〇年農業センサスによる農耕地面積は四百三十六万ヘクタール、五百万ヘクタールを割っております。農林水産省の資料によりますと農耕地転用面積は昭和五十六年から平成二年までの累計で二十九万一千九百五十二ヘクタール、約三十万ヘクタール。一方で九〇年農業センサスによる耕作放棄地あるいは不作付地を見ますと、これも大変激増しております、三十七万七千ヘクタール、四国と近畿の農耕地を足したぐらいな耕作放棄地や不作付地が拡大している、こういう状況になっているわけでありまして。

財界を中心にして我が国農業不要論、こういうような風潮が支配的になって、だんだん農家の皆さんが農業に情熱を失っていきましました。結果、こういう農地の荒廃や減少が進んできた、私は考えています、農地をめぐむ状況がそのように極めて

で厳しい中で、今度の法律による地方拠点都市の整備などによってこの上さらに急ピッチに、大幅に農地の減少が進むというふうなことがあっては、先ほど申し上げましたように食糧安全保障の見地からいって認められないことだと私は考えているわけでありまして。

昔は農地を非常に大事にしていたために、学校を建てたり工場をつくったりするときはほとんど山を削りてやったものですが、最近は一歩優秀な農地を削りてもなくとんどつぶしている、こういう状況にありまして、そろそろそれも限界にきている、私はそう考えます。

そういう点で、農林水産大臣、農地をしっかりと保全する立場を考えながら慎重に対処していただきたいと私は思っています、いかがでしょうか。

○田名部国務大臣 具体的にどういうところを県の知事さん初め周辺の町村長さん方が開発拠点の地域にするかというところは定かではありませんが、いづれにしても、私どもが今進めております優良農地、これはもう未来永劫に農地として確保したいということ、今案を詰めておりましたが、そういうところは、協議をする、こういうこともありますので、優良農地の地域というものは極力外してやっていたらどうかというところは、当然のことだと思っております。

何といたしても、規模もあるいは地域も、どこがどういふふうになるかというものは定かではありませんが、いづれにしても一億二千万の国民の食糧を安定的に供給するという仕事は私たちの仕事であります。そう言いつつながら、この法は若い人たちの雇用の場もあるいは地域も活性化したいということでもありますので、よくよく相談して、守るべき農地はきちっと守る、あるいはどうして協力しなければならぬところ、そういうのは、こゝろは大丈夫と、あるいは地域によつては森林地帯に近いところもあるでしょうし、そういうところも林業の活性化も図りながら、すばらしい環境の住居空間というものをそういう森林を利用し

てつくる、いろいろやり方はあると思えます。いづれにしても、お話のとおり私どもが考えている超優良農地というものは保全していく、この精神だけは貫いて、御協力できるところは積極的に御協力をしたい、そう思います。

〔高村委員長退席、古賀委員長着席〕

○石橋(大)委員 ぜひひとつそういう立場で農林水産省としては慎重な対応をお願いしておきたいと思っております。

最後に、これはあらかじめ通告をしておりますが、やや事務的な話ですので、全体の調整をやるのは国土庁か自治省か知りませんが、ちょっとお答えをいただきたいと思っております。事務的な話だと思っておりますから、追加で二つ三つまとめて申し上げます。

まず一つは、これも先ほどからいろいろ触れられておりますが、法の目的では地方の自主性の尊重がうたわれているが、地域指定段階で主務大臣と協議をすることになっている。地方では多くの公共団体が指定の希望を持っており、地方の自主性を尊重する地域指定を行うという、地域の絞り込みは容易でないと考えられる。特に今年度の地域指定は陳情台戦になることが予想されるので、どのような協議の方法を考えているか、考え方がいかに、これが一つ。

二つ目、これは先ほど日本海国土軸の形成の問題でもちょっと申し上げましたが、今日までさまざまな地域開発法ができていますが、東北、山陰、四国など人口減少が激しく、定住対策が緊急の課題となっているわけでありまして。魅力のある就業の場や都市的サービスの面で大きく立ちおくれしている地域ではこの法律に大きな期待を立かけていると思うが、このような地域にこそ手厚い対策が必要である。この辺、非常に心配していますから特に聞きたいのです。また、県庁所在地は指定地域から除かれるとの新聞情報があるが、私ども山陰では県庁所在地といつてもせいぜい人口十四万程度であります。全国一律ではない対応を行うべきだが、どのように考えているか。これは私が

さつき申し上げたことも関係します。これが二つ目。
三つ目。中心となる地方都市とその周辺市町村で地域を構成することになっているが、指定地域の一体的な整備や地域外への波及効果を生むためには、交通網の整備が不可欠である。公共事業の重点投資を行うに当たり、交通網整備にどのような重点投資を行う考えか、伺う。これは建設大臣がもしられませんか。

四番目。産業業務施設の再配置の促進が法案のねらいの一つとなっているが、過度集積地域からの追い出しの方策、これも私ちょっと触れましたが、これはさつきかなりやっていますから、もしあれだつたら答弁は省略してもらって結構ですが、過度集積地域からの追い出し方策、これは非常に激しい言葉を使っていますが、これぐらいのことをやらぬとやはりなかなか効果がないということであろうという言葉を使っていますが、この辺について四点左右。
やや指定に関する事務的な要素の問題だと思えますから、お答えできると思いますが、お答えをいただきたいと思います。

○小島政府委員 お答え申し上げます。
まず、本年度の協議の方法ということでございますが、先ほどからなる御説明がございまして、基本的には地方の自主性を尊重するというところでございまして、同時に、関係省庁の間で協議会をつくりまして、そこで窓口を言うならば一本化して、今申し上げましたような地方の自主性が尊重されるような形でその協議会を運営してまいりたいと考えております。

それから県庁所在地は除くか、これは全国、県庁所在地と申ししても、おっしゃるとおりいろいろございまして、ただ、基本的に私も当該都道府県の中で一極集中が是正されるというふうなことが同時に、その判断は最終的には知事の総合的な判断にお任せする、こういう形になっておりますので、これで御了承いただきたいと思います。

それから、あと、追い出し方策、これは通産省なりあるいは国土庁なり、私ども関係あるわけでございますけれども、今回の法案はどちらかというところ分散奨励というところに重点がございまして、追い出しというか、まあ大変きつい言葉でございますけれども、要するに東京から地方に展開するよう仕組みにつきましては、今後国土庁といたしましては国土政策の一環としてさまざまな観点から検討をしていかなければならないということでございます。

交通網の整備は、御指摘のとおり重要なことでございます。建設大臣も先ほどからお答えになつていらっしゃいますように、私どもも大変重要な視点であると考えております。

○石橋大委員 時間が来ましたので質問は終わりますが、先ほどから私が再々強調しておりますように、この質問は、恐らくどなたも一緒だと思っておりますが、一つ一つの質問は本当は大臣全部答えてください、こう言いたい質問ばかりなんです。こんなことをしておたら何時間も時間がかかるから、あえて禁欲をしながら一人の大臣に絞って物を言っているわけですよ。そのことをひとつ一つかきお考えいただきたいまして、また、最初に申しましたように、全省庁がやはり本当に打って一丸となつて取り組まないと効果も上がらぬと思えますから、ぜひひとつ、おれに対しては質問がなかったからおれ知らぬわ、こういうことでなくて、全大臣連帯責任でひとつ実効性のある努力をしていただきますように繰り返し強調し、お願いして、私の質問を終わります。

○古賀委員長 森本見司君。
○森本委員 まず、国土庁長官にお伺いしたいわけでございますが、バランスのとれた国土形成をするのに、やはり東京一極集中をどう改めるのか、一方、地方の活性化をどう推進していくかというものがなければならぬわけでありまして、このことは言われて久しいわけでありまして、毎回国会でいろいろな形で取り上げられ、議論され

ておりますが、なかなか遅々として進まないのが現状でございます。そこで、私の方から数点にわたつてお伺いしたいわけでございますが、本法の地域振興政策、産業立地政策上の位置づけと各種既存法との関係について伺うわけでございます。国土庁長官、四全総の受け皿としては多極分散型国土形成法、昭和六十三年にできたものがあるわけでございますけれども、これと本法との関係は一体どうなるのか、それは基本法と実施法の関係なのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○東家國務大臣 多極分散の法律その他幾つもの関連するような法律がございまして。しかし、今回提案している法律は、あくまでも連携して行うべきものだというふうには私は解釈をいたしております。先ほどからいろいろな御質問の中で申し上げております基本的なことは、今までの法律の中身においてはやもすると不足の面がありました。それを補足し、そして連携をしながら、関係各省庁がもっと具体的な協力をしながら、ひとつつ力ある法律にしたいということが基本でございますので、今のお尋ねは、連携を図りながら取り組んでまいりますということでございます。

○森本委員 今回、権限を中央から地方にというのが本法の一つの大きな特徴であるかと思っておりますが、連携をとると同時に、先ほど来言われておりますが、地方の自主性を今後大いに重んじながら進めていっていただきたいと思っております。そこで通産省にお伺いしたいわけでございますが、地方分散化をねらった産業立地法としては今日まで、工業再配置法は昭和四十七年、テクノポリス法は昭和五十八年、頭脳立地法は昭和六十三年、こういった法律をつくりました。そこに本法がまた出てきたわけでございます。私は決して出てきたのが悪いと言っている意味ではありませんが、今日までのこの先ほど申し上げました三法について評価をどのように考えておられるのか、それと本法との関係についてどのように考えておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○中田政府委員 通産省におきましては、委員御指摘のとおり、これまで工業再配置政策、テクノポリス政策、頭脳立地政策等を産業立地政策の柱として推進してきたところでございます。まず、工業再配置政策につきましては、最近五年間の全国の工場の新増設面積の約七五％が法律上の誘導地域において立地しているということがございまして、工業の地方分散は着実に進展しているというふうに見えておるところでございます。また、テクノポリス政策につきましては、昭和五十八年に法律が制定されましたから現在までに全国二十六地域につきまして開発計画の承認を行つてきておりますが、ハイテク工業の年平均の立地件数あるいは敷地面積の伸びがともに全国平均をこれら二十六地域につきましては大幅に上回つておりました。地域に新たな雇用の場が生まれてきているというふうに見えておるところでございます。これまでもと、テクノポリスの建設はおおむね順調に進展してきているというふうに見えております。

また、頭脳立地政策につきましては、現在までに十九地域の集積促進計画の承認を行つてきております。各地域におきまして業務用地整備事業、人材育成事業等の積極的な取り組みがなされているところでございます。特に業務用地等につきましては、造成した端から完成してしまつてしまうというふうなところも見られるわけでございまして、まず順調な滑り出しであろうというふうに見えております。本法との関係でございますけれども、今申し上げましたこれまでの産業立地政策は、工場等の生産機能が施策の中心でございます。これに対して今回の対策は、業務機能の過度集中の是正というところでございまして、広く事務所、研究所一般を施策の対象としておられるところでございます。また、これまでの施策では産業立地を専ら施策の対象としておつたわけでございまして、今般は都市機能の増進あるいは居住環境の向上等

地域全体の整備の中でこれを行うということ、
総合性、一体性というものをさらに強化している
という特色があるわけでございます。本法の成立
を待ちまして、これまでの政策と連携をし、かつ
補い合いながら地域の活性化あるいは産業の地方
分散というものを進めてまいりたい、かように考
えております。

○森本委員 従来は工場分散というのがねらいで
あって、今回はオフィス、地方分散化を促すん
だ、オフィスアルカディアを目指しているんだと
いうことでありますけれども、一つ伺いたいので
すが、従来のそういった頭脳立地法あるいはテ
クノポリス法に該当している地域と本法との地域
とが、場合によっては地域的に重なる場合が出て
きますね。そういう場合、重なってもそれはいい
のか、それともそれは、その場合には従来の法律
でなければならぬのか、本法の適用も受けられ
るのか、お伺いしたいと思います。

○中田政府委員 従来、各法律によりまして、そ
れぞれの地域が想定されておるわけでございま
す。それぞれの法目的に従いまして地域設定がな
されておるわけでございますが、今般の法律に基
づきます地域とこれが重複いたしましても、私ど
もは一律に重複してはいけないという必要はない
のではないかとおもうに思っております。それ
ぞれの政策目的の差がございまして、また、場合
によりまして非常に、県の三分の一、人口にいた
しますと過半の地域を既に指定しているものもあ
るわけでございます。これらの実態に応じまし
て、それぞれの地元で適切な地域の想定がなされ
るといふことを期待しているところでございま
す。

○森本委員 産業業務施設の一極集中是正として
の本法の効果にどの程度効果を期待されているの
か、本法の効果の期待についてお伺いしたい。

同時に、私は先ほどテクノポリス法や頭脳立地
法について伺いましたが、この程度でオフィスの
地方分散化を促すのは非常に困難ではないかなと
いうふうにおもうわけであります。先ほど説明があ

りましたテクノポリス法やあるいは頭脳立地法と
いうのは、工場移転に対して非常に手厚いとい
るな施策が講じられておる。例えばテクノポリス
法では特別償却は建物等最高一五%、機械等最高
三〇%、それから頭脳立地法では特別償却は建物
等最高一八%、機械等最高三六%、それから多極
法では建物等一〇%で民間施設の場合に一三%と
いうことになっておりますけれども、それらと比
べますと建物に対する特別償却の率、一五%、一
八%から比べると今回は低いのではないだろうか
というふうにお考えのわけでありまして、もともと
と手厚い内容にしないとならぬか、オフィスの移
転というものはなかなかできないのじゃないか
というふうか、これは今後検討する必要があるか
と思っておりますが、貸しビルに移った場合に對し
てどうかということになります、これは本法で
は何の施策も優遇措置がないわけでありまして、工
場移転の場合には、機械等が非常に高いものです
から、これに対して手厚い特別償却、三〇%、三
六%と認められておりますが、これからのオフィ
スというのは、機械と同様に非常に高価なもの
がオフィスの中に入ってくるということが考えられ
ます。コンピュータやあるいはOA機器、まさ
にこれから情報化時代に入りますと、そう
いった機械等が、オフィス機器等々が装置化して
くるのがこれから常識になってくるのではない
かと思っておりますが、そういったことに対する優
遇措置が全くない。したがって、東京から、殊に中小
企業のオフィスが、大企業が移ってきたからと
いって同時に自分たちも移転しようと考えて移
転した場合に、大企業がそこにビルを建てて、その
中のオフィスを一室借りて中小企業のオフィスが
同様に移転してきた場合に、何のそういった人た
ちに対する措置が行われない。と考えてみると、
中小企業の人たちが大企業の移転とともに自分た
ちも一緒に行くかと思っても、何にもないじゃな
いかというふうな現象が起きてくるのではないだ
ろうかというふうにお考えのわけですが、その点に
ついてどのように考えるか、お伺いしたいと思います。

○中田政府委員 最初に、企業移転の推定がどの
くらいなされるかという点でございまして、それ
も、現時点ではどの程度の地域が指定されるの
か、あるいはまた各市町村でどのような計画をお
つくりになるのかということが必ずしもはっきり
してないわけでございまして、現在の時点で想定
することは難しいわけでございますけれども、東
京の一極集中は正に目の見えるような効果が出る
ようなことを私どもぜひ努めていきたいというふ
うに思っているわけでございまして、
それから、現在の対策でオフィス分散が可能か
という御指摘でございますけれども、現在進んで
おります東京一極集中は、企業にとりまして東京
を主たる活動の場にする、あるいは管理中枢とす
るといふことが、経営上、事業実施上合理性を
持っているという状況にあるわけでございまして
で、この是正が一朝一夕には非常に実現しにくい
難問であるというふうな認識を私どもも持ってい
るわけでございまして、しかしながら、最近の企業
の動向を見ますと、昨年私どもも実施いたしました
調査によりまして、約四割の企業が移転を検討し
ているということがあるわけでございまして、
また別の調査では、地方の新規卒業者の七割
程度が地元就職を希望し、あるいはUターン志
向もますます高まっているという調査結果もある
わけでございまして、このような企業の動向ある
いは働く人たちの意識というものが変わってきて
いるというのを踏まえまして、うまく流れをつ
くることができれば、これまで以上に産業の地方分
散が進むのではないかとおもうに私どもも期待を
しておるところでございます。

それから、具体的な御質問でございまして、テ
クノポリスや頭脳立地法では、建物等につきまして
一五%の特別償却、これに對しまして今回の措置
は一二%ということでございますが、テクノポリ
ス税制の対象となっております工場、家庭につき
ましては、事務所等の業務施設に比しまして相対
的に陳腐化が早い、絶えず切りかえていかなけれ

ばならないということでございます、年々の企
業にとりましてのコスト負担が大きいというふう
に私どもも見ておるわけでございまして、償却率の
若干の相違は、そのような点について考えておる
結果でございます。

それからもう一点、OA機器の点でございま
す。OA機器が非常に投資がふえてきておるとい
う御指摘、委員の御指摘のとおりでございます。
ただ、現時点におきましては、工場建設におきま
す生産設備と比較いたしますと、業務施設建設の
全体投資額に占めます事務あるいはOA機器等の
投資額の割合は、まだまだ低い状態にあるわけ
でございます。今回はそういうことで、業務施設建
設の大きな部分を占めております建物とその附属
施設につきまして税制上の対象とすることに
わけでございまして、
また、貸しビルへの事務所等が移転した際のメ
リットがないではないかという点でございまして
が、OA機器等に係る優遇措置といたしましては、
中小企業等基礎強化税制、いわゆるメカトロ
税制がございまして、その積極的な活用も願
いをしたいというふうにお思っているわけでござ
いまして、
ただ、御指摘のとおり、OA化の進展というの
は非常に勢いで進んでおりますのも事実でござ
いまして、私ども、OA化の今後の進展状況など十
分に留意しながら、OA機器等の税制上の取り扱
いについては積極的に研究をしてみたい、か
ように考えております。

○森本委員 次に、建設大臣にお伺いいたしま
す。
産業業務施設の再配置を促進するために、個別
企業への助成措置あるいは業務団地造成等の受け
皿整備等の措置が予定されているようでござい
ますが、これらの措置は、道路、住宅等の基盤イン
フラ整備があつてこそその効果が最大に発揮され
るものだと思います。
また、先般出ました産業構造審議会産業立地部
会、平成三年十一月に出されましたものの中の資

料、平成四年四月二十日

料の中にあるわけでございますけれども、これは労働省の六十三年の調査でございますが、資料「東京集中と勤労者生活」という中で「東京にある本社に勤務する地方志向者が地方に望む環境整備」ということで、これは複数的に答えているわけでございますが、一番多いのは五六・九で、自分に合った仕事の場、これは当然のことかと思えます。その次に多いのは五六・五、自分の仕事と同様な位置で多かつたのが、交通の便、生活の便、こういことが挙げられております。さらにはまた、その次は四八・六で、公共施設、下水道、病院等々が挙げられておまして、自分に合った職場と同様の規模、地方志向者が地方に望んでいる環境整備としてそういうものが挙げられておるわけでございます。したがって、基盤インフラの整備がございまして、今回のこの法律が最大にその効果が発揮されると思われおるわけでありませぬ。

建設省において、地方拠点都市地域に対し公共事業の重点実施を行うこととありますが、具体的にどのような社会資本について、どれぐらいの規模で、どのような投資を、どのような計画に基づいて重点的に行うのか、大臣からは、力を入れるということなのか、決意等々含めてお伺いしたいと思ひます。

○山崎国務大臣 この法案のねらいが成功に至りますためには、先ほど森本委員が御質問なさっておりますように、産業業務施設が地方に移転をいたしませんと、つまり職住遊学の機能がそろった、若者たちにとっても魅力のある都市ということにはならぬのであります。なぜかという、その一番最初に来ておる職がないからでございます。そういうことから申しますと、先生の御指摘のとおりであると思ひます。産業業務施設が地方に移転するための基本的な条件が、先生がおっしゃる道路交通網の整備あるいは情報通信機能の整備、これらがございませんと、やはり首都にいた方がございませんと、そういう意味で整備を急ぎたいと思ひます。

ておるのでございませぬ。

高規格高速自動車道路網の整備につきまして、これはもう御案内のとおりでございますが、全国一千万四千万キロを定めておられますが、この整備を進めると同時に、第十一次道路整備五年計画、来年度より始めますが、その中で地域高規格道路整備計画なるものを新しく打ち出したと考へておるのでございませぬ。この地域高規格道路網の整備の構想は、例えば中心城市から中心城市まで三十分でございませぬと、あるいは中心城市から空港まで、あるいは港湾まで、あるいは高速道路網、基幹道路網まで、それぞれの区間が三十分以内で行けるといふことを目標としておるわけでございます。

○森本委員 ぜひその点については力を入れていただきたいと思います。

今回の法律では、東京一極集中を避ける、さらに、それぞれの県で、先ほどもちらりと話が出ましたけれども、県庁所在地はできるだけ避けるということ、私が県で考えてみますと、第二の都市、奈良市から橿原へという想定を仮にいたしますと、そこまでの距離が、今大臣が三十分とおっしゃっていただきましたが、これは非常に時間に五十分ないし六十分かかる。さらには、観光シーズンに入ると一時間以上は超えるという状況下でございませぬ。やはりこういう土地、高規格の道路網の整備、さらに全力を挙げてよろしくお願ひしたいと思います。

次に、郵政省にお尋ねしたいわけでございますが、東京に企業が集中しているその大きな原因の一つには、東京において情報収集が容易だからであります。企業が東京から地方に移転するに当たって、地方圏においても東京と見劣りしない情報収集が行えるような環境が整備されることが、

極めて必要であると思ひます。

今回の法律の中で、テレビ会議を行うとかいろいろなことをもってそういう情報収集を行っていただくということが言われているわけでございますが、仮にテレビ会議をやるにしてもあるいはファクスで絶えず送るにしても、結局地方へ移って行って、事務所経費、あるいは土地獲得の費用が安いからといって移って行くんですが、情報収集のための費用が今度は非常に多くなる。しかも、通信料金の遠近格差をぜひ是正すべきではないかという声が多々あるわけでございます。

私も、東京事務所と私の地元事務所、これはどの先生方も皆同様でございますけれども、絶えず連携をとらなければならぬ。そのときちらちらと頭をかすめるのは、これだけ話すると電話料金と一体どれほどかかるんだろうか。自分のオフィスから電話をかけていると、私の電話機は料金の出る電話機ではありませぬので、余りそのことについてすぐ痛みを感じないわけでございますけれども、外からテレホンカードでやりますと、激しい勢いで度数が減っていくというのをたびたび実感するわけでございます。

企業がやはり情報を集めなければ東京から地方へ移っていかないと、これを考えた場合に、その辺の遠近格差の、特に諸外国と比較して高いと言われているこの料金、この現状と、どのように郵政省は認識してこの問題に取り組もうとされているのか、お伺いしたいと思います。

○笹川政府委員 森本先生にお答えいたします。ただいま先生にいろいろと御指摘をいただきましたが、まさにそのとおりでございます。現在通信料金のあり方は、国民生活のみならず、産業経済活動にも大きな影響をもたらす重大な問題だと認識はいたしております。また、通信料金の低廉化は、情報流通コストの低減化をもたらすことになりませぬので、より地方の振興に寄与できるだろう、この期待をされております。郵政省では、昭和六十年に電気通信制度の改革を行ひまして、御案内のように、電気通信市場に

民間導入、競争原理を導入いたしました。料金の低廉化を推進してきたところでございませぬ。その結果、御案内のように、電話料金を初めといたしまして、自動車電話、それから無線の呼び出し専用線など、各種の電気通信料金が全般にわたって幾らかでも安くなってきたことを御理解をいただきたいと思います。

なお、もう少し細かく、料金の比較その他は局長の方から答弁をさせていただきます。○森本政府委員 具体的なことでございませぬので補充をさせていただきます。

ただいま政務次官から申し上げましたが、改革以前は東京、奈良もそうでございますが、大阪は三分四角の電話料金でございませぬ。現在、競争が入りました結果、次第に下がってまいりまして、今NTTでは三分二角四十、したがって四割カットになっておるわけでございます。新しく参入しました事業者は、半分の二百円で提供いたしております。新規の事業者は四月二十九日からさらにこれを百八十円に下げたいという申請が出ておるわけでございます。そういう状況でございます。そういう意味では、市内を一といたしますと、民営改革以前は一對四十でございませぬが、現在はNTTで一對二十四、さらにNCCで一對二十、これは近く一對十八になる、こういう動きでございます。

外国のお尋ねがございましたが、アメリカ力ではニューヨークからサンフランシスコはざつと五千キロほどでございますが、この料金が現在九十四円、それからニューヨークからハワイ、これも百二十四円というところで、ニューヨーク市内の電話料金は三分で十円ぐらいでございますから、大体一對十二ぐらいの計算になるわけでございます。ドイツ、フランスあたりは大体一對十見当でございます。そういう意味では、日本の遠近格差はさらには是正を図らなければならぬと思ひます。新しいテレビ電話等の技術についても導入を図っておりますが、基本的にはこういう遠近格差について回っております。

煩雜にわたりますので省略させていただきますが、いずれにしても、こういう意味でできるだけ低廉料金を実現するというのが民営化、競争原理のねらいでございます。今後とも各種の競争の土俵を十分つくる、競争条件が十分実るような環境条件づくりを郵政省として一生懸命やって、改革のねらいであります料金低廉化を一層推進したい、こう考えておるところでございます。

○森本委員 次に、自治大臣にお伺いいたします。

産業業務施設の拠点地域への立地を促進するために、業務機能支援中核施設の整備に対する地域公団出資等の支援措置が講じられているところであり、しかし、意欲ある自治体であっても財政力なきがゆえに第三セクターの設立が行えず、十分な立地環境整備ができていないといった事態を招かぬよう、起債の特例等、中核施設を整備する自治体への支援措置を講ずるべきであると考えられるわけであり、殊に今回の場合に、県庁所在地以外の地域を想定した場合に、県庁所在地が集まってやる場合が多々考えられるわけでありまして、そういうところは財政力が非常に弱いところも多々あるわけでございます。その点について、自治省の見解及び具体的支援施策についてお伺いしたいと思います。

○塩川国務大臣 この指定されました地域につきましては、自治省としても全面的な財政的な応援をいたしたいと思っております。その財政的な応援の一つの柱といたしましては、地方単独事業の大幅な増額を認めていくということと起債の割り増しを認めていくという、この二つの方法によって支援体制をとっていきたく思っております。

○紀内政府委員 大臣から一般的なお答えを申し上げましたけれども、具体的な御質問は地方債の特例のことであつたかと思ひます。

この地方債の特例につきましては、本法案の十六条におきまして、拠点地区内地方公共団体が一定の割合以上出資するような特定の法人が行いますところの公共施設に準ずるような施設、具体

的には教養文化施設等でございますけれども、こういうものに対して出資なり補助なりを行おうとする場合には、地方財政法が原則法でございますけれども、その法律の規定に乗らない場合にあっては、出資、補助等の財源として地方債を起すことができる、こういう特例を設けてござい

ただ、御指摘になりました民間企業等の設置する施設につきましては、この特例の対象としておりませんので、一般原則に戻って地方財政法の規定によって判断をしていくということになります。

このようなものに地方公共団体が出資しようとする場合には、その出資の財源として地方債を認めるかどうかということにつきましては、その当該団体の財政の状況その他につきまして慎重に判断をまいりたい、このように考えております。

○森本委員 農林水産大臣にお伺いいたします。先ほど、社会党の石橋先生の方から農地転用の問題についていろいろ御意見がございました。大臣は、優良農地を確保しながらというふうにおっしゃっていただいております。石橋先生のおっしゃっていただきましたことも、我が国土にとって、また農業振興という立場から極めて大事であるというふうにお聞きしております。同時に、本法を施行していく上で、やはりそれぞれの地方が計画を立てた段階で、果たしてこの土地を農地転用にすることができるとかどうかというところが、絵をかいたときに絶えず頭の中を浮かんでくる問題ではないかと思つております。先ほどの質問と反対のような質問でございまして、恐らく農林水産大臣は両方の考えをお持ちではないかと思つてございしますが、ここが弾力的な運用がされなかつたならば、計画を立ててもなかなか実施していけないのではないだろうか。特に今回の場合は、先ほど来何度も申し上げておりますが、それぞれの県の農地の次の地域を想定した場合、

あるいは何力所かの市町村まで想定した場合に、その点が大きな問題点になってくるのではないかと考えますが、農地転用について大臣はどのような本法との関係について考えておられるか、お伺いいたします。

○田名部国務大臣 基本的にはこの事業に支障になるようなことは避けたい、むしろ私も積極的にこれは進めたいという気持ちでおるわけであり、ますから、従来も道路等を通した場合でも、それに合わせて区画整理事業、圃場整備等やるといふこともいたしてきておりますので、余り御心配なさらずに、県の方でまとめて出てきた結果、これは原則として許可をするという方針であります。ただ、できるならば、平場のいい農地、水田等あるわけですから、そういうところは少し避けていただくとか、いろいろ気を使つていただきたい。それは、今私も省内で二十一世紀の農村、農業というので検討しておりますが、やはり一定規模の農地、水田、畑地、そういうものを農業が成り立つよう、他産業並みの収入を得られるようにということと計画を立てておるわけであり、ますね。それがずたずたになるようではなくて、そういうところはよく知事さんや市町村長さんが、これはもつたない農地だということをはなると、たけななというふうに進めていただければいいのではないかと、いろいろ思つております。具体的にはどういう施設をどういうところにつくるかという時点で改めてまた御相談申し上げる、あるいは調整をしていただくということが必要であります。先ほど申し上げたように、原則として許可をまいりたいというところであります。

○森本委員 最後は、これはきょうお見えの全大臣にお伺いしたいわけでございまして、先般来議論され、あるいはきょうも随分議論されておるところでございしますが、関係する省庁が六省庁ある。それで、ここがよほどうまくすり合わせがいかないとうまくいかないのではないかと、このことが考えられるし、同時に、従来の法律との関係は一体どうなつてくるのだろうか、あるいはこれか

らいろいろと建設省でも予定されている法律等々の関係は一体どうなつていくのだろうかということもいろいろと各地方ではおもんばかつておるところであり、政府の運用姿勢が一体どういふところにあるのか、まあこの法律を、今までのなかにかその実効性が伴つてきていないわけであり、ますけれども、過去の反省を踏まえた慎重な配慮と同時に、地域の特性を生かした魅力ある都市づくりを行うためにも、関係各省庁の呼吸合わせ並びにそれぞれの取り組みへの姿勢が必要かと思ひますが、各大臣にぜひ御答弁をいただきたいと思つておるわけでございまして。

○塩川国務大臣 私たちは、過去数年前からふるさと創生事業、そして地域づくり推進事業として発展させてまいりました。その方向性をしっかりと踏んまえて、この事業をさらに追加的の事業として推進していきたいと思つております。

○山崎国務大臣 積極的な運用を図つてまいりたいと考えております。

例えば、私も地方にこそフロンティアがあるという言い方をいたしておるのでございますが、首都圏で住宅を取得いたしますときに、みずから所得の五倍以内というのを一応の目安にいたしておられますけれども、果たしてそれが可能かという問題もございまして、そういう住宅を取得いたしますためには随分速いところまで出かけていかなければならない、通勤時間が一時間以上か六〇％という数字もございまして、そういうことから、住宅をもし確保し住居水準を上げていくということになれば、地方にこそ幾らでもフロンティアがある、そういうこともございまして、積極的な運用を図つてまいりたいと思つておるのでござい

ます。従来の法律は、当法案の趣旨に活用できるものは積極的に活用いたしまして、総合的な施策の展開を行うべきであると考えております。

○森本委員 済みません。国土庁長官、まとめてお願ひしたいことと、それから通産省の政務次官、せつかくお見えいただいておりますので、産業政策を進める上で通産省の考え方もお伺ひした

○古賀政府委員 森本先生の御意見を拝聴させていただきました。仰せのとおりでございます。東京一極集中は我が国内政上の最大の課題の一つでございますから、強い決意を持って問題の解決に当たってまいることが必要だと思っております。

御指摘がございましたように、地域の特性を生かした魅力ある都市づくりを推進するためにも、そしてまた、地方の自主性を最大限に尊重するという点とともに、過去の経験も十分生かしながら本法に基づく施策の推進を図りまして、この問題に政府一丸となって取り組んでまいり、こういう決意でございます。よろしくお願ひいたします。

○東家國務大臣 お尋ねの各それぞれの今日までの法律と重複する面がありはしないか、それをどう調整していくのかというお尋ねでございますが、当然今日まで法律案を提出する過程の中で、十分その点は六省庁のそれぞれの担当者が検討し、そういうようなことで弊害がないことを踏まえての私ばかり突っ込んだ論議があったものと思っております。もちろんその中には激論もあつたでしょう。しかし、先ほどから申し上げておりますように、この法律を活性化の目玉にできるようなことで取り組みたいということで各省庁の担当関係者が熱心に取り組んでおられますから、私たちもまた主務大臣として今後はよく協議しながら、先ほど申し上げました、地方が創意工夫によって今後それぞれの地域から指定をお願いしていただくような形でございましょう、そういう場合に、私どもはやはり具体的なことでの作業はまだ入れない面がありはしないだろうかということ先ほど申し上げたこととございまして、これからは具体的な法案はこれでお願ひをし、具体的な実施については、それぞれの地方の意見を聞きながら実施していくということに相ならうかと思っております。

○森本委員 時間が参りましたので、質問を終わります。

○古賀委員長 倉田米喜君。○倉田委員 公明党・国民会議の倉田でございます。私は、本法案を推進される政府の根本的な姿勢、この観点からと、それから農林水産委員の立場から本法案と農漁業の活性化あるいは環境の問題はどうなのか、この観点についてお伺いをしたいと思っております。

まず、本案の目的が、地方の活性化、自立的成長の促進を図り東京の一極集中を是正する、この趣旨というのは、非常にもうこのとおり、時代の要請であろう、こういうふうなふうに思っておりますが、それを進めるに当たっての基本的な政府の、根本的なと言った方がよいと思っておりますが、スタンスはどこにあるのか、この点について、午前中から議論ございましたけれども、もう少し御質問をさせていただきたいと思っております。

そこで、まずそもそも東京一極集中の原因をどのようにお考えになっておられるのか、この点について、自治大臣の方からは、政治の力を越えたような大きな社会的な経済的な力があったのだ、こういうふうな御答弁がございました。国土庁長官の方からは、いろいろ施策はやったけれども、それにも増して一極集中が進んでしまった、今まで過去やってきたいろいろな施策がなかったら、もっと進んでいただろう、こんな御答弁でございます。

そこで、もう一度これは建設大臣と国土庁長官にお尋ねをしたいと思います。そういう経済的、社会的な大きな力、私はそれだけではないのじゃないか、もっとやはり政策なり政府の誘導みたいなものがあつたのではないのか、こういうふうな原因というところもあるわけですが、この一極集中の原因というものを大臣どのようにお考えなのか、この点をまずお伺いをいたしたいと思います。

建設大臣と国土庁長官にお伺いをいたします。○山崎國務大臣 一口にして申しますと、集積のメリットが東京をして今日のような巨大な都市を形成せしめたかと考えております。首都には中枢管理機能がございまして、あるいは情報、金融機能

等、高次の都市機能を備えているのでございませう。若者たちにとりましても大変魅力のある都市であるといったことから、人口の集中が生まれてきたと考へておるのでございます。これを地方分散せしめるためには、東京が持つておりますような都市の機能、高次の都市の機能を地方の拠点都市に持たせるといことが一つのポイントになると考へておりました。この法案のねらいはそこにあると考へております。

○東家國務大臣 国際化、日本の産業の構造というものの大きな変化の中に、今日また行政面においても、やはりどうしても東京に一極集中するところが急速に高まってきたということは事実でございます。そのために、先ほどから御答弁申し上げておりますように、いろいろな施策を今後講じていかねばならない。そのいろいろな諸施策の中で今後、是正できないわけではございませんが、詰って込んだりやはりこれは構造改善を図っていかねばならないということとございまして、山崎建設大臣が申し上げましたように、今後この法律を機能的にどう生かしていくかということに努めてまいりたいと思っております。

○倉田委員 今お答えの中にもあるかとは思いますが、この一極集中をどうしたら是正できるのかという観点について、都市の機能を地方に持つていくんだ、抽象的に言えばそういうことなんではないかと、それでそのとおりのことかということについて、もっと基本的な原因があるのではないか、私はこう思うのです。というの、先ほど午前中の議論の中にも出てきましたけれども、これは東京に魅力がある、情報が発信地域を集中している、こういうお話もございました。そういう意味からすれば、東京だけが情報が発信地域ではなくて、地方にももっと情報が発信地域をつくらなければいけない、こういう指摘も多々あるかと思っております。それをちょっと詰めていけば、いわゆる東京への権限の集中、これは許可権限もそうだと思いますけれども、権限の

集中あるいは頭脳の集中、これがあつたと思つたのです。例えば頭脳の集中みたいなことは、官庁はもちろんそうだけれども、各産業、各種のいろいろな産業団体においても、業界団体という言葉で言っているのかどうかかわかりませんが、東京に集中されてきてしまった。過去大阪にあった繊維業界のあれも東京に持つてこられた、こういう部分があるんだと思つたのです。東京の一極集中を是正しようということについては、頭脳の集中、権限の分配、これももっと根本的にやめていかなければいけないんじゃないのか、このように思つておりましたが、この点については建設大臣は何かお考えでございますか。

○山崎國務大臣 御指摘のとおりであると思っております。今の東京には、行政あるいは企業の本社機能あるいは教育、文化の機能、それぞれ中枢管理機能が集中しているといった現状でございます。そのことが集積のメリットをさらに統合している作用があるのではないかと、かように考へております。したがって、この拠点都市法で私どもは東京からそういった機能が地方に分散する受け皿を用意したいと考へておるのでございます。同時に、委員がおっしゃるような、例えば行政機能の地方分散あるいは教育機関の地方分散あるいは私どもが取り組んでおります国会の地方移転等々、そういう従来からの施策も、これとともに強力に推進していく必要があるかと存じます。

○倉田委員 この点は非常に大切なことだと思つたのです。ぜひ権限の地方分散というのか、今まで地方の優先機関で決められていたものをわざわざ東京に出てやらなければいけないとか、そういうことはもうやめていかないと、この東京の一極集中、あるいは一方所という各拠点というのですかね、その分配というのにはできていないんだ、こういうふうな思つたのです。この問題は、東京と地方の基本的なあり方についても実はかかってくるんだと思つたのです。先ほど自治大臣は、明治政府以来地方自治と言いが

ら中央政府の出先機関みたいなそういうところからえ方をしてきたところに問題があつて、この意識といふのは実はまだ乗り越えられていないんじゃないのか、こういう御答弁もございました。

そこで、この法案の基本的な背景として東京と地方の基本的なあり方についてのようによく考えるのか。これは、現在ではもう地方というものはある意味では出先機関であつて頭脳たる東京の手足の機能しか果たしていないんじゃないのか、こういう指摘も強いわけですね。そこで建設大臣に、東京と地方の基本的なあり方、この視点についてのようによく考えたいのか。また国土庁長官には、この法案の中には地方の自立的な成長ということをお考えになっているのか。また地方の自立的な成長という基本的な視点は何か。それぞれお尋ねをいたしたいと思います。

○山崎國務大臣 四全総では多極分散型国土の形成をうたつておられます。その際、東京には情報、金融機能等において今後とも国土の中で重要な役割を担つてもらいたいとお考えのことと同時に、地方の振興によりまして地方への定住度を高めていきたいということをお考えのことです。これらのことを実現いたしますためにこのたびの地方拠点都市整備法案も提案されたものと考へておられます。

○東家國務大臣 地域の活性化ということ、二十世紀に向けての生活大国として国民ひとしく享受できるような社会をつくること、これからの大きな課題だと考へておられます。そうした観点から、地域の分権その他については御質問のとおりだと思つておられますが、ただし、国土の均衡ある発展にこれからどう取り組んでいくかということになりますと、各県ごとがばらばらに分権の中で取り進められることは問題がありはしないかということが、先ほどもある先生の御質問の中に答えましたように、乱開発というものがなされた場合に非常にこれは環境保全等の問題からも困つてくるわけですので、それからあたりをよく整合性を持たせながら、これからの分権と国土

の均衡ある発展と自主性の中から生まれる地域の活性化を図つていかねばならないと思つております。

○倉田委員 確かに今御答弁いただきました国土の均衡ある発展ということもまた大きな視点である、こういうふうな思ひます。

そういう意味で、この法案の中には、基本方針を定める、一方で基本計画は地方自治において決めていく、こういうふうになつておられるらうと思つておられますが、これを従来の頭脳東京集中型の姿勢、スタンスで進めてしまうと、六省庁で決められるこの基本方針、これで大体のことが決まってしまうのではないのか、そういう心配も非常にするわけですね。

例えばこの基本方針について第三条で決めておられるわけですが、「基本方針においては、次の事項について定める」、非常に基本的なことが書いてありますが、一方で基本計画の作成、第六條、それから第七條で書いてあるんですが、そこをアからキまでずっと読んでみると、例えば基本計画の方には指定地域の整備の方針とか、イについては居住環境の整備とか、ウについては公共施設の整備とか、エというのは居住環境の整備とか、つまり、ここで出てくる基本計画というのは本当に整備という言葉が目立ってしまふ。これではいわゆる出先が、地方が下請的な、そういう従来の発想がそのまま残つておられるのではないかと、ぱつと見たときに印象として感じてしまふわけですね。

そこで、この基本方針ということと基本計画ということのあり方は、非常に大きな問題だらうと思つておられますが、この法案にも「地域における創意工夫を生かす」と書いてあるのです。地方分権という、また従来の東京一極集中を是正するという立場からいけば、地方の意思というものがまず主になつてこなければいけないのではないのか。その上で、国土の均衡ある発展という視点から、是正なり必要なのだからと思つておられますが、まず基本方針で大きな枠組みをばたつと決め

てしまつたのでは、都市計画の中ではまさにその中の整備だけしかできないのではないのか、この心配も大いにするわけですね。

そこでお聞きをしたいわけですが、この根本的な基本方針の作成の中に地方の意見、創意工夫というののどのようにならされていくのか、この点について建設大臣と国土庁長官にお尋ねをしたいと思ひます。

○市川政府委員 御指摘ございましたように、この法案の一つの大きなねらいが地方の創意工夫を生かすことと進めるといふ政策スキームでございます。ただいま御指摘ございました基本方針は主務大臣が定めるわけですが、主務大臣が定めます基本方針につきましては、法案の第三条第二項にございますように、地方拠点都市地域の指定あるいは基本計画の作成等に関するものでございます。特に基本計画に關しましては、現実に基本計画を定めますのは地元の市町村、共同して定めるわけでございます。国におきましては、その基本計画につきましても、基本的な方針を基本方針で定めることとさせていただきます。

ただいま、確かに条文を見ますと、基本計画に定めるべき事項として「整備」という言葉が多いのではないかと御指摘ございましたけれども、一言で言いますと、その地域をどういふふうにして整備していくかという計画の具体的内容はすべて、市町村が共同して定め、知事の承認を得る基本計画において決まる。国におきましては基本方針におきましては、その基本的な方針を示すのみというふうな考へておられます。

○小島政府委員 今都市局長からお話ございましたように、この法案でございまして、従来の地域振興、特にこのように広域にわたる地域振興計画につきましては、知事が区域と計画を定め、主務大臣の承認を得る、こういうのが従来のパターンでございます。先ほどから御議論でございますが、これは地方の創意工夫、地域の創意工夫ということが地域振興のこれからの一つの重要なポイントであ

るといふ点を踏まえまして、このような仕掛けになつたわけでございます。

そして基本方針、これは今市川局長からお話もございましたけれども、端的に言いますと、ある意味で非常に無味乾燥の内容になるらう。（発言する者あり）それは、中身はそれぞれ地域地域が創意工夫を凝らして、そして地域の知恵というものをその計画の中に最大限発揮していただくということが重要なこととございまして、私どもがああせいこうせいと言つたことは最小限にするということにしてまいりたい、かように考へておられます。

○倉田委員 午前中の議論の中にも、本法の基本的な性格というものが従来の地方振興政策とは違つてきているのだ、こういう議論もありましたけれども、ぜひそうあつてほしいと思ひます。しかし、従来の思考のパターンの中でいってしまふと、やはり同じようなそういう運用の仕方あるいは解釈の仕方をしてしまふのではないのか。今局長から御答弁いただきましたけれども、整備についても本当に手足としての整備であつてはならないし、やはり頭脳としての中身の、そういう意味合いを持つ整備であつていただきたい、こんなふう強く思ひます。

そこで、建設省にお伺ひいたしますが、この中で言われている「居住環境の向上」、これは具体的にどのようになつてお考えでしょうか。

○市川政府委員 基本計画におきまして、「住宅及び住宅地の供給等重点的に推進すべき居住環境の整備に関する事項」を定めるということになつております。こういった問題に關しまして私ども想定しておりますのは、日常生活におきまして、例えば空間的にゆとりのある住居の供給ということが極めて重要であると思つておられます。

先ほど大臣の答弁にもございましたように、地方こそまさに生活大国のフロンティアであるといふ、最も代表例は、地方こそ大都会に比べまして住居の環境はいいものがある、そういう基本的な認識があるわけでございます。それから、道

路、公園などの公共施設の整備も進めまして、あわせて緑豊かな自然環境が備わっている居住環境の整備ということが極めて重要である、そんなふうにご考えておるところでございます。

○倉田委員 その居住環境の件ですけれども、空間の問題からいえば、果たして東京は空間的に豊かなのか、こういう問題提起がされるのだと思うのです。それは見方はいろいろあるかもしれませぬけれども、居住空間は東京においては非常に厳しいという指摘がされる中で、しかし、なおかつ、その東京に住みたい、定年後も東京にいたいのだという人が多いわけです。これはなぜなのか。この点も考えて、やはり先ほどの頭脳の問題もありまして、いろいろな情報発信地域としての地方という問題もあるのだと思うのです。そういうことも考えていただいて、居住環境の向上ということもぜひ御検討いただきたい、こういうふうに思います。

そこで、また続けてお尋ねしたいのですが、この中で出てくる「産業業務施設の移転の促進」というこの観点ですが、果たしてどのくらい移転できるのだろうかということについてはまだわからないということですが、その中身。これも頭脳の部分と関係するわけですが、ここで考えておられることは、果たして本社機能の移転ということまできちんと視野の中に入れてこの法案というものができておるのかどうか。ただ単に工場であったり、営業所であったり、支店であったり、そういう部分の産業施設の移転にとどまるのか、この点については、建設大臣、いかがお考えでございますか。

○市川政府委員 通産省にお答えいただいた方がより正確かと思えますけれども、一応本法案におきまして、産業業務施設につきましては、事務所、営業所、その他の業務施設のうち、地方拠点都市地域への移転または立地促進を図ることが業務機能の再配置を促進する上で必要な施設ということをいうわけでございまして、具体的には政令で定めることとなりますが、政令では、公的セク

ター以外の事務所及び研究所を定めるところを予定しているところでございます。

○倉田委員 余りよくわからない部分も多いのですが、本当に東京一極集中を是正しようというところであれば、やはり地方に本社の機能から権限の問題から含めて移転をしていくような、そういうスタンスで臨んでいかなければ、東京一極集中は是正できないのではないのか、このように思うわけでございます。

そこで、地方拠点都市地域の指定の問題でございますが、これは質問の中で、初年度五十カ所ぐらいあるいは最終的に八十カ所ぐらい、そういうことになると聞いておるがというお話が出ておったのでございますが、御答弁の中にはきちっと出ていなかったと思えます。これは大体どの程度の数を初年度予定しておられるのか、あるいは全体で見ると、今後どの程度のところまで地方拠点都市地域の指定というのは進んでいくのか、あるいはどの程度の数を適正と考えておられるのか、これは国土庁長官でございましょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○小島政府委員 先ほど不適切な発言でございましたらお許しをいただきます。今、先ほどからいろいろ御議論ございまして、地方の開発発展あるいは自立的牽引といえますか、そういうこととの拠点となるということになりますと、各県ある程度数を限らざるを得ないだろう、そういうと効果を十分に発揮しない、こういうふうにご考えるわけでございます。私も現在、最終的には各県おおむね二の地域がこういう地域になってくるのではないかと考えております。

○倉田委員 それでは、次の観点からの質問に移りたいと思えます。本法案と農村、漁村の整備という観点でございますが、本法案が農漁業の活性化という観点から考えた場合、どんなふうになっていくのか、これは農業関係者本当に大きな関心を寄せられていることだろうと思えます。

そこで、この第十七条には「農山漁村の整備の促進等についての配慮等」という規定があると同時に、先ほど農水大臣は原則的に地域指定がされたら、農地法等々については許可するのだ、こういう御答弁でございました。また一方では、優良地域は、優良農地というのを守っていき、後の方では優良地域の方に超優良地域と超がついてまた狭まったのかな、こんな気もしたのですが、法案の中では「これらの施設の設置の促進が図られるよう配慮する」、こういうふうにご存じます。

それで、これは農業に従事される方々の気持ちも推しはかって質問をさせていただくわけですが、指定がされた場合、その農村、漁村の産業基盤というものが損なわれることがないのかどうか、さらに農地法その他の法律による処分を求められたとき、今申し上げましたように「施設の設置の促進が図られるよう配慮する」とあるわけですが、これと、この配慮という言葉の中で、むやみやたらにということはないのだと思えますけれども、いわゆる裁量権の逸脱の問題があったり、あるいは乱用の問題があったりすることも、可能性としてはなくもないわけですから、この点の歯どめについては、どのようになっているのか、これは農水大臣、農水省の方からお答えを願いたいと思えます。

○田名都国務大臣 この法律案でありますけれども、都市と農村が一体となって交流できる、そんな環境も期待しております。あるいは農村、漁村の後継者、こういう方々にとっても、都市機能というのには非常に魅力があると思えます。あるいは都市の方から見ると、農山漁村の通常のレクリエーションの場、そういうものも提供できるようなものであろう。いろいろな角度から見てみても、この整備というものは、農村、漁村にとっても非常に期待が持てる。そこにまた、多様な就労の場ということを私どもよく申し上げますが、そういう意味で就労の場が確保できるという

ことになると、相当定住の可能性が出てくるというところから、これはどうしても農林水産省としても積極的に御協力もしていかなければならないというふうには実は考えておるわけであります。

農地はどうなるかということですが、これは基本的に平場のいい農地というものは、私どもは永久に農地として確保していかなきゃならぬというふうにご存じます。しかし、どの地域が、どの町がこの地域になるのか、実態に即して、基本的には優良な農地は残す、しかし、そうでない、そうでないというものは変ですが、一方ではこれを進めるために工場を設置したいというときには、十分これは相談をして進めていきたいというふうにご存じます。

○海野政府委員 若干補足させていただきます。今先生の方からの御指摘もございましたし、ただいま大臣からもお答えいたしましたように、農山漁村の定住、また活性化という観点から、本当に魅力のある都市になってほしいわけでございます。逆にまた、それぞれの指定された都市が本当に地域の特色を生かして大都市と張り合っていくためには、やはりその地域地域の特色ある農林水産業が、背後に健全なものがないと育っていかない。そういう両方持つ持たれた関係が、拠点都市と周辺地域との一体的な整備というこの法律の考え方だろうと思っております。

そういう意味から、産業業務施設を建てる場合に、常にその施設の用地の農業用の土地利用との調整ということが出てまいります。そういういわばどっちの面からもお互いにお互いが必要であるということでございます。この辺は十分両方の必要性を突き合わせていけば、必ずやその調整はされるだろうと思っております。

ところで、先生おっしゃった配慮の中で、裁量権の乱用や逸脱があつてはいけない、これは当然のことでございます。特にこのような農地転用の許可というふうなもの、これは許可するかしないか、非常に大きな効果が出るものでございませ

て、たまたまその担当に当たった人間の主観で許可されたりされなかったりということがあってはいけないわけでございます。

そういう意味で、農地転用の許可については基本的に通過で、要するに状況を見ればこういうものは許可をする、こういうものは許可をしないということがわかるようにということで通過を出しております。これまでも地域振興立法との絡みで配慮という場合に、どういう配慮を、要するに配慮の結果、どういふふうな土地利用の調整が行われたものは許可する、どういふところが十分でないものは許可しないということがはっきりわかるような通過を出してまいりました。

今回も、この基本方針の策定を待ってそのような通過を出す必要があると思っております。特にこの場合は地域地域によっていろいろ違っていてまいりますので、幾つかの地域の基本計画が現実立てられた段階で、その後の基本計画に対するものとしては、またそこで見直す必要が出てくるかもしれません。

いずれにしても、たまたま何かのかげんで配慮し過ぎてしまったり、し足りなかったりということのないように、通過をもってその辺のところを明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

○倉田委員 指定されるかされないかという問題もそうでしょうし、指定された場合、どの地域まで入るのか、鉛筆の外側と内側と、そこに住んでおられる方々は、また大きな環境の変化があるのだということだと思っております。そういうことが恣意的にはならないようにひとつきちんとやっていただきたいと思いますし、また同時に、これは適正な形で、通過ということも必要なのかもしれないけれども、地域の創意工夫、自主性というものが生かされるようにちゃんと御考慮をいただきたい、このように思います。

そこで、細かな問題になりますが、建設省に、建築行為等の制限というのがこの法案の中に入っ

ております。第二十一条、二十二条ですが、これは例えばどのようなものをお考えでしょうか。これが私権の制限に通じていくのではないのか。これが許される合理的根拠をどのようにお考えになりますでしょうか。

○市川政府委員 第二十一条は拠点整備促進区域に指定された地域内につきましての建築行為等の制限でございます。お尋ねの私権の制限ではないかという意味では、私権の制限に当たりません。これにつきましては、ちょっと時間がからな

いように気をつけますが、速やかにその区域内で土地区画整理事業等の面的基盤整備を行う責務を地権者が負うておりますので、その実施を容易にするために、そういう事業を行う場合に障害とな

るような行為、いわゆる建物を建てたり、そういったものにつきましてはチェックしたいというところから、知事の許可にかからしめているものでございます。こうしておきませんと、いざ事業を行うという段階で、その撤去費用等もかかりまして、建てた人にとりましてもさることながら、

地権者全員にとっても大変な損害になりますので、あらかじめチェックしておこうというものでございます。

ただ、こういった私権の制限がその区域内の地権者にとりまして過度の私権制限にならないという意味の保障規定が次の第二十二条でございます。一定の場合に限りましてその私権制限の保障規定をいたしまして、場合によりましてその保持しております土地が自由に使えないということから、その場合は、じゃ、その土地を買い取ってほしいという申し出ができるというふうにして

おるものでございます。

も実はあるんだと思うのです。実は、ぜひその個々の住民の方々の意見も何らかの形で指定の中に反映をされるよう、御配慮を願いたいと思うのです。

そこで最後に二点だけ、この地域指定をされても少なうとも拠点都市として開発をされていく、こうなつた場合に、周辺の農村、漁村まで含めて指定をされる、開発をされていく、この場合になつたときに、地域の環境というものはどうなのか。

開発と環境、これは従来からの課題ではありますけれども、この本法案について、この点はどのようにお考えになっておられるのか、この点を、これは建設省にお伺いをいたしたいと思います。

それから最後にもう一点、この拠点法が成立した場合、ねらいは東京二十三区も一つに非常に大きくあつたんだと思うのですが、この実施により東京はどんなふうに変わっていくというふうにお考えになっておられるのか、これは建設大臣と国土庁長官にお伺いをして、私の質問は終わりたいと思っております。

○山崎国務大臣 環境の問題は非常に重要な問題でございますので、新しい拠点都市地域整備の計画がつけられます際に、これは当該関係自治体でつくっていただくわけでございますが、先ほど農林水産大臣もお述べになりましたように、できるだけ大専な緑地を残すようにといった観点から計画がつけられることを私どもは希望いたしておるわけでございます。その点は基本方針の中に入れてたいと考えております。

東京がどうなるのかということでございますが、この法案では産業業務施設の地方移転を試みようとしたしておるのでございます。インセンティブは金融、税制等でございますが、施設が移転されました跡は、これは東京がより住みよい都市になりますように、公共用地といたしまして整備を取り進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○東家国務大臣 政策通の先生、あらゆる角度から御質問なされましたが、先生、熊本でございますが、

すから一言申し上げておきますが、環境の問題もございましたが、とにかく熊本、干拓を何十年かごとくやってきたのです。それが今なかなか農地の転用ができないというふうなことで、行われていません。もう奥い海がたくさんございます。一メートル五十も七十も高いのです。そういうところをやはりこれから農林省でも大いに活用し、そして地域に活性化できるような土地を提供していただくとかというふうなことで、農水省の役割も少し多様化していただきたいなと、私なりにかねがねから考えていたわけでございます。

なおまた先ほどから、今直接の御質問でございますが、指定はどうするのかということでございます。私どもは、私どものところに第二、第三の市だとかいろいろ先行的に出てきますと、じゃ、早く合併しておけばよかつたというような意見さえも出るわけですね。先ほど塩川自治大臣と、これは合併促進につながるから結構なことだなんてささやき合っていたことでございます。

しかし、そういうことも大切ですが、その地域が今後どう将来に向けて、二十一世紀に向けて、この法律が起点となって、活力ある地域ができるかということが基本であろうということでございます。余りそういうことの詳細なことにとらわれることなく、大局的に今後の対応をしていくべきではなからうかというふうに私は考えております。

なおまた、東京都の役割、これはもう世界都市としての役割は十分果たし得る問題等がございますから、建設大臣がお答えなされましたとおりでございます。

○倉田委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○古賀委員長 小沢和秋君。
○小沢(和)委員 まず、国土庁長官にお尋ねをいたします。
本法案は、地方に拠点都市地域を整備し、これを受け皿にして、東京二十三区からオフィスの移転を図り、過密と過疎を解消しようという案だと

や金融措置、あるいは地域公団によります。団地造成等の受け皿整備、これらの対策を用意しているところがございます。これらの措置と拠点都市整備事業とが相まって産業業務施設の移転というものが進むものと私も考えておるところでございます。

それから、地元の投資の件でございますけれども、これから市町村で計画をおつくりになる、もちろんその前に都道府県での地域の設定というものがあられるわけでございますけれども、これらの計画づくりの段階で私もいろいろ御相談に乗ってまいりたい、かように考えております。もちろん、受け皿をつくらなければならない企業は来ないといつたようなことになりまして、政策効果も上がらないわけでございます。地域のためにもならないわけでございますので、そのようなことにならないように経済動向、投資の動き等々も見ながら進めてまいりたい、かように考えているところでございます。

○小沢(和)委員 私は、オフィスを過密状態にある東京二十三区から地方拠点都市に移すためには、もっと出ていくように仕向ける強力な仕組みが必要だと思えます。本法案では、オフィスを輸出していく仕組みは特になく、移転すれば税制上優遇するというだけではいまいか、お尋ねします。

○中田政府委員 この法律では、過度集積地域ということで、委員御指摘の追出す地域でございますが、これについては東京二十三区を想定しております。

これにつきまして、法律の三十九条というのがございまして、「土地利用に関する計画を定めるに当たっては、過度集積地域における産業業務施設の集積の状況等を考慮し、」等々ということになっていくわけでございます。つまり、この新しい法律におきましては、既存の大都市圏におきまます産業活動というものを制約していくということではなしに、むしろ増分と申しましようか、新しくふえてくる部分を地方に誘導し、そこに受け

皿を整備して収容していく、かような考え方であるわけでございます。このような三十九条といたつたような形で企業の誘導も行っていきたいと思つておるところでございます。

○小沢(和)委員 東京都心からオフィスを輸出していくということについては、各方面から今提言が発表されております。例えば、総理大臣の諮問機関である経済審議会の二〇一〇年委員会が、昨年六月二〇一〇年への選択」という報告の中で具体的に述べております。

経済企画庁、お見えになっておられると思つて、その部分を説明していただきたい。ついでに、最近経済審議会はこれらの検討結果をまとめて中間報告を発表しておりますが、この中ではどうなっておりますか。

○鎌谷政府委員 お答え申し上げます。先生御指摘のように、昨年の六月でございますけれども、経済審議会に設けられました二〇一〇年委員会、これは総理の諮問を受けてとかさういう形ではございませんで、経済審議会として自主的に審議をして提言をしたという二〇一〇年委員会報告でございます。

その中で、東京集中の大きな要因といたしまして事務所機能の集積の問題があるという認識のもとに、もちろん基本は地方の拠点都市の機能強化あるいは周辺地域とのネットワーク形成による地域の活性化ということが国土の均衡ある発展の基本である、こういうことではございませんけれども、東京への事務所機能の集中の抑制あるいは分散の誘導ということも重要だということで、三つの検討課題を挙げておられます。その一つは、税あるいは賦課金の賦課ということでございます。第二番目は、都市計画的な手法の適用、第三番目が、直接的な規制の問題、こういう三つが検討対象としてはあるのではないかと提言をいたしております。

そのうちの税等の問題でございますけれども、これにつきましては、目的は異なりますけれども、地価税の着実な実施あるいは固定資産税評価

の均衡化・適正化の効果ということも期待されるかと思つたので、私もそういった効果も見きわめながら、さらに今後の東京集中の動向ということも踏まえて、受益と負担のあり方をさらに検討すべきもの、こういうふうにご考えておられるわけでございます。

それから第二番目に御指摘の経済審議会の最近の検討状況ということでございますが、新しい経済計画の諮問を受けまして、今経済審議会は鋭意検討をしております。

先般、十五日でございますけれども、これまでの審議の中間的な取りまとめということで検討の方向を発表いたしております。

その中で、今後東京一極集中の是正に向けまして各地域の個性を生かしながら地域の活力を一層高めるとともに、東京圏からの諸機能の分散を促進すべき、こういう基本方向、基本認識のもとに、今後の具体的な施策といたしましては、地方における魅力ある生活圏の形成、特色ある地域づくりや首都機能移転問題の対応等のほか、経済的手段の活用による諸機能の集中抑制、分散ということも検討項目として挙げておられるところでございます。

これはあくまで現在の中間的な検討の方向ということでございますので、さらに具体的肉づけは今後の検討にまづ、こういうことかと思つております。

○小沢(和)委員 同じような検討が国土庁や東京都でも行われております。新聞報道によれば、国土庁はそのための委員会を設置し、海外の事例も調査し、三月末をめどにオフィス立地規制や課税方策に関する新立法の可能性を研究しているとのことであるが、どうなっているのか。その具体化をどうするつもりかということもあわせてお尋ねいたします。

○西谷政府委員 工場、大学につきましては、御承知のとおり法律がありまして、東京都を含む既成市街地、この立地規制が行われているわけでございます。そのことからいいますと、事務所についても同様のことをやたらどうだ、こういう議論が当然出てくるということでございます。

ただ、今おっしゃいました委員会でも、入り口で非常に問題になっておられますが、事務所というのは言ってみれば都市そのものであるという表現もよく使われますけれども、多様な業種、業態がある。そして現在の社会では、それが日々新たに更新されながら都市の活力なり社会全体の活力が生まれてきている。こういう状況の中で直接規制をするということは果たして基本的にどうなのか、かなり基本的な議論がございまして、諸外国の例なども十分勉強しなければいかぬということ、実は三月に何らかの御報告をと思つておりましたけれども、これはおくれております。なおしばらく検討を続け、対応していきたい、このように考えております。

○小沢(和)委員 私は、このような手段によって二十三区外に出るようによっても、地方拠点都市にオフィスを移転する企業は少ないと思うので、政府が都心からのオフィス誘導地域として東京圏を考慮、ここに幾つかの業務核都市をつくる計画を推進しているからであります。私は、企業は移転先としてはまずこちらの方に目を向けると考えるが、どうでしょうか。実際、蕨張や横浜にその受け皿になる巨大なビルが次々に建設され、研究開発部門や研修施設、事務センター等が移転しつつあります。その中には三菱重工、ソニー、日立、日本航空、新日鉄等の有力企業の名もありませんが、しかし、そもそも本社機能そのものを移している企業はないのではありませんか。

○西谷政府委員 一都三県、それに茨城県南部まで含めたいわゆる東京圏、東京六十キロメートル圏という広域的な東京圏で考えますと、実は東京都二十三区、これが突出して集中しているわけでございます。東京都二十三区は八百万ほど人口がおりますが、これは夜間人口、常住人口でございます。これに加えて、日々周辺圏から二百六十万ほどの方々がいつも通勤して見える、こういう状況でございます。そうであれば、むしろ事

務所というものを住宅のある方へ、つまり周辺圏の方へ整備していく、これが業務核都市の基本的な構想でありまして、六十キロ圏全体の秩序ある整備を図っていく、これをねらいとして行っているわけでございます。

御指摘のように、これがあるからといって地方への分散ができないというわけではなくて、地方部への展開は、新法を軸としながらそれはそれとしてやっていく。しかし、当面の問題として、周辺圏から多量に通勤してきている、こういう問題もあわせて解決していかなければならない問題じゃないか、こんなふうと考えております。

○小沢(和)委員 いや、私は、そういう受け皿をもう一方で用意すれば、都心からまずそちらに行ってしまう、地方拠点都市には行かないのではないかと、地方拠点都市には行かないわけです。そして、このようにして東京圏にオフィスを分散させたとしても、それは確かに都心部における交通難や環境悪化等の過密問題を若干緩和する反面で、こういう過密の弊害を東京圏全域に拡大するという結果にしかならないということも、私はこの機会に警告しておきたいと思うのです。

次に、建設大臣にお尋ねをいたしたいと思っております。

今までオフィスの東京部心部からの地方拠点都市への移転について論じてまいりましたが、私は、今改めて政府の政策に重大な矛盾があると感じずにはおられません。一方でこうして都心部からオフィスを出そうとしながら、他方で都心部再開発を進めたり、臨海部を埋め立ててどんどん巨大なオフィスビル建設を進め、さらに都心部への集中を強めつつあるからであります。

大臣にお尋ねをしたいと思います、昭和五十八年ころ、いわゆる中曽根民活と言われた一連の施策の中で、都心部に巨大ビルを建設できるよう、高度利用地区、特定街区及び総合設計制度についてより大幅な容積割り増しが可能となる基準の改正、高層ビル建設が可能となるような第一種住専地域の第二種への指定がえ推進等の措置が相次いでと

られました。その結果、二十三区オフィスの建設面積は実際大いに促進され、昭和五十七年には百六十六ヘクタールだったものが年ごとに伸び、昭和六十三年には四百八十五ヘクタールに達し、以後今日まで四百ヘクタール台の高い水準で推移しております。こういう規制緩和措置を急いで再検討すべき時期に来ておられるではありませんか。

○山崎国務大臣 中曽根民活当時に先生がたいまお挙げになりました市街地住宅総合設計制度等の規制の緩和を行いましたことは事実でございます。ただし、そのことによりまして大都市地域における既成市街地におきまして約四万四千戸の新しい住宅を供給するなど、それなりの成果を上げたことと承知をいたしております。

都市計画法や建築基準法等の改正は本国会にも提案をいたしておりますが、時代の趨勢を見まして適宜この改正を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○小沢(和)委員 私は、こういう手法がオフィスビルをたくさん建てることになったじゃないかと、言うのに、住宅をたくさん建てて、その面で成果があったなどと言うことは問題のすりかえだと思っております。

時間もないから、もう一つ重ねて大臣にお尋ねをしたいと思いますのですが、東京臨海副都心計画、これはもつと直接的に国と都が都心部のオフィスビルを大々的に作り出すものであり、一極集中の弊害を極限まで拡大するものだと、言わざるを得ません。これまでの都心部に隣接する海面を埋め立て、広さ四百四十八ヘクタール、就業人口十万人、一日の出入り人口四十五万人という巨大な業務区域をつくり上げた後、再び爆発的に都心への集中が起こり、地方への移転などは完全に吹っ飛んでしまっているではありませんか。これでは、ますます交通難や環境破壊等も深刻になる。

こういう状況の中で地震などの災害が起こったから、一体どうするのか。この計画は、むしろ渋滞を東京都に政府が押しつけた形で始まっております。

す。政府はみずからの不明を恥じ、直ちにこの計画の根本的再検討を都と一緒に進むべきではありませんか。

○山崎国務大臣 四全総におきましても、東京臨海部は、東京圏が我が国の首都としてのみならず、世界の中枢都市としての役割を果たしますために、国際金融機能等の展開に対応してその整備を進めるということになっております。したがって、本法案で地方圏の戦略的、重点的整備を行うことを志向いたしておりますが、東京臨海部の整備も多極分散型国土の形成に資するもの、その一環と認識をいたしておるところでございます。

細かい点は省きますが、業務の東京都区部からの移転、分散を促進いたしまして、先ほど申し上げましたような国際金融機能等の業務を中心に多極分散型国土の形成に資する方向で立地を誘導してまいりたい、そう考えておるところでございます。

○小沢(和)委員 時間が来ましたけれども、最後にもう一度言いたいですけれども、臨海副都心というのは、東京駅からほんの五キロか六キロぐらいの地域に、あるいは海城を埋め立ててつくっていくのです。そこに十万人からの人が働いてオフィスビルが出現する。そしてまた都心部では、容積率の緩和などによって引き続きどんどん年間四百ヘクタールもの事務所が広がっていく。一体こういうような状況を全く再検討もせずにおいて、都心からオフィスビルをどんどん出していくなどというようなことを一方で言っても、これは全く空文句になりませんか。

もう一遍そこだけお尋ねします。

○山崎国務大臣 重ねて申し上げますけれども、東京臨海部の副都心構想は、四全総におきましても、東京都の区部中心部から移転を図る一つの目的の施策として四全総においてこれが認知されておるところでございます。その方向で今日まで努力をしております。今後とも推進してまいりたいと考えております。

○小沢(和)委員 終わります。

○谷垣委員 御苦労さまでした。

次に、高木義明君。

○高木委員 地方拠点都市整備法に関連をいたしまして、私は幾つかの質問をいたします。

まず、国土審議会の調査部会での議論の内容についてお伺いをしたいと思います。東京一極集中を是正し、国土の均衡ある発展を実現しようということで、昭和六十二年六月、第四次全国総合開発計画、いわゆる四全総が策定されました。今日まで、そのもとにさまざまな施策が行われてまいっております。しかし、この四全総は必ずしも所期の目的を達成できていない。今日の一極集中の深刻化、あるいは人口減少地域の拡大、こういうものがその一つのあらわれとして起きておるのであります。

今回の地方拠点都市法も、四全総の趣旨を踏まえていわゆる地方の中核となる都市を整備をしていこう、こういうことにあるわけでありまして、しかし、片や四全総の見直しも問われておるのであります。今般国土審議会の調査部会が、第一回の会合を開きました。四月の十三日に開催されたというところでございますけれども、この会合での議論の内容と、今後この四全総の見直しについてのどのようなスケジュールで進められていくのか、この点についてお伺いをしておきます。

○東家国務大臣 お尋ねの第一回の会合で東京一極集中問題、それからこれからの情報等のグローバルゼーションへの対応、人口減少、高齢化の進展等、地域社会などの諸課題について御議論をいただきました。その御議論の中で、おおむね二年程度において点検作業を進めるというようなことでございます。

四全総の作成に当たりましてから今日まで、諸情勢の変化が大変著しく変わりました。そういうようなことで、この進捗状況の点検を行うわけでございますが、今後多極分散型の国土の形成を推進していくためには、やはりどうしても点検を行う必要があるということで、今後とも、去年の十

そういうふうな農地を含んだ町づくりというのは、一体どこで、どういう形で調整が可能なのでしょうか。これは両大臣、どう思われますか。

○市川政府委員 私の方から答弁させていただきますが、地方拠点都市地域では、御指摘のように、そういういわゆる農林漁業が健全に営まれている地域も相当含まれるわけでございます。一般的に、こういった地域におきます土地利用規制のあり方につきましては、先生既に御案内のことと存じますけれども、一応基本的には、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分にわたって、都市計画部局と農林水産部局とが協議いたしまして、農業の振興を図るべき地区につきましては市街化調整区域にするということで処理させていただいております。

したがって、農業振興地域の指定に当たりましては、市街化区域は対象としないといったような取り扱いがなされておるところでございます。基本的にはそういう形で、いわゆる線引きの段階で関係省庁間、部局間での調整が行われているというのが、我が国の土地利用規制法の体系でございます。

○菅委員 いいですか、農林大臣、後で農林省に聞きますから。

つまり、今のはまさに建設省の公式見解だと思ふんですね。しかし、それじゃ、さっき私が言ったことと、片方だけ言っているんですね。ロシアの方言だったのか、日本を言ったのかわかりませんが。

つまりは、そういうことが、じゃ、市街化調整区域に入れる、入れないだけで全部終わるわけじゃなくて、その地域をどういうふうに関係を、あるいはどういふ部分は農地として保全していくのか、そういうことをあわせて議論が必要だと思ふのです。

かつて私は、何かアグロポリス構想なんというのを農林省が考えられたということも聞きました。農林省として、そういう農村地域の地域開発などについて、今言った問題と関連して、どんな

考え方を持っておられますか。

○海野政府委員 今お尋ねのアグロポリス構想の話でございますけれども、アグロポリス構想は現在まだ構想中でございます。これは特に農業を振興していく上で、むしろ町ということよりは、それに対する支援機能研究でございますとか、資材供給でございますとか、そういうものを、その地域の農業をいっしょに一体としてある方向へ向かって転換をしていく、そのために集中的にそういう支援機能を整備しようというような構想でございます。

したがって、現在までのところ、まだそのための途中調整ということまで構想は来ておりませんけれども、ただ、各農村地域での都市的な利用と農業的な利用との調整につきましては、たゞいま建設省から御答弁申し上げたのと同じことでございます。私ども農業振興地域整備計画、これが農業振興上の制度としてございますけれども、当然のことながら、市町村としては両方のことを考えながら、それぞれの制度にのっとった土地利用計画ということでございまして、相互の利用の調整を図りながら、適切に運用していると考えております。

○菅委員 つまり、農林大臣、今農業に対する支援機能としてのいろいろな業種を考えている。しかし、この拠点都市などは必ずしも農業の支援というふうには狭く考えないで、まさに東京のど真ん中にある電機メーカーであっても、あるいは別の問題であっても、移してこういうところという別の問題です。ですから、私は、これからの農村地域のあり方ということを考えてときに、まさに狭い意味での農業との関連ということを超えて、やはりもっとあらゆる可能性、例えば飛行場ができたら、すぐそばにハイテクの工場なんかできやすいわけですから、そういうことも含めた土地利用というものを考える必要があると思ふんです。

きょうは問題提起だけにこの問題はとどめまされども、だから私はどうも、都市部の土地利用計画のかぶさっている都市計画法と、農村部の土

地利用に携わっている農地法とかあるいは農振法というものが、必ずしもきちんとした連動をしていない、その上位概念的な国土利用計画法も、必ずしもきちんとしていない、やはりそれをまたぐような土地利用計画法といったようなものも考える時期に来ているのじゃないかと思ふます。

○山崎国務大臣 都市の周辺部で都市的土地利用と農村的土地利用が併存する状況が広く見られますが、このような地域につきましては、農村と都市地域の調和のとれた計画的な土地利用を図ることが重要と認識をいたしておるところでございます。このために、市街化区域や、未練引き地域において用途地域が指定されている区域におきましては、総合的に農業の振興を図ることが必要な農業振興地域は指定されないこととされております。都市的土地利用と農村的土地利用との調和が図られておるところでございます。

なお、良好な営農条件と居住環境が確保された地域の整備を図ることが必要な地域につきましては、昭和六十二年に建設省、農林水産省の共管の法律として定められました集落地域整備法に基づきまして、集落地区計画を定めて土地利用規制を行うとともに、農用地等の整備を行うことといたしておりました。今後、本制度の活用を努めていく所存でございます。

○菅委員 集落地域の法律あるいは市街化調整区域の中に新たな地区計画などの制度も盛り込もうなどということがまた提案されているようですが、それぞれの法律の中で物を考えるということからもう一つ上位概念的な考え方ができないかというところを、重ねて問題提起だけさせていただきます。それかもう一点、きょうは自治省にも特に出席をお願いしました。今の議論にも出たように、土地があるときは建設省の領土になり、あるときは農林省の領土になるかもしれないけれども、実はその領土は、領土という言葉ははやや厳し過ぎるかもしれませんが、自治体にとってはま

さに固有の領土なわけですね。そこで、地方自治法の中にはいわゆる基本構想という条項があつて、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をつくることになっていくわけですね。この基本構想というものが、例えば都市計画の考え方をきちんとコントロールしたり、あるいは農村地域を含め、この地域は農業で、この地域は場合によつたら新しい、都市化した地域へと、そういうふうな土地利用計画をきちんとか束縛するものか、そういう権限を持っているのか持っていないのか、その点について伺いたいと思ふます。

○紀内政府委員 御指摘にございましたように、市町村の土地というのは、たまたま都市的に利用されようと、あるいは農地的な利用をされようと、いずれにしてもまさに市町村の構成要素でございます。したがって、それ全体がうまく動くように仕組まなければならないということ、市町村の基本構想は、お話にもございましたように、市町村の議会の議決を経て定められるわけでございますけれども、都市計画とか農振計画というものは、いわば都市機能の増進であるとか農業振興とかいうような特定の部門にかかわる計画でございます。当然のことでございますけれども、そういう部門別の計画というのは、基本構想に示される市町村経営の長期的展望に即してそれを具体化するという性格のものでなければならぬというふうな思っております。また、その趣旨からいたしまして、都市計画法なり農振法におきましても、基本構想に即すべき旨が法令上明確に位置づけられているわけでございます。

とは申しませんが、基本構想である以上、その詳細の度合いにおきましては限界がございまして、具体的に図面に落とされ、それが個別の計画をきっちりと物理的に縛るといふふうな性格のものにはなっておりませんけれども、その基本構想に盛り込まれた考え方、またそれを基本構想にまとめるに当たっているという具体的なバックデータの整

理等の作業がございませうので、そういうものを生かして具体化される、そういう性格のものであらうかと思っております。

○菅委員 これは建設大臣、せんだって予算委員会で私は山梨の条例の問題を取り上げましたけれども、例えば自治体が景観の立場から、ここにはこういう建物は建てたくない、あの場合は条例で議決になっているわけですから、そういうものが例えば基本構想の中にあつた場合に、それに都市計画はきちんとしておられるのであれば、基本構想の中に盛り込めばいいと思つております。

しかし、今の自治省の答弁にもあつたように、考え方としてはそれに沿つてもらうことになつていくけれども、個別には必ずしも縛られていないというのが、今の基本構想の性格なわけですね。政府が今出されている都市計画法の改正案の中に、自治体のマスタープランと一般的には言われておりますが、いわゆる市町村の都市計画に関する基本的な方針という項目が入つていますね。これも、基本構想に沿つてというふうな言葉が入つていたり、あるいは、既にある都市計画法の中の整備、開発、保全の方針などの関連性が言われているわけですが、もっと都市計画的な決定権を自治体に持たせる。まさに基本構想のように、同じ自治体の中には農地もあれば、林地もあれば、あるいは都市的な地域も含まれるようなところが特に地方都市は大きいわけですから、それを中央が縦割りにちよん切つてコントロールするというのではなくて、基本的には自治体がそういう土地利用の計画を立てられるのだ、そこから逆に、トップダウンじゃなくてボトムアップで、それを越えた問題については調整していくんだ、そういう考え方に立つべきだと私は常に主張をしているのですが、この地方拠点の場合もそういうことが特に重要だと思つていますが、建設大臣、いかがでしょうか。

○市川政府委員 都市計画制度は、現在のところ、知事が決定するものと市町村が決定するものと分かれておりますが、知事が決定する場合に大臣の承認という行為がございませうので、今菅先生の御指摘はその辺についての御指摘かと思つておりますが、基本的に、市街化区域、市街化調整区域の線引きのようなかなり広域的な見地から考える必要がある土地利用計画については、知事の決定にかからしめるということになつておるわけでございます。都市計画全体の体系といたしましては、ほとんどが市町村決定でございまして、ただいま申し上げましたような広域的な見地からするものが知事決定となつておる次第でございまして、私もとしましては、できるだけ都市計画は地元レベルで案を考へ、決定すべきものというふうにして考えております。線引き制度の活用に関しましては、基本的にそういう考え方になつておるわけでございませう。線引き制度の活用に関しましては、段階におきましても、農地法の運用等につきまして農水省の方で協力体制を条文に織り込む等いたしました。今度の拠点都市構想は、基本計画の計画決定が、市町村が行つて知事の承認で済む、それで国には通知のみということになつておりますので、その限りにおいて、農地法等の体系におきましても知事レベルまで話が済むような体系に改善されるということも含んでおるわけでございます。ただいまの先生の御指摘の趣旨にかなり沿つた法案になつておるといふふうに私も考えておるところでございませう。

○菅委員 局長は知つていてそういうことを言われるので、若干困るのですが、現在の都市計画法、確かに条文上は市町村の都市計画は市町村が決定できるようになつております。しかしこれは、知事の承認が要るわけですね。それから、これはまた、きょうの議論ではありませんが、いわゆる行政と地権者の間の議論であつて、この基本構想のように議会の議決というものは現在入つていないわけですね。ですから私は、農業者であつたり、あるいは場合によつたら福祉的な要件、これは老人施設が少ないから余りそういう人がたくさん住むようなものは準備がきちんとしておるまでではないとか、いろいろな条件を考へますと、自治体の基本構想のようなものも持つて、それがあつた意味では都市計画に対しても基本構想として、基本計画としてまさに連動性を持つ、場合によつたら地域の福祉計画なんかに対しても連動性を持つ、そういうことになつておることを望ましいのではないかと思つておるわけですね。

そこで、先ほども他の委員からパイロット自治体の問題が出ましたけれども、答弁を聞いていますと、自治省は何となく消極的というか他人事なんですね。行革審で検討されているから、出てきたら考へましようみたいな。私は、中央の役所というのには、どうも全部を画一的にコントロールしなきゃ気がおさまらないという長年のトレーニングがきき過ぎているんじゃないか。パイロット自治体構想なんというものは、まさにある自治体は大いにどん権限を持つてやれる、ある自治体は消極的だから今までのメニューでやりましよう。つまり、与えられたメニューの中で選ぶだけの自治体もあれば、場合によつたら自分で町づくりのメニューをつくつて、それをやりたい、やれるんだという自治体もあつていいわけですね。そういう意味では、このパイロット自治体構想もこの都市計画の問題とも非常に関連するわけですが、私は積極的に進むべきだと思つておるわけですが、これはぜひ自治大臣にその見解を伺つておきたいと思つておる。

○塩川國務大臣 自治省は決して消極的ではないと思つておるわけですが、見直しをいたしました場合に、これはやはり長い年月をかけて達成すべきものであつて、今勇ましく、それやりましよう、結構でございますというところは言えない。そこで、私はそれには二つ理由があると思つておる。一つは、今、日本の行政というのは欧米とは大分違つておる。企画、指導という、そういう行政機関でありながら業務団体でもあるわけですね。業務官庁でもある。そうしますと、業務官庁である以上は、事業官庁である以上は、やはりそこに権限を行使するといふ——ですから、パイロット自治体の構想が出ましたときに、自分らの中央省庁の権限が、つまり、彼らにしたら営業品目とやらちやうわけですから、会社のおまんま食つておる営業品目とやらをどうしてしまつた、これは抵抗するのは当然のことなんでございまして、でございますから、私は、時間をかけてだんだんと権限移譲を図つていくべきではないか、こういう主張をしておるのであつて、決して地方自治体の分権に消極的であるとかということじゃございませぬ。これが一つのことでございます。

それからもう一つは、パイロット制度を導入するといつたときに、そのパイロット地域に指定された自治体と他の自治体との整合性をどうするかということが出てくるわけでございますね。そのパイロット地域の首長さんがいわけば周辺との調和を図りながら進めてくれるというところはいいだろうと思つておるわけですが、しかし、その場合に、例えば多少ともそこを来した場合、例えば道路、河川、鉄道、これらすべて一貫しておつて機能を発揮するものでございませぬが、この部分については権限が違つたということになつてきた場合、そのとき困るのではないかと、その調整をどうするかということが一つ。それから三番目の問題は、財政的な裏づけをきちんとしてやらなければいけない。つまり、それは一般財源化するということだけでは私は難しいだろうと。菅さん、おっしゃる通りに、どうしても財源というものは結びついて初めてパイロット自治体というものは生きてくるのじゃないか、そういうようなことがございませぬだけに、私は、その方向を決して失つてはいかぬ、それは希望の星として眺めながら、そこに一歩一歩近づいていくということをやろう、こういうことで慎重にならざるを得なかつたという趣旨でございませぬので、消極と慎重とは違つて、こういうことだけ、ひとつお願いいたします。

○菅委員 では、時間ですので終わります。
○古賀委員長 次回は、明二十一日火曜日午前九時五十分から連合審査会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時四十四分散会

〔参照〕

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案は建設委員会議録第五号に掲載

平成四年五月七日印刷

平成四年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局